

## 令和6年第2回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】

1 令和6年度茨城県土木部公共事業等の執行方針 . . . . . 別添1

### 2 土木部事業の主な動き

(1) 幹線道路網の整備について

・ 県道野田牛久線小張バイパス . . . . . 別添2

つくばみらい市小張～板橋 約0.9km区間 6月24日開通

(2) 令和5年台風第13号に伴う二級河川における緊急対策について . . . 別添3

(3) 洪水浸水想定区域図の作成について . . . . . 別添4

(4) 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区水深1.4m岸壁の新規事業着手について . . . 別添5

(5) 茨城港港湾計画改訂に向けた長期構想検討委員会の立ち上げについて . . . . . 別添6

(6) 茨城港における取扱貨物量について . . . . . 別添7

## 令和6年度茨城県土木部公共事業等の執行方針

### < 1 重点方針の概要 >

- (1) 大規模災害からの復旧・復興事業を早期かつ着実に実施するとともに、公共施設の耐震化などの防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を進め、災害・危機に強い県づくりに取り組んでいく。
- (2) 第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、必要な事業を計画的かつ効率的に推進していく。

### < 2 主な執行方針 >

#### ○予算執行

近年ますます頻発化・激甚化する自然災害に加え、公共インフラ等の老朽化への対策が喫緊の課題であることから、防災・減災、国土強靱化に向けた対策を集中的に実施することとし、令和5年度補正予算と併せ、早期執行に努める。

#### ○建設現場の生産性向上

社会資本整備にかかる調査・測量から設計、施工及び維持管理までのあらゆるプロセスで建設現場の生産性向上を図るため、中小企業を含めた建設産業全体で新技術の導入、ICTの活用等に取り組んでいく。

特に、令和5年度より、全ての土木部発注工事においてICT機器による施工と情報共有システムの活用を義務付け、インフラ分野のDXをより一層推進するとともに、工事検査書類の簡素化など施工手続きの効率化等を進めることにより、生産性向上への取り組みを促進していく。

#### ○建設産業における働き方改革への支援

2024年（令和6年）4月より時間外労働の罰則付き上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえ、働き方改革をより一層推進していく必要があることから、建設業における週休2日が適切に確保できるよう、現場条件を十分に踏まえた工期や適正な予定価格の設定を行う。

また、速やかな繰越やゼロ債務負担行為などを活用し、工事の施工時期の平準化や業務の履行期限の分散化を図るなど、建設現場の就労環境改善への取り組みを通じ、建設産業における働き方改革を支援していく。

## 県道野田牛久線小張バイパス

(つくばみらい市おぼり小張いたばし～板橋)

○県道野田牛久線は、千葉県野田市と牛久市を結ぶ広域的な幹線道路です。

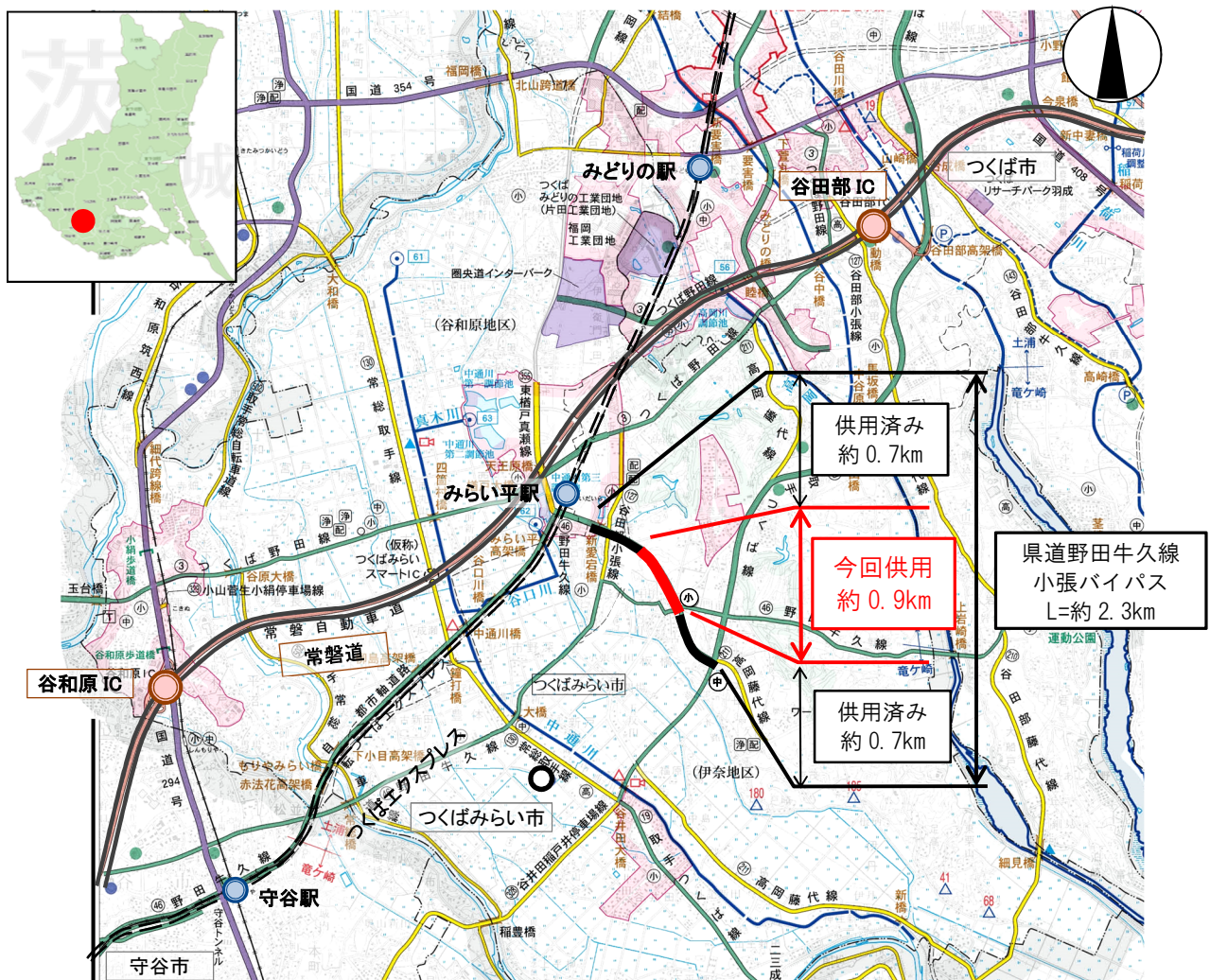
○これまで、つくばみらい市ようこうだい陽光台から南太田に至る、延長約 2.3 km 区間について段階的に整備を進めてまいりましたが、来る 6 月 24 日に、つくばみらい市小張から板橋までの約 0.9 km 区間が開通することにより、全線開通となります。

○この開通により、狭隘で歩道もなく、円滑な交通に支障をきたしていた区間が解消され、人的交流が進むことや緊急輸送道路の機能強化が期待されます。

### ○開通区間の概要

延 長：約 0.9 km

開 通 日：令和 6 年 6 月 24 日



**令和5年台風第13号に伴う二級河川における緊急対策について**

昨年9月の台風第13号により、日立市、高萩市及び北茨城市で甚大な浸水被害が発生したことから、氾濫した河川において、これまでの河道掘削などの「流す」対策に加え、調節池などの「貯める」対策を強化するとともに、監視カメラの設置など被害を軽減するための対策についてとりまとめ、本年4月に公表しました。

引き続き、あらゆる関係者が協働し、ハード・ソフトが一体となった流域治水に取り組んでまいります。

○ 緊急対策の概要

対象河川 (県管理)	里根川・関山川・江戸上川・塩田川（北茨城市） 関根川（高萩市） 東連津川・宮田川・鮎川・大沼川（日立市）
対策メニュー	調節池整備・既存調節池等の活用・田んぼダムの検討 河道掘削等・河川監視カメラ設置・洪水浸水想定区域図の作成等
事業期間	概ね5年間（令和6年度～令和10年度）

○ 位置図等



洪水浸水想定区域図の作成について

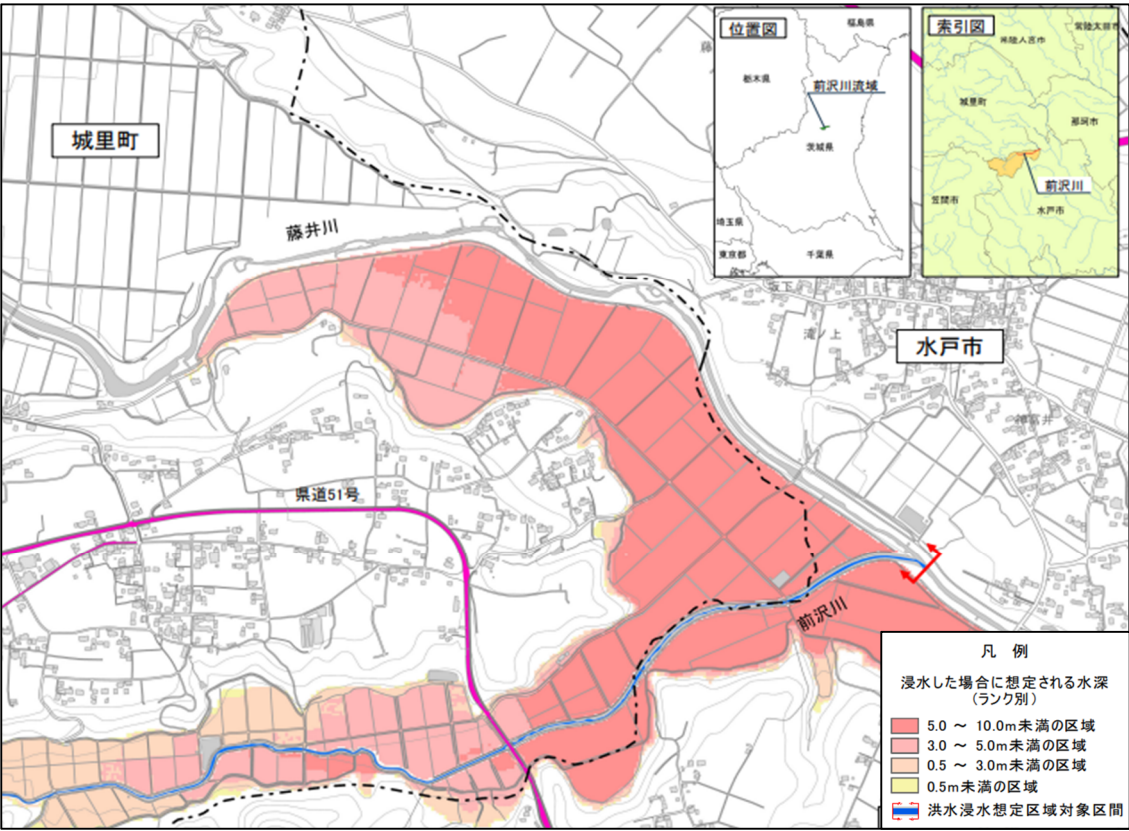
浸水の想定される範囲や水深を示すために作成する「洪水浸水想定区域図」については、本年4月30日までに県管理河川全体の約6割となる130河川で作成が完了し、公表しております。

なお、未作成の86河川についても、本年度中の作成に向けて、関係市町村と連携して取り組んでいるところです。

引き続き、市町村において洪水ハザードマップ等が速やかに作成され、住民へのリスク情報の周知が早期に図られるよう努めてまいります。

○公表状況

県管理河川	公表済河川	未作成河川
216河川	130河川	86河川



一級河川前沢川（水戸市・城里町）の洪水浸水想定区域図（抜粋）

## 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区水深14m岸壁の新規事業着手について

- 茨城港常陸那珂港区は、北関東地域の玄関口として経済・交流活動を支える重要な港湾であり、地域の基幹産業の競争力強化のため、国において、本年度から中央ふ頭地区における水深14m岸壁の整備に着手することとなりました。  
併せて、県においても、背後ふ頭用地の整備に着手してまいります。
- 本事業により、雇用を含めた地域全体の活力向上に寄与するほか、耐震強化岸壁を整備することにより、被災時においても海上輸送が可能となり、防災機能強化にも大きく寄与するものと期待しております。

### 1 事業の概要

事業箇所：茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区水深14m岸壁（耐震）延長330m

事業期間：令和6年度～令和12年度（7年間）

令和6年度の事業内容：調査・設計を実施

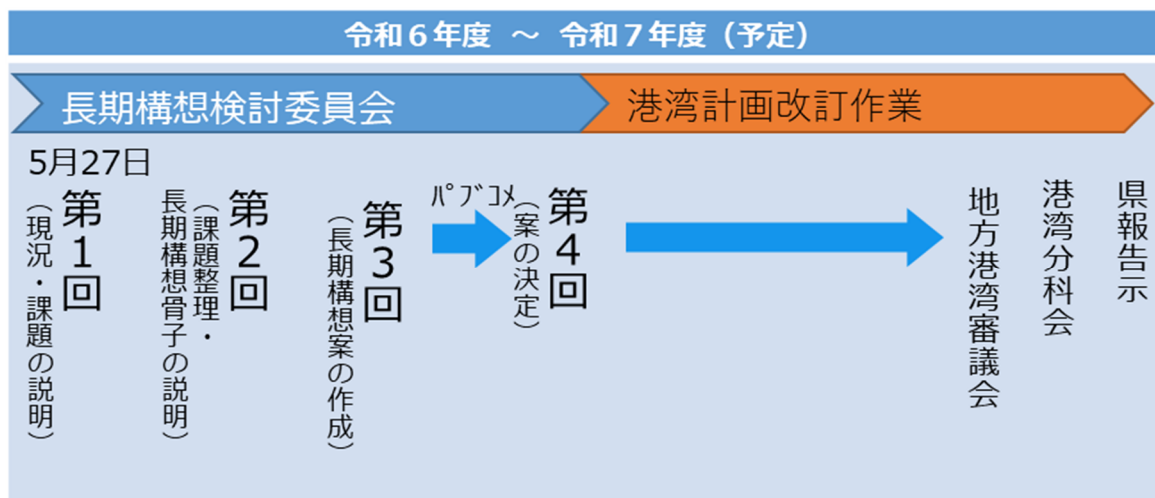
### 2 位置図等



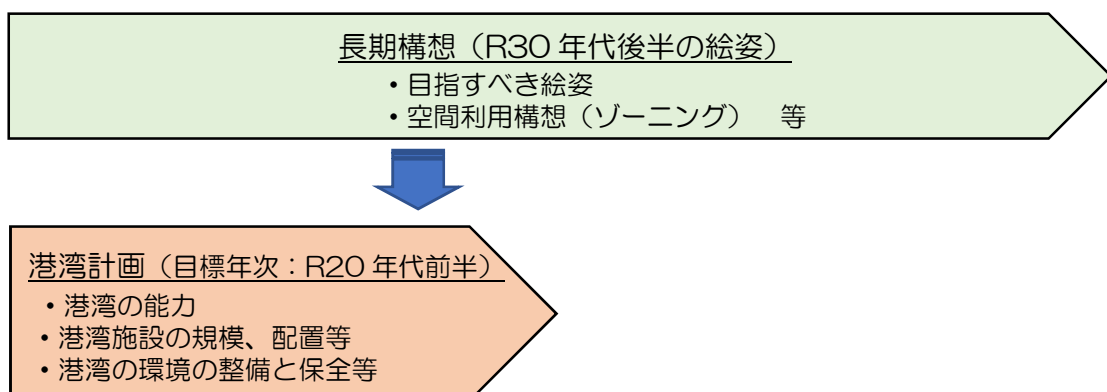
## 茨城港港湾計画改訂に向けた長期構想検討委員会の立ち上げについて

- 茨城港は、平成21年に平成30年代前半を目標年次として、茨城港港湾計画を策定いたしました。社会情勢の変化により様々な課題が生じていることから、同計画の改訂を予定しております。
- 茨城港の現状や当港への要請を踏まえ、長期的な視点に立った茨城港が担うべき役割と目指すべき将来像（約30年先）を検討し、さらには港湾計画の素案（10～15年後）の検討を行い、港湾計画改訂の一助に資するため、令和6年5月27日に有識者等による委員会を立ち上げ、第1回委員会を開催したところです。
- 今後、同委員会における議論及びパブリックコメント等を踏まえながら、長期構想の策定を進めてまいります。

### 1 茨城港港湾計画等策定スケジュール



### 2 茨城港港湾計画等策定イメージ



## 茨城港における取扱貨物量について

- 令和5年の茨城港(日立港区、常陸那珂港区、大洗港区)の取扱貨物量(速報値)は、本県港湾の交通アクセスの優位性を活かしたポートセールスを積極的に展開したことなどにより、過去最高となる3,895万6千トン(前年比104.4%)を記録しました。
- また、常陸那珂港区のコンテナ取扱貨物量(速報値)についても、物流の2024年問題対策として、京浜港からの貨物シフトが見られたことなどから、過去最高となる48,082TEU(前年比102.9%)となりました。

## 1 取扱貨物量

(単位：千トン)

区分	令和4年	令和5年	増減 (増減率)	増減の主な理由
日立港区	5,593	8,743 ※過去最高	3,150 (156.3%)	LNG受入れ栈橋付近の浚渫工事が完了し、LNG船の受入れが増加したため
常陸那珂港区	16,351	15,795	△555 (96.6%)	火力発電所の定期点検により、石炭の輸入量が減少したため
大洗港区	15,369	14,417	△952 (93.8%)	生活必需品の荷動きが減少したため
茨城港計	37,313	38,956 ※過去最高	1,643 (104.4%)	
鹿島港	54,774	56,074	1,300 (102.4%)	コンビナート企業の大規模定期修理が完了し、企業の生産活動が回復したため
計	92,087	95,030	2,943 (103.2%)	

※表示単位未満を四捨五入しており、端数処理により合計等が一致しない場合あり。

## 2 コンテナ取扱貨物量

(単位：TEU)

区分	令和4年	令和5年	増減 (増減率)	増減の主な理由
常陸那珂港区	46,710	48,082 ※過去最高	1,372 (102.9%)	物流の2024年問題対策として、京浜港から貨物がシフトしたため
鹿島港	11,816	12,931	1,116 (109.4%)	コンビナート企業の大規模定期修理が完了し、企業の生産活動が回復したため
計	58,526	61,013	2,488 (104.3%)	

※表示単位未満を四捨五入しており、端数処理により合計等が一致しない場合あり。



令和6年第2回定例会土木企業立地推進委員会

# 議案等説明資料

令和6年6月12日

土 木 部

# 目 次

## 【予算】第110号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第1号）

- 令和6年度予算 課別一覧（6月補正） . . . . . 3
- 建築物等震災対策事業 . . . . . 4

## 【報告】

- 報告第3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について  
別記2 損害賠償の額の決定について . . . . . 6

## 【その他説明事項】

- 「茨城県屋外広告物条例」に基づく年次報告について . . . . . 7
- 「いばらきの豊かな緑を守り育て適正に管理するための条例」に基づく  
年次報告について . . . . . 9
- 指定管理期間満了に伴う指定管理者の更新について . . . . . 12
- 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく  
規制区域の指定に係るパブリックコメントの実施について . . . . . 16

## 令和6年度予算 課別一覧（6月補正）

（一般会計）

土木部

第110号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第1号）

（単位：千円）

区 分	現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
監 理 課	2,918,016	-	2,918,016
用 地 課	67,990	-	67,990
検 査 指 導 課	39,411	-	39,411
道 路 建 設 課	29,950,758	-	29,950,758
道 路 維 持 課	30,616,689	-	30,616,689
河 川 課	20,647,088	-	20,647,088
港 湾 課	5,894,629	-	5,894,629
営 繕 課	242,799	-	242,799
都 市 計 画 課	136,431	-	136,431
都 市 整 備 課	2,603,296	-	2,603,296
下 水 道 課	2,169,047	-	2,169,047
建 築 指 導 課	408,399	12,780	421,179
住 宅 課	4,390,864	-	4,390,864
計	100,085,417	12,780	100,098,197

（特別会計）

港 湾 事 業	11,901,351	-	11,901,351
計	11,901,351	-	11,901,351

（企業会計）

鹿 島 臨 海 都 市 計 画 下 水 道 事 業	5,827,426	-	5,827,426
流 域 下 水 道 事 業	23,586,855	-	23,586,855
計	29,414,281	-	29,414,281

土 木 部 計	141,401,049	12,780	141,413,829
---------	-------------	--------	-------------

○補正予算の概要

- ・ 建築物等震災対策事業

旧耐震基準の木造住宅における耐震診断の実施経費に対する補助 等

## 主要事業等の概要（案）

建築指導課

事業名又は議案の 名 称	建築物等震災対策事業
1 予 算 額	12,780千円
2 現況・課題	<p>能登半島地震においては、多くの古い木造住宅の倒壊被害が発生した。</p> <p>こうした状況を踏まえ、県内においても同様の木造住宅が多数存在することから、近年の大規模地震へ備えるため、住宅の耐震化を図ることが急務となっている。</p>
3 必要性・ねらい	<p>近年、頻発化する大規模地震へ備えるための古い木造住宅の耐震化を促進させる取り組みとして、耐震診断に関する支援拡充のほか、耐震診断数増加による体制構築のための木造住宅耐震診断士の養成、耐震化の必要性の啓発を強化することで、耐震診断の受診を促し耐震化を促進させる。</p>
4 事業の内容	<p>○耐震診断に関する支援の拡充 9,680千円 ※市町村に対し費用の一部を補助するもの ・能登半島地震後、耐震化の必要性についての広報効果により増加した、木造住宅の耐震診断数の増</p> <p>○耐震診断士養成の強化 1,900千円 ・木造住宅耐震診断士養成促進のため、講習会回数増</p> <p>○耐震化促進のための啓発活動の強化 1,200千円 ・旧耐震基準の木造住宅※の所有者に対し、耐震化の必要性について啓発するための案内通知作成 ※1981年5月31日以前に工事着工したもの</p>
5 参考事項	※県内の住棟数：約109万棟（うち、旧耐震基準36.7万棟）



【R6.6月補正予算額 13百万円】

土木部都市局建築指導課企画G (029-301-4716)

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断に関する支援の拡充や耐震診断士養成、所有者に向けた啓発活動の強化に取り組みます。

## 1 耐震診断に関する支援の拡充 10百万円

### (1) 支援対象

旧耐震基準の木造住宅(※)の耐震診断に係る補助を実施する市町村

※1981年5月31日以前に工事着手したもの

### (2) 対象経費

旧耐震基準の木造住宅の耐震診断

### (3) 負担割合・県補助上限

【負担割合】国1/2、県1/4、市町村1/4

【県補助上限】22,000円



地震による木造住宅の被害

## 2 耐震診断士養成の強化 2百万円

木造住宅耐震診断士養成のための講習回数が増(1回→3回)

## 3 所有者に向けた啓発活動の強化 1百万円

耐震化啓発のための案内通知の作成



耐震診断士の診断作業の様子

報告第3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について  
(別記2 損害賠償の額の決定について)

道路維持課

1 報告提出の理由

国道354号で発生した車両破損事故について、令和6年4月25日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

行方市石神1680番地の2  
堀越運送有限会社  
代表取締役 堀越 広幸

3 示談の概要

(1) 事故発生日

令和5年10月29日(日)午前8時20分頃

(2) 事故発生場所

行方市次木300番地地先国道上

(3) 事故概要

普通特種自動車で国道354号から倉庫へ進入する際、道路側溝のグレーチング蓋を跳ね上げ、普通特種自動車を破損した。

(4) 損害賠償の額

3,666,256円

(全て損害保険ジャパン株式会社からの支払)

# 「茨城県屋外広告物条例」に基づく年次報告について

都市計画課

## 1 条例の概要

### (1) 目的

屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うこと。(昭和49年4月1日施行)

### (2) 定義

- 屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- 屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。

### (3) 県の責務

- (1)の目的を達成するため、啓発・規制・誘導その他の必要な施策を実施すること。

## 2 主な内容

### (1) 基本的施策

- 屋外広告物
  - ・ 屋外広告物を表示してはいけない場所(禁止地域)や物件(禁止物件)を定めている。
  - ・ 屋外広告物の表示にあたっては、知事の許可を得なければならない。  
※ 許可については、各市町村長に権限を移譲している。
- 屋外広告業
  - ・ 県の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

### (2) 条例の規定による事業等の実施状況及び成果

別紙「条例の規定による主な事業等の実施状況及び成果の概要」のとおり

## 3 今後の取組

引き続き、各種取組を通じて、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図っていく。

## ○ 条例の規定による主な事業等の実施状況及び成果の概要

### 【広告物等に係る啓発】

#### (1) 屋外広告物適正表示推進月間（7月）及び屋外広告物美化強調月間（9月）

- 県民・広告主・屋外広告業者に対する屋外広告物に関する広報・啓発活動等を重点的に実施。
    - ・広報誌やホームページ、SNS等を活用した制度周知：33市町村が実施
    - ・県において、多くの広告主が所属する経済団体を訪問し、規制内容の説明や、安全点検の実施の呼びかけを行った。
    - ・県において、県内の屋外広告業者（266事業者）を対象に、啓發文書・チラシを送付した。
- ⇒県民・広告主・屋外広告業者の屋外広告物制度への理解を深めることができた。

### 【広告物等に係る規制・誘導】

#### (1) 屋外広告物の許可

- 各市町村において、条例で定める高さや面積、設置場所等の基準を満たした広告物について、許可を行った。
    - ・R5 新規許可件数：4,267件、R5 更新許可件数：22,176件、R5 変更許可件数：541件
- ⇒広告物を適切な設置場所へと誘導するなど、無秩序な広告を防止することができた。

#### (2) 違反広告物の是正指導

- 各市町村において、条例で定める高さや面積、設置場所等の基準に違反した広告物について、表示者等に対し是正指導を行った。
    - ・R5 是正指導件数：298件、R5 是正・撤去等件数：62件
- ⇒表示者による撤去や是正が行われたことにより、景観の適正化が図られた。

#### (3) 違反広告物の簡易除却

- 違反広告物のうち、はり紙や立看板等、比較的簡易な広告物については、屋外広告物法の規定に基づき、市町村自ら又は自治会や企業等と協力して除却を行った。（簡易除却制度）
    - ・R5 簡易除却件数：1,295件
- ⇒整然とした街並みを保全することができた。

#### (4) 屋外広告業の登録制度

- 屋外広告物法及び条例の規定により、茨城県内で屋外広告業を営む者については、茨城県知事の登録を受けることを義務付けている。
    - ・屋外広告業登録者数：964件（R6.3.31時点）
    - ・登録を受けるにあたっては、屋外広告物に関する知識を有することを証明する資格（屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等）が必要。
- ⇒良質な業者による適正な屋外広告物の表示を推進することができた。



# 「いばらきの豊かな緑を守り育て適正に管理するための条例」に基づく年次報告について

農林水産部・県民生活環境部・土木部

## 1 条例概要

### (1) 目的

森林や樹木が、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、災害の防止、良好な景観の形成、公衆の保健その他の県民が健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない多面にわたる公益的機能を有していることに鑑み、その持続的な発揮及び活用を図るための施策の基本的な事項を定め、県土を強靱化し、県民の暮らしを守り、潤いのある県民生活を実現する。(令和4年11月21日施行)

### (2) 基本理念

緑の公益的機能の持続的な発揮及び活用を図るための取組は、次の事項を基本とする。

- 緑の整備等を持続的かつ計画的に推進
- 緑の整備等の持続的な管理体制を構築
- 森林の開発等では、緑の公益的機能が持続的に発揮されるよう適正に利用

### (3) 県の責務

- 緑の整備等に関する基本的かつ総合的な施策の策定と実施
- 国、市町村、県民、緑の所有者等、事業者及び民間団体との適切な役割分担の下における相互の連携と協力

## 2 主な取組

<農林水産部>

### (1) 緑の整備等の推進

- ①【事業名：国補造林事業（林業課）】 R6当初予算（R5年度）548,000千円（472,982千円）

林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するため、森林経営計画に基づき、林業経営体や森林所有者等が実施する森林整備を支援する。

（前年度実績）再造林面積155ha、間伐418ha

- ②【事業名：林地開発許可制度（林政課）】 ※ 関連予算なし

森林の有する多面的機能の高度発揮を図る観点から、一定規模を超える森林の開発を行おうとする者は、事前に知事の許可を受ける必要がある。

（前年度実績）新規許可件数10件、変更許可件数10件

(2) 災害に強い緑づくり

【事業名：国補治山事業（林業課）】 R6 当初予算（R5 年度）652,430 千円（879,310 千円）

山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧及び災害の未然防止・軽減を図るため、山腹工、治山ダム工、落石防止工等を実施するとともに、沿岸地域において波浪・高潮等による海岸の侵食の防止・軽減を図るため、防潮護岸工、消波根固工等を実施する。

（前年度実績）治山ダム工 8 基、山腹工 1,367 m<sup>2</sup>、防潮護岸工 130m 等

(3) 海岸の緑の整備等

【事業名：海岸防災林機能強化事業（林業課）】 R6 当初予算（R5 年度）155,000 千円（130,000 千円）

海岸防災林における松くい虫の防除及び被害を受けた海岸防災林への植栽を実施する。

（前年度実績）松くい虫防除面積 425ha、植栽面積 8.2ha、伐倒駆除 354 m<sup>3</sup>

< 県民生活環境部 >

(1) 生物多様性保全の推進

【事業名：筑波山ブナ林保護対策事業（環境政策課）】 R6 当初予算（R5 年度）20,538 千円（2,300 千円）

筑波山ブナ林保全指針に基づく遺伝的に希少なブナの保護を実施する。

（前年度実績）ブナ林開花結実調査 201 本、ブナ育苗管理委託 220 本 等

(2) 有害鳥獣等緊急対策

【事業名：有害鳥獣等緊急対策事業（環境政策課）】 R6 当初予算（R5 年度）3,500 千円（－）

果樹及び街路樹を食害する外来カミキリなどの特定外来生物の駆除等を実施する。

（実施予定）捕殺奨励金 等

< 土木部 >

(1) 道路等の樹木の適切な管理

【事業名：道路防災維持事業（道路維持課）】 R6 当初予算（R5 年度）6,426,229 千円の内数（8,483,162 千円の内数）

日常的な道路パトロールにより、道路の区域や沿道の土地の樹木の生育状況等を把握し、安全な通行を確保するため、枝の剪定や伐採など樹木の適切な維持管理を行う。

（前年度実績）一般県道 常陸海浜公園線など計 103 路線の樹木の枝の剪定や伐採 等

(2) 河川の樹木の適切な管理

【事業名：河川防災事業（河川課）】 R6 当初予算（R5 年度）4,324,556 千円の内数（6,322,556 千円の内数）

定期点検により、堤防や河道の状態を把握し、水害リスクの低減や河川環境の保全を図るため、竹木の伐採など、適切な維持管理を行う。

（前年度実績）一級河川 西仁連川など計 52 河川の河道内に繁茂した竹木伐採 等

### (3) 公園の樹木の適切な管理

【事業名：公園施設事業（都市整備課）】 R6当初予算（R5年度）1,063,374千円の内数（1,243,558千円の内数）

日常的な巡視・点検により、園内の樹木の生育状況等を把握し、公園利用者の安全を確保するための樹木の剪定や保全対策、危険木の伐採、必要に応じて伐採した箇所への新たな樹木の植樹を実施するなど公園の樹木の計画的かつ適切な管理を行う。

（前年度実績）偕楽園など計18公園における樹木の剪定・伐採・植樹 等

## 3 施策の効果と今後の取組

条例の基本理念に沿って、本条例に規定する緑の整備や災害に強い緑づくりなどの各種施策に取り組みつつ、執行状況等の報告及び検証を行いながら、森林や樹木の公益的機能の持続的な発揮と活用を図る。

## 指定管理期間満了に伴う指定管理者の更新について

港湾課

### 1 対象施設及び施設の概要

茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設（大洗海浜公園）

- ・芝生広場 13,000㎡
- ・多目的広場（大）11,500㎡（小）2,500㎡
- ・駐車場（大）10,400㎡（小）5,000㎡
- ・休憩所 1棟
- ・便所 3棟
- ・シャワー 4カ所
- ・更衣室 3棟
- ・植栽 12,600㎡

※現在の指定管理者：大洗町

### 2 指定管理業務の内容

施設の使用許可、維持管理、利用促進などに関する業務

### 3 指定管理者の選定方法

非公募

### 4 非公募の理由

当該施設は、ひたちなか・大洗リゾート構想の実現に向けて、周辺地域の一体的な開発を行う中で、民間企業等を想定した新たな運営形態を検討中。

今後、同地域の開発事業者選定や利活用計画が策定され、実施に移行する段階で、当該施設運営の移行を速やかに可能とするためには、長期的な視点で継続した指定管理期間の設定が困難であることから非公募とし、指定管理期間は1年とする。

### 5 指定管理者の更新スケジュール

- 令和6年7月 選定委員会の設置、申請要項等の作成
- 9月 指定管理者の選定（選定委員会開催）
- 第4回定例会 指定管理者指定の議決
- 令和7年4月 次期指定管理者による管理開始

### 6 指定期間

1年

### 7 選定委員会の構成（予定）

外部委員3名、内部委員2名（総務部職員1名、土木部職員1名）



## 指定管理期間満了に伴う指定管理者の更新について

都市整備課

### 1 対象施設及び施設の概要

No.	公園名	所在地	開園面積
①	赤塚公園	つくば市	8.6ha
②	笠間芸術の森公園	笠間市	39.0ha

### 2 指定管理業務の内容

- ・公園の維持管理に関する業務
- ・公園の利用の許可・促進に関する業務 ほか

### 3 指定管理者の選定方法

- ①赤塚公園 : 公募
- ②笠間芸術の森公園 : 非公募

### 4 非公募の理由

笠間芸術の森公園は、民間事業者による利活用を含めた公園管理のあり方について検討を進めており、引き続き、現在の指定管理者が行うことが適切であることから、非公募とする。

### 5 指定管理者の更新スケジュール

令和6年7～9月 選定委員会の設置、指定管理者の募集  
10月 指定管理者の選定（選定委員会開催）  
第4回定例会 指定管理者指定の議決  
令和7年4月 次期指定管理者による管理開始

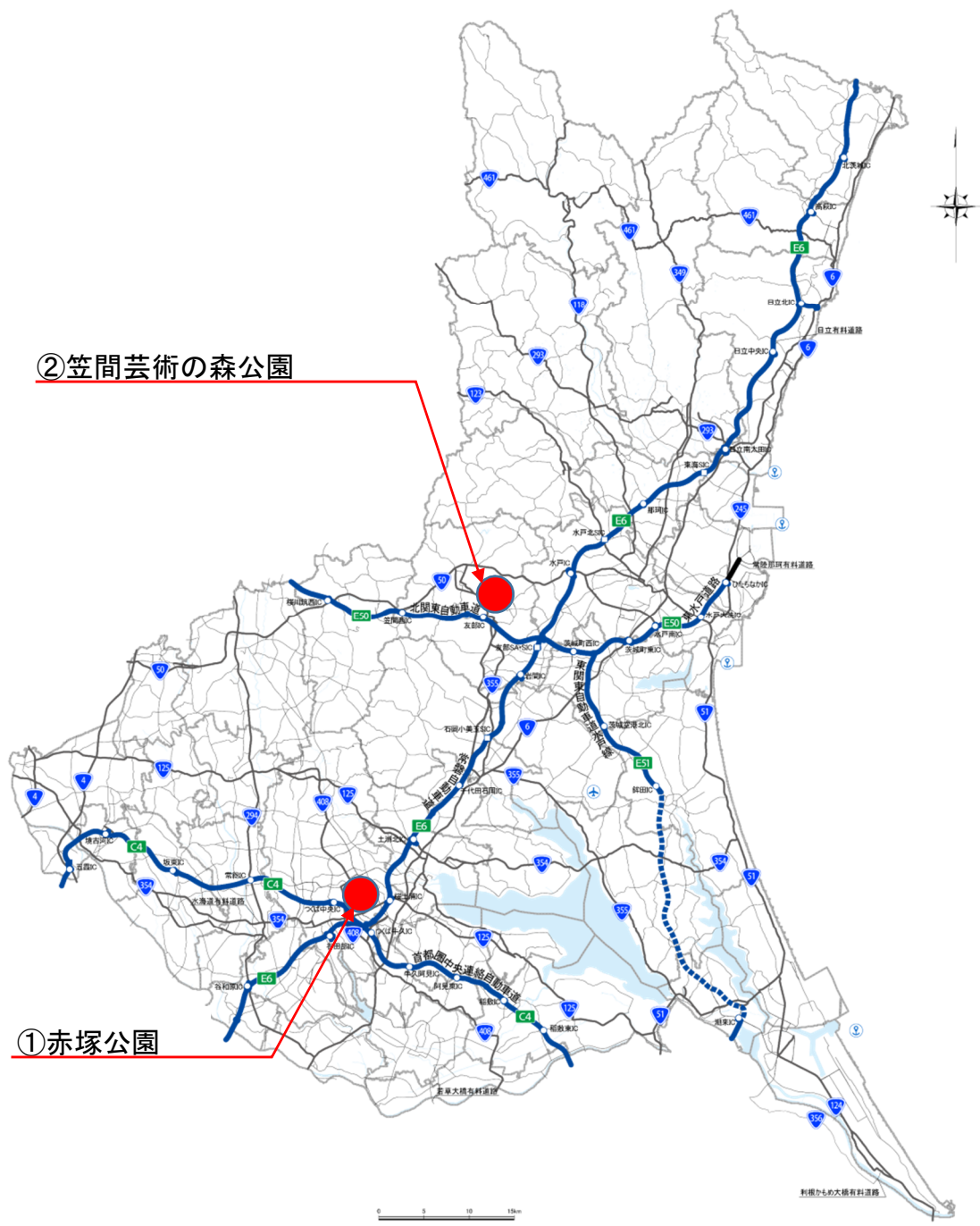
### 6 指定期間

- ①赤塚公園、②笠間芸術の森公園 : 1年

### 7 選定委員会の構成（予定）

外部委員3名、内部委員2名（総務部職員1名、土木部職員1名）

位置図



宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく  
規制区域の指定に係るパブリックコメントの実施について

建築指導課

1 法律の名称

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）

2 規制区域指定の理由

令和5年5月に、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、盛土規制法）が施行され、都道府県知事は法に基づき、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定する必要がある。

3 パブリックコメントの実施

(1) 目的

国の要領に基づき基礎調査を実施し規制候補区域（案）を作成した結果、県全域が盛土規制法に係る規制区域となる見込であり、規制区域指定に先立ち県民等の意見を広く求めるため。

(2) 内容

- ・茨城県における規制区域の考え方
- ・茨城県における盛土規制法に基づく規制区域（案）

(3) 実施期間

- ・令和6年6月下旬～令和6年7月下旬の30日間（予定）

(4) 意見募集方法

- ・県ホームページへの掲載
- ・建築指導課及び行政情報センター、各県民センター等での閲覧

4 指定時期

令和7年4月 規制区域指定（予定）



## 茨城県における盛土規制法の概要について

### 1 要旨・目的

令和3年7月に静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を契機に、盛土等による災害から国民の生命又は身体を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行されました。

茨城県では、盛土規制法第10条第1項の宅地造成等工事規制区域の指定及び第26条第1項の特定盛土等規制区域の指定に向けた準備を進めており、この度、規制候補区域（案）を作成しました。

### 2 規制区域の考え方

#### (1) 規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアが規制区域として指定されます。

#### (2) 規制区域の範囲

国土交通省の基礎調査実施要領に基づき規制区域（案）を作成したところ、全域が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域となる見込みです。

なお、中核市である水戸市については、水戸市が規制区域を指定します。



### 3 許可等を要する規模要件について

#### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

**赤字文字** 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

#### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図		

# 茨城県 規制区域 (案)

## 凡例

茨城県\_行政区域

## 界線根拠

都市計画区域界

行政区画界

道路界

河川界

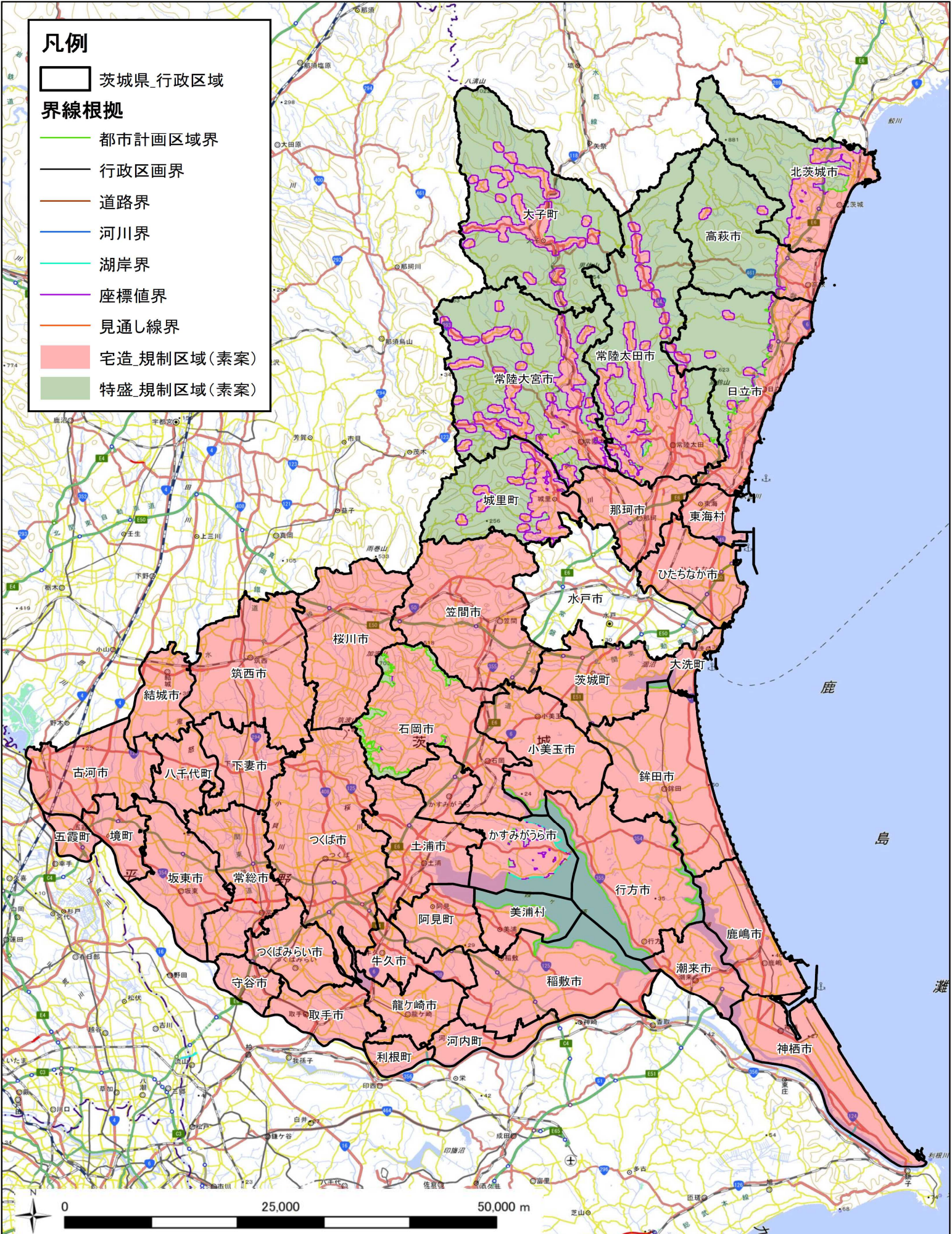
湖岸界

座標値界

見通し線界

宅造\_規制区域(素案)

特盛\_規制区域(素案)



令和 6 年第 2 回定例会土木企業立地推進委員会

令和 5 年度包括外部監査結果報告への対応【主な事項】

テーマ：下水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について

令和 6 年 6 月 1 2 日  
土 木 部

# 目 次

令和5年度包括外部監査結果報告（ <u>指摘</u> ）への対応	3
令和5年度包括外部監査結果報告（ <u>意見</u> ）への対応	5

【様式1】

令和5年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		下水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について	土木部都市局 下水道課
1 指摘事項の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘事項についての整理検討内容 〔○指摘事項に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 指摘事項に基づく措置等
<p>4. 投資計画及び財政収支計画 (2) 検討結果 ①長期収支計画(財源試算、投資試算) の策定について</p> <p>中長期の計画は、地方公営企業の運営、特に長期にわたって投資が固定化されるインフラ事業としての下水道事業においては極めて重要であり、中長期(30～50年超)における収支計画を策定することが必要であると考え。</p>	短期	<p>○指摘事項に係る事実関係等 下水道課では、平成27年度に「茨城県下水道事業経営戦略」を策定し、その中で10年間(平成28年度～令和7年度)の「投資・財政計画」を作成している。 総務省が平成31年3月に「経営戦略策定・改定ガイドライン」を公表し、中長期(30～50年超)の試算を行った上で、「投資・財政計画」を策定し、経営戦略の計画期間については、10年以上の合理的な期間を設定することが必要であるとした。</p> <p>○問題点の整理等 老朽化対策に必要な資金や現在の料金体系での対応状況等について中長期にわたっての検討を行うため、30～50年の中長期的な収支計画(財源試算、投資試算)が必要である。</p>	<p>令和7年度に策定する新たな経営戦略において、可能な限り中長期的な収支計画(財源試算、投資試算)を策定することとし、今年度から準備を始めた。 なお、物価変動など長期的に予測することが極めて困難な事項もあることから、実態を踏まえ適宜見直しを図っていくこととした。</p>

【様式1】

令和5年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		下水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について	土木部都市局 下水道課
1 指摘事項の概要 〔外部監査人作成の監査結果 報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 指摘事項についての整理検討内容 〔○指摘事項に係る事実関係等 ○問題点の整理等〕	4 指摘事項に基づく措置等
<p>3. 下水道事業の決算に係る監査の結果及び意見</p> <p>(1) 建設仮勘定として計上している支出</p> <p>(v) 診断業務、計画業務、調査業務に係る支出の会計処理、予算区分について</p> <p>診断業務、計画業務、調査業務にかかる支出金額は、建設仮勘定として処理されるのではなく、経営意思決定のための本来営業費用の区分にて計上されることが妥当である。</p>	短期	<p>○指摘事項に係る事実関係等</p> <p>本県では、診断業務、計画業務、調査業務については、国土交通省の社会資本整備総合交付金等の交付対象であり、建設仮勘定として整理している。</p> <p>しかし、総務省が公表している「公営企業会計適用後の会計業務に関するQ&amp;A集」の中でストックマネジメント計画等の紐づく固定資産が不透明な委託料については、営業費用への計上が考えられるとされている。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>国の交付金の交付対象であれば、建設仮勘定とするのではなく、固定資産の取得に結びつく業務であるかどうかで会計処理を行う必要がある。</p>	<p>固定資産の取得に結びつかない業務については、令和7年度の当初予算要求段階から営業費用に計上することとした。</p> <p>また、過去に建設仮勘定として計上したが、営業費用と判断される業務については、令和6年度に修正処理を行うこととした。</p>

【様式2】

令和5年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

		監査のテーマ	担当部・課
		下水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について	土木部都市局 下水道課
1 意見の概要 〔外部監査人作成の監査結果〕 〔報告書の概要〕	2 短期・ 中長期の 区分	3 意見についての整理検討内容 〔○意見に係る事実関係等〕 〔○問題点の整理等〕	4 意見への対応
<p>5. 経営改善活動(コストダウンの取組、業務効率化、民間活力の活用、ICTの活用)</p> <p>(2) 検討結果</p> <p>①共同調達の採用可能性検討について</p> <p>次亜塩素酸ソーダなど必要な薬品は各指定管理者が独自にこれらの必要な薬品を購入、調達しているが、大量購買によるスケールメリットが期待できる共同調達についてその実施可能性を検討すべきであり、実務的に採用可能か、どのようなメリットデメリットがあるか、その効果などを検討すべきである。</p>	短期	<p>○意見に係る事実関係等</p> <p>県が設置している鹿島臨海都市計画下水道及び7つの流域下水道は、平成28年度より順次、指定管理者制度による管理運営を行っている。</p> <p>この指定管理者制度導入に伴い、県の仕様書に基づく仕様発注から、民間の創意工夫が可能な性能発注としており、薬品の調達管理は、指定管理者の業務となっている。</p> <p>○問題点の整理等</p> <p>各指定管理者に支払っている指定管理料の内訳として、薬品にかかった金額は把握しているが、県で共同調達した場合のコストとの比較は行っていない。</p>	<p>各下水道施設が共通で使用している薬品(次亜塩素酸ソーダなど)について、令和6年度に県が共同調達を実施した場合の費用と比較し、スケールメリットが発揮されるかどうかの検証を行うこととした。</p>

令和 6 年第 2 回定例会土木企業立地推進委員会

令和 5 年度包括外部監査結果報告への対応【総括表】

テーマ：下水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について

令和 6 年 6 月 1 2 日  
土 木 部



令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
	指摘	意見	短期	中長期			
	8	30	38	0			
第8章 監査の結果							
I. 下水道事業に関する財務事務に係る監査の結果及び意見							
1. 下水道事業の予算編成・執行に係る監査の結果及び意見							
(2) 検討結果							
①流域下水道事業における工事費予算の上限枠について							
1 【意見】 流域下水道事業は、平成23年度からは、地方公営企業法の財務規定を適用した上で地方公営企業会計を運用しており、特別会計での運用ではなくなっている。それにもかかわらず特別会計であった当時の工事費予算の上限規制が依然として残っている。 下水道事業運営に必要な設備投資を適時に実施するためには、工事費予算の上限枠に関する規制は撤廃する必要がある。		○	○		下水道事業の工事費予算については、上限枠は設定されておらず、当初及び補正予算において所要額を計上をしているところ。 今後も必要な工事費予算については、適切に確保していく。	下水道課	138
2. 下水道事業の契約事務に係る監査の結果及び意見							
(2) 監査の結果							
①下水道課							
(i) 指定管理の効果測定について							
2 【意見】 下水道施設の運営コスト管理は費目の趨勢を把握するに留まり、効率的な管理運営の実施によるコスト節減については明らかでなく、指定管理制度導入の目的を達成しているか判断できない。 これに対し、まず、専門人材の育成等により指定管理者との知識・情報格差を解消できるような仕組み作りを求めたい。その上で、各費目のあるべき基準値を設定して、実績値と比較・評価し、ひいては指定管理制度の有効性を検討できるようにすべきである。		○	○		令和6年度から、指定管理者との意見交換会を開催し、動力費や燃料費といった費目ごとの基準値の設定について検討し、実績値との比較・評価ができるような取り組みを行うこととした。	下水道課	139

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	(ii) 機械・電気設備関係の契約について							
3	<p>【意見】 一度、下水道設備を納入すると、その後のメンテナンス業務等を請け負う者が実質的に決定してしまうのであれば、設備導入時にメンテナンス等の部分も含めて検討し、業者を選定するのが合理的である。今後の設備導入では、導入時の費用等のインシヤルコストだけではなく、メンテナンス等のランニングコストも合わせて検討し、業者選定・契約方式を選定すべきである。</p>		○	○		設備導入時に、インシヤルコストに加えメンテナンス業務等のランニングコストを含めた全体的なコスト削減についても考慮し、建設工事とメンテナンス業務の事業者を一体的に選定・契約を行う方式の導入可能性について検討していくこととし、令和6年度は、先進県の事例の調査を行い、導入に当たる課題を整理していくこととした。	下水道課	142
	②鹿島下水道事務所							
	(i) 「繰越明許費」とする案件の契約について							
4	<p>【意見】 当初より予算繰越を予定している案件については、繰越承認されなかった場合も想定し、契約書の文言や特記仕様書の記載内容の変更を検討すべきと考える。</p>		○	○		令和6年度から、繰越が見込まれる工事については、特記仕様書に「本契約に係る予算の繰越手続きが認められなかった場合においては、令和〇年3月30日迄に工事を完成させるために必要となる設計変更を、別途協議により行う予定である。」と記載することとした。	下水道課	143
	(ii) 一者随意契約の決裁について							
5	<p>【指摘】 当該事業の契約方式を一者随意契約とするのは、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するからであり、同条同項第2号を理由とするものではない。形式的には契約方式選定に該当する正当な決裁がない状態となっていたため、決裁の検討に関し瑕疵があると判断する。</p>	○		○		契約方式を随意契約とする案件については、令和5年度から入札委員会で「茨城県財務規則の解釈及び運用」を提示し、該当理由の確認を行うこととした。	下水道課	148
	(iii) 管路施設等緊急点検及び緊急措置等取扱要領について							
6	<p>【指摘】 緊急点検等を実施した業者に対し、緊急点検等完了報告書（別紙様式第3号）の提出を求めるところ、指定業者より完了報告書の提出は受けているが、別紙様式第3号で定められた形での報告を受けておらず、同要領で決められた報告書を受けていない状態であった。 決められた報告書を受領していない点で、手続の瑕疵があると判断する。</p>	○		○		提出様式が相違した原因は、現様式が今回の報告内容にそぐわないものであったことから、今回の事案にも対応できるように、新たに報告様式を定め、「管路施設等緊急点検及び緊急措置等取扱要領」を令和5年度に改正した。	下水道課	151

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
7	【意見】 緊急点検等完了報告書別紙（様式第3号）が自然災害又は事故の発生を想定したものであり、緊急交換工事に即したのではない。そのため、様式のフォーマット変更又は単なる緊急交換工事の案件は別の報告書でもよい決まりにする等の対応が必要と考える。		○	○		緊急交換工事にも対応できるよう、令和5年度に「管路施設等緊急点検及び緊急措置等取扱要領」を改正し、「事故の発生の恐れがある案件」に関する記述を追加し、その報告に関する様式を定めた。	下水道課	152
8	【意見】 「管路施設等緊急点検及び緊急措置等取扱要領」は、自然災害又は事故等の緊急時に適用するものであり、通常対応できる場合には適用すべきものではない。ガイドラインを作成しどのような場合に同要領が適用できるかを示すか又は要領を改正し適用できる場合を具体的に規定すべきである。		○	○		「緊急性はあるが現に事故等には至っていない」ケースにも対応できるよう、要領に「事故の発生の恐れがある案件」に関する記述を追加し、令和5年度に改正した。	下水道課	152
(iv) 建設コンサルタント業務の積算について								
9	【意見】 積算基準（土木編）の材料費の積算では、異常値を除外する形で平均価格を算定することが定められている。建設コンサルタント業務に係る積算基準についても、異常値を除外した平均価格の算定を定めるべきである。		○	○		積算基準を所管する検査指導課と協議した結果、歩掛の見積聴取時における採用見積の決定に当たり、異常値を除外する考え方について、令和6年度中に整理することとした。	下水道課	154
③流域下水道事務所								
(i) 公平な受注機会の検討資料について								
10	【意見】 管路施設改築詳細設計業務委託に関する入札委員会用の資料が作成されていないため、機械・電気設備の工事と比し、十分な検討がされているか確認できない。委託業務でも公平な受注機会を確保する入札委員会用の資料を作成すべきである。		○	○		委託業務について入札委員会で公正な受注機会が確保されていることを確認するため、令和6年度より、機械・電気設備の工事と同様に当該年度の指名実績一覧表を作成することとした。	下水道課	162
(ii) 見積り徴取手続等について								
11	【意見】 見積り徴取手続は、予定価格設定に影響を与える非常に重要なものであるが、同事務所と本庁担当課との間に認識の齟齬が生じており問題がある。 このような手続上の取扱いを確認する場合は、文書による通知を必須とし、事務所と本庁の認識相違が生じないようにする必要があると考える。		○	○		見積徴取手続きについて、事務所と本庁担当課との間に認識の齟齬が生じないように、令和6年度中に、本庁下水道課から通知を発出することとした。	下水道課	163

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	3. 下水道事業の決算に係る監査の結果及び意見							
	(1) 建設仮勘定として計上している支出							
	(v) 診断業務、計画業務、調査業務に係る支出の会計処理、予算区分について							
	a. 診断業務、計画業務、調査業務に係る支出の会計処理について							
12	【指摘】 診断業務、計画業務、調査業務にかかる支出金額は、建設仮勘定として処理されるのではなく、経営意思決定のための本来営業費用の区分にて計上されることが妥当である。	○		○		固定資産の取得に結びつかない業務については、令和7年度の当初予算要求段階から営業費用に計上することとした。 また、過去に建設仮勘定として計上したが、営業費用と判断される業務については、令和6年度に修正処理を行うこととした。	下水道課	178
	b. 診断業務、計画業務、調査業務に係る支出の予算区分について							
13	【指摘】 診断業務・計画業務・調査業務に係る支出は、固定資産取得の付随費用ではない。したがって、当該支出については収益的支出にすべきであり、資本的支出とするのは不相当である。 そのため、予算区分上も4条予算ではなく3条予算として区分すべきである。	○		○		令和7年度当初予算から、業務委託の内容が、固定資産の取得に付随するものではない場合、資本的支出ではなく、収益的支出に計上することとした。	下水道課	179
	(2) 減損会計の検討結果							
	④固定資産のグルーピングについて							
14	【指摘】 地方公営企業会計制度に即して固定資産の減損を検討するにあたり、事業別試算表や事業別総勘定元帳の作成をしているなど、継続的に収支の把握がなされている単位である、霞ヶ浦常南・霞ヶ浦湖北・那珂久慈・霞ヶ浦水郷・利根左岸さしま・鬼怒小貝・小貝川東部・広域汚泥の8事業に分けて1つのグループとして減損の兆候の有無を検証すべきである。	○		○		流域下水道について、8事業をまとめて1つのグループとしていたが、令和6年度からは、事業ごとに分けて減損の兆候の有無を検証することとした。	下水道課	184
	⑤固定資産の減損損失の計上漏れの可能性について							
15	【意見】 霞ヶ浦水郷流域下水道事業の割引前将来キャッシュ・フロー総額は現在の固定資産簿価を下回ることが推定され、固定資産の減損損失が計上漏れになっている蓋然性が認められる。 関連する規定に基づいて、固定資産減損損失の計上の要否を検討することが望ましい		○	○		流域下水道について、令和6年度からは、事業ごとに分けて減損の兆候の有無を検証したうえで、減損損失の計上の要否を検討することとした。	下水道課	187

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	(6) 修繕引当金							
	④修繕引当金の計算方法及び修繕引当金繰入額の計上時期について							
16	【意見】 過年度に修繕の原因が発生している場合に修繕引当金を計上漏れしないように、①修繕すべき事実の把握と②それに対して修繕行為がいつ実施できるかを見込んで、修繕行為が翌年度以降になるものについては修繕引当金として計上すべきであり、①の事実が漏れなく把握できるようにする必要がある。		○	○		令和7年度の予算編成時から、過年度に原因が発生している計画的な修繕であるかどうかを把握し、当該修繕が、何らかの理由で行われなかった場合は、引当金として計上することとした。	下水道課	198
	(8) 消費税の会計処理							
	⑥仮受消費税の計上遅れについて							
17	【指摘】 那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業に係る共同焼却炉施設等の維持管理費用の負担金について、汚泥処理負担金精算未入金分の収益計上額に係る仮受消費税の計上が、収益計上年度に計上するべきところ、入金年度に計上されており、計上が2年度遅れている。	○		○		令和5年度決算から、汚泥処理負担金精算未入金分に係る仮受消費税について、収益計上年度に計上することとした。	下水道課	214
	4. 下水道事業の財産管理に係る監査の結果及び意見							
	①取得資産に係る耐用年数の不統一について【流域下水道事業】							
18	【指摘】 流域下水道事務所の常南と那珂久慈において取得した同種の資産の耐用年数が異なっており、同一とすべき。	○		○		令和4年度に取得した常南と那珂久慈の同種の資産については、令和6年3月に耐用年数を同一とする修正を行った。 令和5年度以降の取得資産に係る耐用年数については、地方公営企業法施行細則等に基づき適切に判断するとともに、固定資産台帳への登録にあたっては、担当者間でチェックの上、所内決裁を経て処理を行うこととした。	下水道課	216
	②固定資産の除却に当たり対象資産が固定資産台帳上で明確でない資産を除却処理したもの【鹿島臨海都市計画下水道事業】							
19	【意見】 事業開始当初に取得した資産に関しては、可能な範囲で下水道台帳との連動を図ることができるよう対策を講じることについて検討をすべきである。		○	○		過年度に取得した資産について、令和6年度に、設置当時の資料を可能な範囲で確認し、固定資産台帳及び下水道台帳に情報を反映させることとした。	下水道課	217
	③固定資産の残存価額の会計処理について							
20	【意見】 地方公営企業法施行規則に定める有形固定資産の帳簿価額を一円に達するまで減価償却を行うことができるとする規定を積極的に採用し、実在しない固定資産簿価が残ったままになってしまう可能性を排除することが望ましい。		○	○		現在の財務会計システムは、一円に達するまでの減価償却に対応していないため、システム更新時に、規定の採用を検討することとした。	下水道課	218

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	④固定資産の現物管理について							
21	【意見】 固定資産の除却漏れは貸借対照表や損益計算書などに影響を与える項目であることから、その重要性について認識し適切に固定資産の実地調査を行う必要がある。		○	○		固定資産の実地調査は、「茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の固定資産実地確認要領」に基づき、毎年度9月に行っているが、年度によって調査結果にばらつきがあるため、統一した基準で調査が行えるよう、令和6年8月までに詳細な手順書を作成することとした。 また、更新工事を行った際は、旧資産の除却費が適切に計上されているか確認を行うこととした。	下水道課	220
22	【意見】 固定資産台帳に記載されている見学者向け広報ビデオテープなど、使用見込みのない資産については、適時に処分することが望ましい。		○	○		使用見込みのない資産については、除却費の予算を確保のうえ、適時、適切に処分することとした。	下水道課	222
	⑤基金及び余裕資金の運用について							
	(ii) 余裕資金の運用について							
23	【意見】 余裕資金の運用は、定期預金に限らず、他の確実かつ有利な方法を下水道課としても検討すべきであるとする。		○	○		令和6年度に10年程度の資金運用可能額を算定し、令和6年度末から10年債権での運用を検討することとした。	下水道課	224
	II. 下水道事業に関する経営管理に係る監査の結果及び意見							
	1. 施設の老朽化対策							
	(2) 検討結果							
	①ストックマネジメント計画及びその他の計画の投資試算、投資計画への反映							
24	【意見】 下水道事業者として策定している計画は、耐震化計画、耐水化計画、広域化・共同化計画など多岐にわたり、将来の投資計画に影響がある。県のストックマネジメント計画は、当該ガイドラインなどに則して作成されているが、これらの諸計画についてストックマネジメント計画には未反映であり、将来のより実態的な投資計画の根拠になっているとまで言えない。これらの将来計画を投資試算、投資計画としてとりまとめた計画を策定されることが望ましい。		○	○		下水道施設の改築について（令和4.4.1国水第67号下水道事業課長通知）によると「他の事業制度に基づく計画に位置付けられたものは、あらかじめ下水道ストックマネジメント計画に位置付ける必要はない。」とされている。一方で、経営戦略における建設計画は、収支計画の根幹となるものであるため、令和6年度にストックマネジメント計画及びその他の事業制度に基づく計画を取りまとめ、令和7年度に投資試算を整理することとした。	下水道課	226
	②目標耐用年数の妥当性の未検討							
25	【意見】 ストックマネジメント計画をより実態的な計画にする観点からは、目標耐用年数が実勢を反映しているものになっているか、一定期間ごとに振り返りをする必要があるとする。		○	○		目標耐用年数が実勢を反映しているものになっているかを分析しながら、ストックマネジメント計画の期間に併せて5カ年毎に振り返ることとした。	下水道課	227

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	③ストックマネジメント計画の根拠資料の保存							
26	<p>【意見】</p> <p>流域下水道事務所において、ストックマネジメント計画の計画値とその根拠資料を突合する手続を実施した際に、計画値積算の根拠資料が保存されていない状況が散見された。</p> <p>適切な説明責任を履行できるよう、また、業務上適切な引継ぎができるよう計画値積算の根拠資料は網羅的に保存する必要がある。</p>		○	○		令和6年度から、ストックマネジメント計画における計画値（概算費用）については、算出根拠を計画策定資料の中に保存することとした。	下水道課	227
	④鹿島臨海公共下水道事業における躯体改築の用地について							
27	<p>【意見】</p> <p>鹿島臨海公共下水道事業においては、深芝処理場にて事業を運営しているが、水処理施設の躯体の改築をする際に十分な敷地の広さがなく、制約が生じる可能性がある。</p> <p>長期的な施設運営の観点からは、どのように各水処理施設の躯体を改築することができるかについて施設レイアウトのシミュレーションを実施することや計画を立てることが望ましい。</p>		○	○		既に深芝処理場については、水処理を含めた施設全体の再構築を検討しているところであり、各水処理施設の改築についても、施工性の外、施設運営に支障が生じないよう留意し、令和6年度中に再構築の手法を含めた方向性を決定することとした。	下水道課	228
	2. 災害対策							
	(2) 検討結果							
	①耐水化計画が内水氾濫を検討対象外としている件							
28	<p>【意見】</p> <p>現在の耐水化計画は、洪水が発生した場合のみを前提としており、内水氾濫を前提とした計画になっていない。</p> <p>県内の下水道事業を行っている市町村は、令和7年度までに浸水想定区域図や内水ハザードマップの作成、その基礎となるL2シミュレーションに取り組んでいるとのことであり、県の耐水化計画策定について、市町村の作成する基礎データが揃ってきた段階で適時に見直す必要がある。</p>		○	○		令和6年度に関係市町村と内水浸水想定区域図の作成について協議を行い、令和7年度より、必要に応じて県の耐水化計画の見直しを行うこととした。	下水道課	228

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	②業務継続計画（BCP）における重要情報のバックアップ							
29	<p>【意見】</p> <p>流域下水道事務所の策定した事業継続計画において、重要情報として認可図書、施設平面図、縦断面図、下水道台帳（管路、施設、設備）、原図、受託者負担金情報などが紙情報として定義されているが、バックアップの有無では無とされていた。</p> <p>また、鹿島臨海特定公共下水道事業における認可図書、施設平面図、縦断面図、下水道台帳（管路、施設、設備）、原図、耐震化状況図がバックアップの有無では無とされていた。</p> <p>重要情報として定義されている以上、災害発生に備えて重要情報はバックアップされる必要があると考える。</p>	○	○			令和6年度に事業継続計画の見直しを行う際に、事務所・センターごとに必要となる重要情報の仕分け及びバックアップを行うこととした。	下水道課	229
	③BCPにおける一部訓練の未実施							
30	<p>【意見】</p> <p>BCPでは、事前対策計画として防災訓練などの訓練計画を設定し、年1回の開催としている。訓練計画の実施状況を検討したところ、このうち化学物質漏洩訓練が年1回の開催頻度ではなかった。BCPに定めた計画は、計画どおり実施されることが望ましい。</p>	○	○			令和5年度に見直した事業継続計画に基づき、令和6年度より流域下水道事務所全体で想定される被災ごとに年1回訓練を行うこととした。	下水道課	229
	3. 経営戦略							
	(2) 検討結果							
	①成果指標の妥当性について							
31	<p>【意見】</p> <p>経営戦略において掲げる施策に対しての成果指標について、指定管理者制度導入数や研修参加者等は、その妥当性について再度検討すべきであるとする。</p>	○	○			令和7年度に策定する新たな経営戦略において、成果指標の項目も含め、茨城県下水道事業経営懇談会にて見直しの検討を行うこととし、令和6年度から準備を始めたところである。	下水道課	229
	②経営課題の優先度について							
32	<p>【意見】</p> <p>経営課題の優先度については、投入する人的資源や予算も影響しており重要な経営判断になるので、経営環境の変化に伴い適時に見直していくべきであるとする。</p>	○	○			令和7年度に策定する新たな経営戦略において、経営課題の項目も含め、茨城県下水道事業経営懇談会にて見直しの検討を行うこととし、令和6年度から準備を始めたところである。	下水道課	230



令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	4. 投資計画及び財政収支計画							
	(2) 検討結果							
	①長期収支計画（財源試算、投資試算）の策定について							
33	【指摘】 中長期の計画は、地方公営企業の運営、特に長期にわたって投資が固定化されるインフラ事業としての下水道事業においては極めて重要であり、中長期（30～50年超）における収支計画を策定することが必要であると考ええる。	○		○		令和7年度に策定する新たな経営戦略において可能な限り長期間の収支計画を策定することとし、令和6年度から準備を始めたところである。	下水道課	231
	②霞ヶ浦水郷流域下水道事業の収支計画について							
34	【意見】 霞ヶ浦水郷事業は当期純利益が5年間マイナスで推移しており、負担金の見直しによる経営努力は認めるが、収支計画の見直しが必要である。		○	○		令和6年度に霞ヶ浦水郷事業の負担金の見直しを反映させた収支計画を作成及び関係市と調整し、令和7年度の茨城県下水道事業経営懇談会に諮ることとした。	下水道課	233
	③財政収支計画の計画実績差異の分析について							
35	【意見】 予算と実績の差異の分析は実施しており、単年度予算の予算統制に問題は検出されなかったが、10年間の収支計画についても計画と実績の差異を把握し差異要因を分析することで経営課題を適切に識別し対処していくプロセスが必要であると考ええる。		○	○		令和6年度に収支計画と実績の差異を分析し、経営課題を確認するとともに、対処方法については、令和7年度に策定する新たな経営戦略に反映させることとした。	下水道課	233
	5. 経営改善活動（コストダウンの取組、業務効率化、民間活力の活用、ICTの活用）							
	(2) 検討結果							
	①共同調達の採用可能性検討について							
36	【意見】 次亜塩素酸ソーダなど必要な薬品は各指定管理者が独自にこれらの必要な薬品を購入、調達しているが、大量購買によるスケールメリットが期待できる共同調達についてその実施可能性を検討するべきであり、実務的に採用可能か、どのようなメリットデメリットがあるか、その効果などを検討するべきである。		○	○		各下水道施設が共通で使用している薬品（次亜塩素酸ソーダなど）について、令和6年度に県が共同調達を実施した場合の費用と比較し、スケールメリットが発揮されるかどうかの検証を行うこととした。	下水道課	234

令和5年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	30	38	0			
	②工事完成時期平準化について							
37	<p>【意見】</p> <p>工事完成時期を平準化し、工事時期の偏りを一定程度緩和することにより、工事委託先の工事コストの削減、ひいては県下水道事業における費用節減につながる可能性がある。3Eの経済性の観点から採用の是非について検討することが望ましい。</p>		○	○		年度ごとに発注本数や工事の内容が異なることから、令和6年度から、毎年度当初に、発注時期の見直しや適正な工期設定を検討し、コスト削減の可能性を勘案しながら工事完成時期の平準化に努めていくこととした。	下水道課	234
	6. 広域化・共同化（下水道事業を含む。）							
	(2) 検討結果							
	①広域化・共同化計画のソフトメニューの取組について							
38	<p>【意見】</p> <p>共同調達等の検討を含め、共同化を検討する業務を拡大すること、計画を策定するだけでなくその取組についてきちんとPDCAサイクルを回すことなどが重要であり、そのために各市町村の課題の洗い出しとその課題解決のためのアクションプラン、その実施時期の具体的な決定などに適宜取り組むべきである。</p>		○	○		令和6年度から年2回以上、市町村へのヒアリング等を実施することにより、計画に位置付けられた取り組みについて、課題を洗い出しを行うとともに、共同化を行う業務の拡大について、実現可能性を検討するものとし、その結果を踏まえて、必要に応じて計画を見直すこととした。	下水道課	235
		8	30	38	0			

令和6年第2回定例会土木企業立地推進委員会

# 県出資団体等説明資料

令和6年6月12日

土 木 部

# 目 次

(一財) 茨城県建設技術公社	3
(一財) 茨城県建設技術管理センター	7
茨城県道路公社	11
茨城県土地開発公社	15

1 出資法人の概要																												
① 法人の名称	一般財団法人 茨城県建設技術公社																											
② 所在地	水戸市笠原町978番25																											
③ 設立年月日	昭和63年4月1日																											
④ 代表者名	理事長 生田目 好美																											
⑤ 基本財産	74, 175千円																											
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条																											
⑦ 設立目的・経緯	<p>茨城県建設技術公社は、建設行政の円滑かつ効率的な執行を図るため、社団法人茨城県建設コンサルタントを発展的に解消し設立されたものであり、茨城県内の建設行政を補完するため、技術の研修や建設に関する受託を行い、もって茨城県内における建設事業の推進を図り、住民福祉と地域の振興発展に寄与することを目的とする。</p> <p>平成24年4月からは一般財団法人へ移行した。</p>																											
⑧ 組織	役職員数	理事 9人 (内常勤3人)	監事 2人 (内常勤1人)	常勤職員 75人 (内併任1人) 再雇用 4人 嘱託・臨時 61人 計 140人																								
	<p>組織機構 (課所単位まで)</p> <p>[本部]</p> <p>評議員 理事 理事長 監事</p> <p>専務理事 常務理事</p> <p>総務部 管理部 技術第一部 技術第二部</p> <p>総務課 経理課 企画研修課 施設管理課 施工管理課 土木施設マネジメント課 建築課 技術第一課 技術第二課</p> <p>[支部]</p> <p>県南支部 県西支部</p> <p>庶務課 技術第一課 技術第二課 庶務課 技術課</p>																											
⑨ 出資状況	<p>(上位5団体、出資者名、金額、割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>茨城県</td> <td>10,000千円</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>4,940千円</td> <td>6.7%</td> </tr> <tr> <td>(社)茨城県建設コンサルタント</td> <td>59,235千円</td> <td>79.8%</td> </tr> </table>				茨城県	10,000千円	13.5%	市町村	4,940千円	6.7%	(社)茨城県建設コンサルタント	59,235千円	79.8%															
茨城県	10,000千円	13.5%																										
市町村	4,940千円	6.7%																										
(社)茨城県建設コンサルタント	59,235千円	79.8%																										
⑩ 資産状況 (令和6年3月末現在)	<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>3,277,659</td> <td>未収金等</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>1,915,664</td> <td>基本財産、特定資産等</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>5,193,323</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>888,755</td> <td>未払金等</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>634,649</td> <td>退職給付引当金等</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>1,523,404</td> <td></td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>3,669,919</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。</p>					金額	摘要	流動資産	3,277,659	未収金等	固定資産	1,915,664	基本財産、特定資産等	資産合計	5,193,323		流動負債	888,755	未払金等	固定負債	634,649	退職給付引当金等	負債合計	1,523,404		正味財産	3,669,919	
	金額	摘要																										
流動資産	3,277,659	未収金等																										
固定資産	1,915,664	基本財産、特定資産等																										
資産合計	5,193,323																											
流動負債	888,755	未払金等																										
固定負債	634,649	退職給付引当金等																										
負債合計	1,523,404																											
正味財産	3,669,919																											

## 2 令和5年度事業実績

### ① 事業内容

#### ア 研修等事業

○市町村職員等の技術の向上に寄与するため、研修会を実施した。

- ・ 市町村職員初任者技術研修 4日、154名
- ・ 専門分野別技術研修 8日、268名
- ・ 建設IT研修 47日、310名
- ・ 市町村建設関係職員の短期派遣研修 170日、57名
- ・ 出張研修 3日、108名

○市町村等への技術的助言・相談等を実施した。

- ・ 工法検討、概算費検討等 117件

○建設CALS/EC共同利用センターの運営を行った。

- ・ 電子入札システム利用団体 県、27市3町1村
- ・ 入札参加資格電子申請システム利用団体 県、25市5町2村

※建設CALS/ECとは、ITを活用した効率的な公共事業を執行するための「公共事業支援統合情報システム」のことであり、電子入札、入札参加資格電子申請、電子納品などのシステムから成り立っている。

○茨城県土木設計積算システムを共同利用形式にて運営した。

- ・ 土木設計積算システム利用団体 県、32市10町2村2組合

#### イ 設計・積算等事業

○建設事業に関する設計、積算及び工事施工管理業務を受託した。

458件 19億9,863万円

○災害復旧業務に関する調査、設計、積算及び工事施工管理業務を受託した。

14件 2億18万円

○土地区画整理事業に関する業務を受託した。

1件 2,750万円  
島名・上河原崎地区

○公園及びダム等公共施設の管理業務を受託した。

6件 5,497万円  
ダム(十王、花貫、小山、水沼、藤井川等)の管理業務

## ②収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	20	・受取利息
事業収益	2,571,154	・受託事業収入、電子入札システム利用料、電子申請システム利用料等
その他の収入	715	・受取利息
経常収益計①	2,571,889	
事業費	2,104,294	・人件費、減価償却費等
管理費	137,815	
その他の費用		
経常費用計②	2,242,109	
当期経常増減額③ (①-②)	329,780	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	0	
法人税等⑦	186,510	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③+⑥-⑦)	143,270	
正味財産期首残高⑨	3,526,649	
当期指定正味財産増減額 ⑩	—	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	3,669,919	

## ③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	—	
補 助 金	—	
委 託 金	1,286,427	・建設事業に関する調査、積算、施工管理等業務
貸 付 金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

3 令和6年度事業計画

① 事業内容

1 実施事業（公益目的事業）

- 建設に関する技術相談の実施
  - ・技術職員の技術力向上研修
  - ・建設事業に関する技術相談
  - ・建設行政に関する催し等への後援・協賛
  - ・公共土木施設災害復旧事業の技術的支援
- 公共事業支援統合情報システム（建設CALS/EC）の運営
- 茨城県土木設計積算システムの共同利用に係る運営管理及びサービスの提供

2 社会貢献事業（公益的事業）

- 県及び市町村に対し、最新技術導入などによる事務方法改良等の事業費の助成

3 その他事業（県・市町村等からの受託事業（収益目的事業））

- 発注者支援
  - ・土木工事及び建築工事の設計・積算や工事監督補助
- 管理者支援
  - ・橋梁長寿命化等、台帳整備等、日常管理補助、
- 事業者支援等
  - ・災害復旧事業、土地区画整理事業等

4 業務執行体制の整備

- 職員の能力及び資質の向上、照査体制の強化、経営の健全性の確保、働き方改革の推進

②収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
基本財産運用益	50	受取利息
事業収益	2,217,080	・受託事業収入、電子入札システム利用料、電子申請システム利用料等
その他の収入	1,380	・受取利息
経常収益計①	2,218,510	
事業費	2,015,900	・人件費、減価償却費等
管理費	138,050	
経常費用計②	2,153,950	
当期経常増減額③ (①-②)	64,560	
当期経常外増減額④	—	
法人税等⑤	20,000	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑥ (③+④-⑤)	44,560	
正味財産期首残高⑦	3,669,919	
当期指定正味財産増減額⑧	—	
正味財産期末残高⑨ (⑥+⑦+⑧)	3,714,479	

③補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	—	
補助金	—	
委託金	1,107,560	建設事業に関する調査、積算、施工管理等業務
貸付金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	



1 出資法人の概要

① 法人の名称	一般財団法人 茨城県建設技術管理センター																										
② 所在地	水戸市青柳町4195番地																										
③ 設立年月日	昭和54年4月2日																										
④ 代表者名	理事長 石津 健光																										
⑤ 基本財産	112,000千円																										
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条																										
⑦ 設立目的・経緯	<p>一般財団法人茨城県建設技術管理センターは、昭和54年4月に社団法人茨城県建設業協会により設立され、建設業に係る材料試験や技術管理の調査研究を行ってきたが、平成6年4月には茨城県が出捐し、さらに平成8年4月から建設副産物の有効利用に関する事業等を行い、建設事業の振興、発展に寄与することを目的としている。</p> <p>平成25年4月からは一般財団法人に移行した。</p>																										
⑧ 組織	<table border="1"> <tr> <td>役職員数</td> <td>理事 13人 (内常勤2人)</td> <td>監事 3人 (内常勤1人)</td> <td>常勤職員 29人 再雇用 1人 嘱託・臨時 12人 計 42人</td> </tr> </table>	役職員数	理事 13人 (内常勤2人)	監事 3人 (内常勤1人)	常勤職員 29人 再雇用 1人 嘱託・臨時 12人 計 42人																						
	役職員数	理事 13人 (内常勤2人)	監事 3人 (内常勤1人)	常勤職員 29人 再雇用 1人 嘱託・臨時 12人 計 42人																							
<p>組織機構 (課所単位まで)</p> <pre> graph LR     評議員 --- 副理事長     評議員 --- 専務理事(常勤)     理事長 --- 専務理事(常勤)     理事長 --- 常務理事(常勤)     監事 --- 常務理事(常勤)     監事 --- 理事     副理事長 --- 総務部     専務理事(常勤) --- 総務部     専務理事(常勤) --- 技術部     常務理事(常勤) --- 建設副産物リサイクル事業部     理事 --- 建設副産物リサイクル事業部     総務部 --- 総務課     総務部 --- 企画研修課     技術部 --- 技術課     技術部 --- 試験課     建設副産物リサイクル事業部 --- 調査課     建設副産物リサイクル事業部 --- 業務課     建設副産物リサイクル事業部 --- 県南支所                     </pre>																											
⑨ 出資状況	<p>(上位5団体、出資者名、金額、割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>(一社) 茨城県建設業協会</td> <td>84,000千円</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>28,000千円</td> <td>25%</td> </tr> </table>			(一社) 茨城県建設業協会	84,000千円	75%	茨城県	28,000千円	25%																		
(一社) 茨城県建設業協会	84,000千円	75%																									
茨城県	28,000千円	25%																									
⑩ 資産状況 (令和6年3月末現在)	<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>631,501</td> <td>現金預金、未収金等</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>1,870,851</td> <td>特定資産、有形固定資産等</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>2,502,352</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>91,421</td> <td>未払金等</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>183,181</td> <td>退職給付引当金</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>274,602</td> <td></td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>2,227,751</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。</p>				金額	摘要	流動資産	631,501	現金預金、未収金等	固定資産	1,870,851	特定資産、有形固定資産等	資産合計	2,502,352		流動負債	91,421	未払金等	固定負債	183,181	退職給付引当金	負債合計	274,602		正味財産	2,227,751	
	金額	摘要																									
流動資産	631,501	現金預金、未収金等																									
固定資産	1,870,851	特定資産、有形固定資産等																									
資産合計	2,502,352																										
流動負債	91,421	未払金等																									
固定負債	183,181	退職給付引当金																									
負債合計	274,602																										
正味財産	2,227,751																										

## 2 令和5年度事業実績

### ① 事業内容

#### ア 実施事業（研修・広報事業）

○市町村や建設業関連団体の職員等の技術の向上に寄与するため、研修会等を実施した。

- ・建設材料の品質管理試験実務研修 20回、103名
- ・建設技術講演会 2回、175名
- ・研修支援（講習会の講師派遣） 2回、17名
- ・実物大構造物モデルを用いた実務研修 2回、43名
- ・茨城県新技術「IT'S」の展示・技術発表会の開催  
展示 5技術  
発表会 6技術、38名（※茨城県リサイクル資材発表会と合同開催）
- ・茨城県土木技術発表会の運営 1回、110名

○茨城県建設発生土情報検索システムの運用

- ・「茨城県建設発生土情報検索システム」を運用し、工事間流用調整など建設発生土の有効利用促進を支援した。追加機能である「茨城県再生砕石需給調査システム」は再生砕石の効率的な出荷可能量調査と有効活用を目的としてシステムの管理運営を行った。

茨城県建設発生土情報検索システム 登録件数：1,159件

茨城県再生砕石需給調査システム 調査件数：149件

○茨城県リサイクル建設資材評価認定資材の審査と情報提供

- ・申請手続きに関する受付や、提出文書の審査業務等を行った。  
変更：2品目2資材、更新：7品目22資材  
発表会 4品目6資材、38名（※「It's」技術発表会と合同開催）

○茨城県建設技術研修センターの運営

- ・各種団体の研修及び講演会等の会場として施設を提供した  
29団体、18,324人

○試験年報の発行

- ・材料試験結果を年報として取りまとめ、建設関係者が資材の品質傾向を把握する資料として提供した。

○建設フェスタへの支援

- ・「建設フェスタ2023」に参加・支援し、当財団の事業やリサイクル建設資材に関連したPRを実施した。

○調査研究の実施

- ・建設資材の品質確保と向上を図るため、再生アスファルト混合物およびアスファルト再生骨材について調査研究を実施した。

#### イ その他の事業

○試験調査事業

- ・建設工事の適正な品質管理を図るため、建設資材の材料試験を実施した。  
試験件数 57,650件 352,564千円
- ・公共工事における品質管理や再生資源の有効利用を図るため、県から調査を受託した。  
建設資材指定工場調査 88工場（立入） 12,595千円

○建設副産物リサイクル事業

- ・公共工事における建設発生土の有効利用を図るため、ストックヤードの設置と管理運営を実施した。  
ストックヤード数 12箇所  
利用土量 約51万m<sup>3</sup> 380,159千円

② 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
事業収益 その他の収入	758,741 2,781	・試験手数料、施設利用料等 ・受取利息、リサイクル認定品新規・更新料等
経常収益計①	761,522	
事業費 管理費	755,757 20,353	・試験調査費、建設副産物対策費、減価償却費等 ・人件費、建物維持管理費等
経常費用計②	776,110	
当期経常増減額③ (①－②)	▲14,589	
経常外収益計④	30,964	・退職金戻入益
経常外費用計⑤	7,596	・固定資産廃棄損
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	23,368	
法人税等⑦	132	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	8,647	
正味財産期首残高⑨	2,219,103	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	2,227,751	

※金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	—	
補助金	—	
委託金	12,595	指定工場調査委託
貸付金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

### 3 令和6年度事業計画

#### ① 事業内容

##### ア 実施事業（研修・広報事業）

- ・ 建設材料の品質管理試験実務研修
- ・ 建設技術講演会
- ・ 研修支援（講習会の講師派遣）
- ・ 実物大構造物モデルを用いた実務研修
- ・ 茨城県新技術「IT'S」の展示・技術発表会の開催
- ・ 茨城県土木技術発表会の運営
- ・ 茨城県建設発生土情報検索システムの運用
- ・ 茨城県リサイクル建設資材評価認定資材の審査と情報提供
- ・ 茨城県建設技術研修センターの運営
- ・ 試験年報の発行
- ・ 建設フェスタへの支援
- ・ 調査研究の実施

##### イ その他の事業

- ・ 試験調査事業
- ・ 建設副産物リサイクル事業

#### ② 収支計画

（単位：千円）

	金額	摘要
事業収益 その他の収入	767,350 3,870	・ 試験手数料、施設利用料 等 ・ 受取利息、リサイクル認定品新規・更新料等
経常収益計①	771,220	
事業費 管理費	746,972 20,686	・ 試験調査費、建設副産物対策費、減価償却費等 ・ 人件費、建物維持管理費 等
経常費用計②	767,658	
当期経常増減額③ (①-②)	3,562	
当期経常外増減額④	▲2,092	
法人税等⑤	132	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑥ (③+④-⑤)	1,338	
正味財産期首残高⑦	2,227,751	
当期指定正味財産増減額⑧	0	
正味財産期末残高⑨ (⑥+⑦+⑧)	2,229,089	

#### ③ 補助金等の受入予定

（単位：千円）

	金額	摘要
出資金	—	
補助金	—	
委託金	13,000	指定工場調査委託等
貸付金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

1 出資法人の概要

① 法人の名称	茨城県道路公社																															
② 所在地	茨城県水戸市笠原町978-25																															
③ 設立年月日	昭和46年9月25日																															
④ 代表者名	理事長 羽成 英臣																															
⑤ 基本財産	10,039,800 (千円)																															
⑥ 設立根拠	地方道路公社法第8条																															
⑦ 設立目的・経緯	茨城県の区域及びその周辺の地域において、その通行または利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。																															
⑧ 組織 (令和6年6月1日現在)	役員数	理事3人 (うち常勤2人)	監事1人	顧問欠員	職員 4人 (内併任1人) 嘱託50人、臨時44人																											
	<p>組織機構</p> <pre> graph TD     RL[理事長(常勤)] --- L[理事(常勤)]     RL --- L2[理事(非常勤)]     RL --- S[監事(〃)]     RL --- R[顧問(欠員)]     L --- G[総務部長(併任)]     L --- B[業務部長(理事兼務)]     G --- GS[総務課]     G --- GR[経理課]     B --- BS[工務課]     B --- BM[業務管理室]                     </pre>																															
⑨ 出資状況 (令和6年3月末現在)	茨城県 8,308,800千円 82.8% 千葉県 1,731,000千円 17.2% 計 10,039,800千円 100.0%																															
⑩ 資産状況 (令和6年3月末現在)	(単位：千円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>576,672</td> <td>現金・預金等</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>21,125,259</td> <td>道路資産等</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>21,701,931</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>100,060</td> <td>未払金等</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>613,456</td> <td>長期借入金等</td> </tr> <tr> <td>特別法上の引当金等</td> <td>10,939,316</td> <td>償還準備金・損失補てん引当金等</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>11,652,832</td> <td></td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>10,049,099</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※千円未満を四捨五入しているので、合計欄と一致していない場合がある。</p>						金額	摘要	流動資産	576,672	現金・預金等	固定資産	21,125,259	道路資産等	資産合計	21,701,931		流動負債	100,060	未払金等	固定負債	613,456	長期借入金等	特別法上の引当金等	10,939,316	償還準備金・損失補てん引当金等	負債合計	11,652,832		正味財産	10,049,099	
	金額	摘要																														
流動資産	576,672	現金・預金等																														
固定資産	21,125,259	道路資産等																														
資産合計	21,701,931																															
流動負債	100,060	未払金等																														
固定負債	613,456	長期借入金等																														
特別法上の引当金等	10,939,316	償還準備金・損失補てん引当金等																														
負債合計	11,652,832																															
正味財産	10,049,099																															

## 2 令和5年度事業実績

### ① 事業内容

#### ア 有料道路・駐車場管理事業

道路整備特別措置法による有料道路4路線及び駐車場4箇所の管理事業を実施した。

令和5年度の料金収入額は以下のとおり。

(単位：千円)

管理区間	供用開始時期	令和5年度収入額	備考
日立有料道路	平成5年10月20日	206,769	
水海道有料道路	平成9年8月7日	146,891	
常陸那珂有料道路	平成11年7月22日	189,560	
若草大橋有料道路	平成18年4月18日	104,189	
みらい平駅前駐車場	平成17年8月24日	9,022	
筑波山つつじヶ丘駐車場	平成18年4月27日	38,569	
友部駅北口駐車場	平成20年2月1日	7,967	
水戸北スマートIC駐車場	平成20年6月16日	2,623	
計		705,590	

#### イ 受託業務事業

茨城県からの委託を受け、主要地方道常陸那珂港南線及び関連路線の道路管理業務、県内の道路巡回点検調査業務を実施した。

(単位：千円)

事業名	令和5年度事業費	備考
主要地方道常陸那珂港南線及び関連路線道路管理業務	42,988	道路管理
道路巡回点検調査業務	155,111	道路巡回点検調査
計	198,099	

②収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
業務収入	705,942	道路料金収入、駐車場料金収入、業務雑収入等
受託業務収入	198,099	受託業務収入
負担金収入	2,854	茨城県・市負担金収入
業務外収入	1,877	併任職員給与負担金、原子力立地給付金等
経常収益計①	908,772	
管理業務費	298,006	料金徴収経費、維持管理費等
一般管理費	155,617	人件費、物件費等
諸減価償却費	43,056	駐車場・有形固定資産減価償却費
特別法上の引当損等	207,293	損失補てん引当損、償還準備金繰入額等
受託業務費	198,099	受託業務費
業務外費用	0	
経常費用計②	902,071	
経常利益③ (①-②)	6,701	
特別収益計④	—	
特別費用計⑤	—	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	6,701	
法人税等⑦	—	
当期純利益⑧ (⑥-⑦)	6,701	
前期繰越損益⑨	2,597	
当期末未処分損益累計⑩ (⑧+⑨)	9,298	

※千円未満を四捨五入しているため、合計欄と一致していない場合がある。

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金		
補助金		
委託金	198,099	道路管理、道路巡回点検調査
貸付金		
負担金		
債務保証限度額	52,000	上段…債務保証限度額(枠)
年度末残高	51,300	下段…R5年度末借入金残高

### 3 令和6年度事業計画

#### ①事業内容

##### ア 有料道路・駐車場管理事業

令和6年度の料金収入等は、728,800千円を見込む。

また、管理運営にあたっては、利用者が快適に通行できるよう、道路情報の迅速な提供や適切な道路の維持管理及び徴収員の接遇対応など、より一層のサービス向上等に努める。

##### イ 受託業務事業

主要地方道常陸那珂港南線及び関連路線の道路管理や県内の道路巡回点検調査など、199,782千円の受託業務を実施する。

#### ②収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
業務収入	729,145	道路料金収入、駐車場料金収入、業務雑収入等
受託業務収入	199,782	受託業務収入
負担金受入	3,250	茨城県・市負担金受入
業務外収入	1,600	併任職員給与負担金、原子力立地給付金等
経常収益計①	933,777	
管理業務費	359,390	料金徴収経費、維持管理費等
一般管理費	168,588	人件費、物件費等
諸減価償却費	41,689	駐車場、有形固定資産減価償却費
特別法上の引当損等	163,620	損失補てん引当損、償還準備金繰入額等
受託業務費用	199,782	受託業務費
業務外費用	0	
経常費用計②	933,069	
経常利益③ (①-②)	708	
特別収益計④	—	
特別費用計⑤	—	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	708	
法人税等⑦	—	
当期純利益⑧ (⑥-⑦)	708	
前期繰越損益⑨	9,298	
当期末処分損益累計⑩ (⑧+⑨)	10,006	

#### ③補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金		
補助金		
委託金	199,782	道路管理、道路巡回点検調査
貸付金		
負担金		
債務保証限度額	0	上段…債務保証限度額(枠)
年度末残高	0	下段…R6年度末借入金残高



県出資法人 事業実績・事業計画の概要

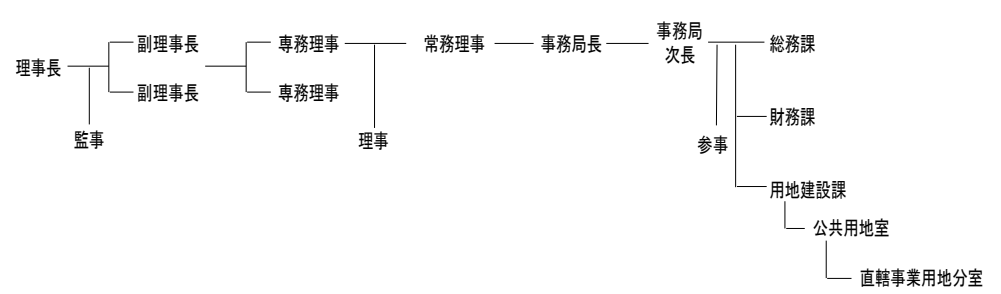
所管部局課 土木部都市局都市計画課

1 出資法人の概要

(令和6年6月1日現在)

① 法人の名称	茨城県土地開発公社
② 所在地	水戸市笠原町978番25
③ 設立年月日	平成2年4月19日
④ 代表者名	理事長 横山 征成
⑤ 基本財産	30,000千円
⑥ 設立根拠	公有地の拡大の推進に関する法律(第10条)
⑦ 設立目的・経緯	公共用地、公用地等の取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民の福祉の増進に寄与する。

⑧ 組織	役職員数	理事7人 (うち常勤3人)	監事1人 (うち常勤0人)	常勤職員9人、嘱託職員1人 (主に土地開発公社業務に従事する職員を計上)
	組織機構			



⑨ 出資状況	茨城県 30,000 千円 (100%)
--------	----------------------

⑩ 資産状況 (令和6年3月末現在)	(単位:千円)		
		金額	摘要
	流動資産	8,208,899	保有土地、現金預金等
	固定資産	9,388,385	賃貸事業に供する土地(事業用定期借地)等
	資産合計	17,597,283	
	流動負債	898,207	預り金、未払金等
	固定負債	11,464,861	長期借入金、預り保証金
	負債合計	12,363,068	
	資本合計	5,234,215	準備金等

※ 金額は千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。

## 2 令和5年度事業実績

### ① 事業内容

#### ア 公有地取得事業

国道6号牛久土浦バイパス、東海拡幅及び国道50号下館バイパスの用地先行取得を行った。  
また、既先行取得用地については国に売却した。

(取得3.1ha、1,938百万円、売却3.7ha、1,422百万円)

#### イ あっせん等事業

久慈川等の用地交渉業務等を国等から受託し、契約に結び付けた。(契約12.1ha、645百万円)

#### ウ 土地造成事業

ひたちなか地区に保有する土地について、事業用定期借地及び土地賃貸借契約による長期貸付を行った。(貸付面積22.3ha、貸付額375百万円)

### ② 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
事業収益	1,822,854	公有地取得事業、土地造成事業等
事業外収益	770	受取利息等
収益計①	1,823,624	
事業原価	1,505,180	処分土地の原価
販売費及び一般管理費	29,530	人件費、経費
事業外費用	0	
費用計②	1,534,711	
経常利益③ (①-②)	288,913	
特別利益④	0	
特別損失⑤	0	
当期純利益⑥ (③+④-⑤)	288,913	
前期繰越損益⑦	4,915,302	
当期末未処分損益累計⑧ (⑥+⑦)	5,204,215	

※ 金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

### ③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	資本金30,000
補助金	0	
委託金	0	
貸付金	7,427,038	県長期貸付金の未償還額(前年度比▲203,195)
債務保証限度額	240,000	上段：債務保証限度額(枠)
年度末残高	0	下段：令和5年度末債務保証対象借入金残高

### 3 令和6年度事業計画

#### ① 事業内容

##### ア 公有地取得事業

国道6号及び国道50号事業用地の先行取得を着実に進めるとともに、既先行取得用地の国への売却を進める。(取得2.7ha、1,600百万円、売却4.7ha、1,677百万円)

##### イ あっせん等事業

国道等の用に供する土地の用地交渉業務等を、国等から受託し実施する。

(契約0.1ha、106百万円)

##### ウ 土地造成事業

ひたちなか地区の完成土地について、県関係課と連携し、地元市村等との調整を図りながら売却等に努める。(7.0ha、2,428百万円)

ひたちなか地区の賃貸事業の用に供している土地について、賃借人である企業と令和6年2月に締結した土地売買契約に基づき処分する。(16.9ha、7,090百万円)

#### ② 収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
事業収益	11,316,442	公有地取得事業、土地造成事業等
事業外収益	24,929	受取利息等
収益計①	11,341,371	
事業原価	11,057,070	処分土地の原価
販売費及び一般管理費	33,307	人件費、経費等
予備費	3,000	
費用計②	11,093,377	
収益的収入支出差引額③ (①－②)	247,994	
前期繰越損益④	5,204,215	
当期末未処分損益累計⑤ (③＋④)	5,452,209	

※ 金額は千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。

#### ③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	資本金30,000
補助金	0	
委託金	0	
貸付金	0	県長期貸付金の未償還額
債務保証限度額	240,000	上段：債務保証限度額(枠)
年度末残高	0	下段：令和6年度末債務保証対象借入金残高

令和6年第2回定例会土木企業立地推進委員会

# 県出資団体等改革工程表

令和6年6月12日

土木部

# 目 次

茨城県道路公社	3
港湾事業特別会計	5
茨城県土地開発公社	6

団体名及び部局・課名	茨城県道路公社	土木部道路維持課
改革遂行責任者	理事長、理事	土木部長、道路維持課長、総務部長、出資団体指導監

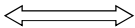
改革方針	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【1 県負担の最少化】 (将来収支予測の的確な反映)	← 将来収支予測の精査、事業への的確な反映等 →		
	① 実績に基づき、将来交通量見直しを実施	① 実績に基づき、将来交通量見直しを実施	① 実績に基づき、将来交通量見直しを実施し、中期経営計画(R6~R10)を策定
② 新たな事業計画の検討		② 日立有料道路の耐震補強工事に伴う事業変更(事業費:4億円増、徴収期間:10年間延長)	
【2 経営基盤の強化】 (利用促進策の実施)	← 回数券の販売強化、利用促進等の推進 →		
	回数券の販売強化、利用促進等の推進 ①回数券:6,720冊 ②共通休日特別通行券配布枚数:10,000枚	①回数券:6,850冊 ②共通休日特別通行券配布枚数:10,200枚	①回数券:7,000冊 ②共通休日特別通行券配布枚数:10,400枚
①回数券の販売	① 回数券の販売:6,812冊(R3.4~R4.3) (水海道:3,483冊、若草:3,329冊)	① 回数券の販売:7,013冊(R4.4~R5.3) (水海道:3,360冊、若草:3,653冊)	① 回数券の販売:7,032冊(R5.4~R6.3) (水海道:3,403冊、若草:3,629冊)
②共通休日特別通行券の配布	② 共通休日特別通行券の配布:10,800枚(水海道、若草) (R3.7.22~R3.11.28までの土日祝日)	② 共通休日特別通行券の配布:11,000枚(水海道、若草) (R4.7.16~R4.11.27までの土日祝日)	② 共通休日特別通行券の配布:12,000枚(水海道、若草) (R5.7.15~R5.11.26までの土日祝日)
③渋滞時への対策の強化	③ 情報板、公社HP、SNSなどの情報発信(常陸那珂、筑波山)	③ 情報板、公社HP、SNSなどの情報発信(常陸那珂、筑波山)	③ 渋滞時への対策の強化 ・情報板、公社HP、SNSなどの情報発信(常陸那珂、筑波山) ・公社HPのリニューアル ・渋滞時への案内看板2枚設置(若草)
④駐車場の利用促進のためのPR ・地元広報誌等を活用した利用促進PRを実施 ・駐車場安全対策を確保し利用促進PRを実施	④ 笠間市、城里町の広報誌を活用した利用促進PR (友部駅北口)	④ 駐車場の利用促進のためのPR ・笠間市、城里町の広報誌を活用した利用促進PR (友部駅北口) ・駐車場の安全対策を確保した利用促進PR (つつじヶ丘)	④ 駐車場の利用促進のためのPR ・笠間市の広報誌を活用した利用促進PR (友部駅北口) ・水戸市及び城里町の広報誌を活用した利用促進PR (水戸北スマートIC)
(経費の削減)	← 経費削減 →		
①有料道路料金徴収機器更新による経費の削減	① 若草大橋の料金徴収機器の定期更新に伴い、ライフサイクルコストを考慮した機種に変更	① 有料道路料金徴収機器更新に準じて駐車場(友部駅北口)の料金収受機更新においてもライフサイクルコストを考慮した機種に更新	① 有料道路新型料金徴収機器の調査
②不用資産の処分	② 下総利根大橋有料道路の管理事務所等の処分に係る調整	② 下総利根大橋有料道路の管理事務所等の処分	
【3 進行管理結果の公表】 (県議会への報告、情報の公表)	← 毎年度改善成果を県議会へ報告、ホームページ等で公表 →		
	[R3.6 県議会報告] [R3.6 県ホームページ公表]	[R4.6 県議会報告] [R4.6 県ホームページ公表]	[R5.6 県議会報告] [R5.6 県ホームページ公表]

※注 ←→ は改革期間及び推進事項を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

団体名及び部局・課名	茨城県道路公社	土木部道路維持課
改革遂行責任者	理事長、理事	土木部長、道路維持課長、 総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>【1 県負担の最少化】</b> (将来収支予測の的確な反映) ①将来交通量を見直し収支予測を精査 ②新たな事業計画の検討	将来収支予測の精査、事業への的確な反映等		
<b>【2 経営基盤の強化】</b> (利用促進策の実施) ①共通休日特別通行券の配布 ②回数券の販売 ③渋滞時への対策の強化 ④利用促進のためのPR ・地元広報誌等を活用した利用促進PRを実施	利用促進策の推進 ①共通休日特別通行券配布枚数:10,500枚	①共通休日特別通行券配布枚数:10,600枚	①共通休日特別通行券配布枚数:10,700枚
(増収対策及び経費削減) ①計画的な維持更新工事等 ②駐車場料金見直しの検討	増収対策及び経費削減		
<b>【3 進行管理結果の公表】</b> (県議会への報告、情報の公表)	毎年度改善成果を県議会へ報告、ホームページ等で公表		

※注  は改革期間及び推進事項を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び 部局・課名	港湾事業特別会計	土木部 港湾課
改革遂行責任者	土木部長・港湾課長・総務部長・財政課長	

改革方針	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
○機能施設整備事業					
【1 港湾施設利用の拡大】 使用料収入計画	1,675百万円 [1,677百万円]	1,595百万円 [1,804百万円]	1,611百万円 [1,803百万円]	1,627百万円	1,643百万円
【2 償還財源の確保】 資本費準化償等	1,994百万円 [1,258百万円]	1,814百万円 [1,805百万円]	1,233百万円 [1,399百万円]	1,022百万円	800百万円
【3 事業費の縮減】		・維持管理計画策定(長寿命化計画)及び維持管理計画に基づく維持管理の実施 ・計画的な施設整備の実施			

改革方針	平成22年度～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
○臨海部土地造成事業						
【1 保有地の処分促進】 (1)土地処分計画 47.3ha(R4～R7)	※H22～R3までの処分計画122.8ha		12.4ha	11.9ha	11.6ha	11.4ha
	[74.5ha]	[1.0ha]	[0.0ha]	[24.3ha] [0.8ha]	[35.1ha]	
茨城港日立港区 処分計画面積(5.1ha)	[18.5ha]	[0.0ha]	1.3ha	1.3ha	1.3ha	1.2ha
			[0.0ha]	[2.6ha] [0.0ha]	[3.9ha]	
茨城港常陸那珂港区 処分計画面積(41.1ha)	[54.4ha]	[1.0ha]	10.3ha	10.3ha	10.3ha	10.2ha
			[0.0ha]	[20.6ha] [0.0ha]	[30.9ha]	
茨城港大洗港区 処分計画面積(1.1ha)	[1.6ha]	[0.0ha]	0.8ha	0.3ha	0.0ha	0.0ha
			[0.0ha]	[1.1ha] [0.8ha]	[0.3ha]	
(2)処分方策		・戦略的な企業誘致活動 ・関連公共事業の早期整備等				
【2 事業費の縮減等】		・造成コストの削減 ・企業ニーズに応じた造成手法の導入				

※注 ◀▶ は改革期間及び推進事項を表示  
 ※注 [] は目標達成状況を表示、【】は修正後の目標を表示



改革工程表2(年度別実行計画)

団体名及び部局・課名	茨城県土地開発公社	土木部都市局都市計画課
改革遂行責任者	理事長、副理事長、専務理事	土木部長、都市局長、都市計画課長、立地推進部長、立地整備課長、総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<b>【1 保有土地の売却等】</b> ・完成土地 ひたちなか地区(7.0ha)  <参考> ひたちなか地区(5.5ha) 事業定期借地等により処分済み (R6年2月:貸付地22.3haのうち16.9haを売却。)	5年で7haを売却等により処分				
	[0ha]	[0ha]	[0ha]		
<b>【2 県無利子長期貸付金の償還】</b> ・公社への貸付 未償還額82.0億円(R2末) ・R6年2月に売却した貸付地16.9haの土地代(70.9億円)は、R6年度の償還に充当する予定。	保有土地の売却及び定期借地等賃料収入により償還を推進				
	[3.9億円] [未償還額78.1億円(R3末)]	[1.8億円] [未償還額76.3億円(R4末)]	[2.0億円] [未償還額74.3億円(R5末)]		
<b>【3 今後の団体のあり方】</b> ・公社の将来的なあり方の検討	先行取得事業等の厳選実施により国や県等の施策推進に協力				
	[今後の公共用地先行取得の検討]	[今後の公共用地先行取得の検討]	[今後の公共用地先行取得の検討]		
<b>【4 先行取得事業等】</b> (1) 公共用地の先行取得等  ・国道6号牛久土浦バイパス(Ⅱ期)用地取得事業(H28~R3) ・国道6号牛久土浦バイパス(Ⅲ期)用地取得事業(R3~) ・国道6号日立バイパス(Ⅱ期)用地取得事業(H29、R1~R4) ・国道6号大和田拡幅用地取得事業(R1~R4) ・国道6号東海拡幅用地取得事業(R2~) ・国道50号下館バイパス用地取得事業(R1~) ・国道50号協和バイパス用地取得事業(R5~) ・久慈川用地取得事業(R3~R5)	国・県等のプロジェクトに関連する緊急性、必要性のある箇所を厳選して実施				
	[国道6号牛久土浦BPⅢ 0.23ha] [国道6号日立BPⅡ 0.04ha] [国道6号東海拡幅 0.56ha] [国道50号下館BP 0.14ha]  [あっせん等事業] [国道6号牛久土浦BPⅡ 0.21ha] [国道6号大和田拡幅 0.03ha] [久慈川 4.4ha]	[国道6号牛久土浦BPⅢ 9.3ha] [国道6号日立BPⅡ 0.16ha] [国道6号大和田拡幅 0.17ha] [国道6号東海拡幅 0.80ha] [国道50号下館BP 0.17ha]  [あっせん等事業] [久慈川 17.3ha]	[国道6号牛久土浦BPⅢ 2.5ha] [国道6号東海拡幅 0.40ha] [国道50号下館BP 0.18ha]  [あっせん等事業] [久慈川 12.1ha]		
(2) 先行取得した公共用地の計画的な買い戻し ・国道、県道、街路、河川等	取得翌年度から4年以内に計画的に買い戻す				
	[国道等 2.4ha]	[国道等 0.9ha]	[国道等 3.7ha]		
<b>【5 進行管理結果の公表】</b>	毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページなどで公表				
	[R3. 6月県議会報告] [R3. 6月県ホームページ公表]	[R4. 6月県議会報告] [R4. 6月県ホームページ公表]	[R5. 6月県議会報告] [R5. 6月県ホームページ公表]		

※注 [ ] は目標達成状況を表示、⇔ は改革期間及び推進事項

# 令和 6 年度 公の施設等運営状況報告

土木部

令和 6 年 6 月 12 日 (水)

## 目 次

1 運営状況報告の概要	4
2 施設別運営状況報告	
(1) 県所有施設	
①【都市整備課】	
都市公園（偕楽園、弘道館公園、大洗公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園、県西総合公園、砂沼広域公園、千波公園、霞ヶ浦総合公園、赤塚公園、港公園、沢渡川緑地、桜川緑地、北浦川緑地、芸大緑地、県庁東公園）	資料6-2
②【港湾課】	
茨城港大洗港区の港湾環境整備施設（港中央公園（中央地区）及び大洗海浜公園（大洗マリーナ地区））	資料6-3
茨城港（常陸那珂港区、日立港区、大洗港区）及び鹿島港公共埠頭並びに土浦港	資料6-4

③【下水道課】

鹿島臨海都市計画下水道、流域下水道（那珂久慈、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦常南、霞ヶ浦水郷、利根左岸さ  
しま、鬼怒小貝、小貝川東部）・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料6－5

④【住宅課】

県営住宅及び共同施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料6－6

(2) 出資団体等所有施設

①【道路維持課】

みらい平駅前駐車場、筑波山つつじヶ丘駐車場、友部駅北口駐車場、水戸北スマートIC駐車場  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料6－7

②【港湾課】

大洗港フェリーターミナルビル・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料6－8

○ 運営状況報告の概要

- 令和6年度の所管施設数は38施設。このうち、出資団体等所有施設は5施設。
- 洞峰公園をつくば市へ移管済みであり、令和5年度から1施設の減となっている。
- 港中央公園については、営業戦略部と連携を図りながら、大洗マリンタワーとの一体的な活用方法について、引き続き検討する。
- 大洗公園の一部は、大洗町から町の公園として管理したい旨の意向が示されたため、町と協議を行いながら、移管を進める。
- 笠間芸術の森公園、赤塚公園及び大洗海浜公園については、令和6年度をもって指定管理期間が終了することから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。

		現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
県有 施設	今回報告	31	1	0	1 ※	0	33
	令和5年度	32	1	0	1	0	34
出資 団体等 所有 施設	今回報告	5	0	0	0	0	5
	令和5年度	5	0	0	0	0	5

※大洗公園には「現状維持」、「他団体への譲渡・譲与」の部分があるが、便宜上、「他団体への譲渡・譲与」に計上。

令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書  
(県有施設)

都市整備課 (土木部)  
令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名 都市公園（偕楽園、弘道館公園、大洗公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園、県西総合公園、砂沼広域公園、千波公園、霞ヶ浦総合公園、赤塚公園、港公園、沢渡川緑地、桜川緑地、北浦川緑地、芸大緑地、県庁東公園）

## 1 現状

### (1) 施設の概要

- 都市公園は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び茨城県都市公園条例（昭和 32 年県条例第 26 号）に基づき、県民のレクリエーション活動や良好な都市景観の形成、都市環境の改善、防災性の向上等に資する都市の根幹的な施設としての役割を担っている。
- 土木部では、広域的な利用に対応する広域公園や都市の緑の保全を図る都市緑地など、偕楽園や弘道館公園をはじめとする 17 公園の整備・管理運営を行っている。
- 地域防災計画に広域避難地等として位置づけられている公園については、広場や遊具、トイレ等の一般的な施設のほか、耐震性貯水槽や非常用照明灯等の防災施設を整備し、防災機能としての対応能力を強化している。
- 偕楽園については、文化的・景観的資源としての価値を高めながら、県民の憩いの場、また、通年型の観光拠点となることを目指し、本園の有料化やパーク PFI 事業、表門誘導のための駐車場整備などの新たな取り組みを行いながら、魅力向上に努めている。
- また、県有施設を有効活用し新たな財源の確保を図るため、県西総合公園他 3 公園でネーミングライツを導入している。

施設名	偕楽園	弘道館公園	大洗公園	笠間芸術の森公園	大子広域公園	鹿島灘海浜公園
公園種別	広域	特殊（歴史）	特殊（風致）	広域	広域	広域
所在地	水戸市常磐町	水戸市三の丸	大洗町磯浜町	笠間市笠間	大子町浅川	鉾田市大竹
開園年月	昭和 32 年 6 月	昭和 32 年 6 月	昭和 32 年 6 月	平成 4 年 5 月	平成 6 年 6 月	平成 12 年 3 月
施設概要	開園面積：58.3ha 好文亭、梅林、トイレ、橋、広場等	開園面積：3.2ha 弘道館、梅林、トイレ等	開園面積：40.4ha 水族館、駐車場、トイレ等	開園面積：39.0ha 美術館、あそびの杜、スケートパーク等	開園面積：60.4ha オートキャンプ場、温泉プール等	開園面積：20.6ha 売店、レストラン、ボードウォーク等
利用料金	偕楽園本園：300 円 好文亭：200 円	弘道館：400 円	駐車場：810 円 （夏季）	—	テニス：340 円・時	—

施設名	県西総合公園	砂沼広域公園	千波公園	霞ヶ浦総合公園	赤塚公園	港公園
公園種別	広域	広域	総合	総合	地区	地区
所在地	筑西市桑山	下妻市長塚	水戸市千波町	土浦市大岩田	つくば市稲荷前	神栖市東深芝
開園年月	平成4年4月	昭和54年7月	昭和62年6月	昭和58年7月	昭和56年4月	昭和55年8月
施設概要	開園面積:24.8ha テニスコート、体育室、運動広場等	開園面積:25.5ha テニスコート、運動広場、野球場等	開園面積:6.4ha 美術館、広場、駐車場等	開園面積:10.3ha 体育館、広場、駐車場等	開園面積:8.6ha トイレ、広場、駐車場等	開園面積:7.5ha 展望塔、トイレ、駐車場等
利用料金	テニス:340円・時 体育室:390円・時	—	—	—	—	展望塔:200円

施設名	沢渡川緑地	桜川緑地	北浦川緑地	芸大緑地	県庁東公園
公園種別	都市緑地	都市緑地	都市緑地	都市緑地	広場
所在地	水戸市見和町	水戸市見川町	取手市中田	取手市小文間	水戸市笠原町
開園年月	昭和63年10月	平成4年11月	平成13年4月	平成3年8月	平成12年4月
施設概要	開園面積:7.5ha トイレ、広場、園路等	開園面積:7.0ha 広場、園路等	開園面積:8.5ha 広場、園路等	開園面積:0.9ha 広場、園路等	開園面積:0.5ha トイレ、園路等
利用料金	—	—	—	—	—

【参考：ネーミングライツ導入状況】

施設名	県西総合公園	赤塚公園	港公園	県庁東公園
ネーミングライツパートナー	(株) 廣澤精機製作所	(株) 富士住建	(株) 平成物産	(株) 柴建築設計事務所
通称名	ヒロサワ県西総合公園	赤塚富士住建パーク	平成物産パーク 港公園	県庁東公園 SHIBA
契約期間	令和5～7年度	令和5～8年度	令和5～9年度	令和4～8年度
契約額(年額)	500万円	100万円	110万円	20万円



(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

○ 管理運営は、偕楽園等の9公園は直営で実施し、笠間芸術の森公園等の8公園は指定管理者制度を導入している。

【指定管理都市公園の概要】

施設名	笠間芸術の森公園	大子広域公園	鹿島灘海浜公園	県西総合公園	大洗公園	赤塚公園
指定管理者	笠間市	大子町	銚田市	筑西広域市町村圏事務組合	茨城県造園業協同組合	橋本造園土木(株)
指定管理期間	令和6年度(1年間)	令和5～9年度(5年間)	令和5～9年度(5年間)	令和6～10年度(5年間)	令和6～10年度(5年間)	令和6年度(1年間)
従事者数*	1人	3人	1人	4人	3人	3人

施設名	港公園	北浦川緑地
指定管理者	神栖市	取手市
指定管理期間	令和5～7年度(3年間)	令和5～7年度(3年間)
従事者数*	2人	2人

※従事者数は、指定管理者の事業計画の人員費に計上している人数を記載

(3) 利用状況

○ 有料公園施設の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少したものの、現在は回復傾向にある。

【有料公園施設の利用者数の推移】

(単位：人、台)

年度	H26～29 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
合計	800,324	332,085	363,093	393,359	356,209	361,542	510,441	368,798	421,275	685,203	680,368	85.0%
偕楽園 (好文亭)	190,699 (H28)	164,447	176,520	190,699	164,727	170,415	115,021	60,864	72,769	131,525	131,509	68.9%
偕楽園 (本園)	401,242 (R4)	—※1	—※1	—※1	—※1	—※1	238,999	212,479	241,247	401,242	392,717	97.8%
弘道館公園 (弘道館)	95,184 (H28)	61,695	80,508	95,184	87,097	89,097	57,418	40,642	49,224	69,791	73,248	76.9%
大洗公園 (駐車場(夏季))	20,846 (H26)	20,846	20,648	19,348	17,278	18,566	16,851	—※2	3,647	14,409	14,259	68.4%
大子広域公園 (テニスコート等)	21,808 (H28)	19,019	21,363	21,808	18,940	19,188	17,889	11,529	12,410	20,638	19,955	91.5%
県西総合公園 (テニスコート等)	50,568 (H29)	46,101	47,585	48,057	50,568	48,346	48,334	38,177	41,978	47,598	48,680	96.2%
港公園 (展望塔)	19,977 (H26)	19,977	16,469	18,263	17,599	15,930	15,929	5,107	—※3	—※3	—※3	—※3

※1 R1.11から本園を有料化 ※2 新型コロナウイルス感染症の影響により未実施 ※3 老朽化に伴い、利用休止中

(4) 運営状況

○ 偕楽園等の直営管理公園は、近年、人件費や光熱水費、施設管理費等の上昇に伴い、歳出は増加している。一方で、令和元年度の偕楽園本園の有料化に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも使用料収入は増加している。

**【歳出の推移】(直営管理公園計)**

(単位：千円)

年度	歳出計	歳出の内訳		
		人件費	維持管理費	その他
H26	634,652	71,448	440,905	122,299
H27	633,247	55,413	447,313	130,521
H28	596,326	50,375	496,270	49,681
H29	737,597	58,656	466,667	212,274
H30	587,204	61,020	502,943	23,241
R 1	721,208	60,092	624,054	37,062
R 2	954,480	71,598	533,631	349,251
R 3	780,634	78,038	512,547	190,049
R 4	1,026,339	94,132	538,382	393,825
R 5 (見込)	720,968	93,462	527,502	100,004
平均	739,265	69,423	509,021	160,821

【参考】 使用料収入
34,283
41,487
44,339
39,627
44,124
83,486
79,503
102,090
136,154
135,291
74,038

○ 笠間芸術の森公園等の指定管理公園は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用料収入が減少したものの、現在は回復傾向にある。

**【収支の推移】（指定管理公園計）**

（単位：千円）

年度	歳入計				歳出計				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他 (地元市町村等 自主財源含む)	(B)	人件費	維持 管理費	その他		
H26	644,738	385,309	123,917	135,512	646,723	145,054	404,293	97,376	△1,985	177,952
H27	653,478	385,168	126,584	141,726	653,495	138,415	415,012	100,068	△17	108,592
H28	658,464	385,878	129,320	143,266	649,652	134,827	407,216	107,609	8,812	268,877
H29	643,331	385,878	123,151	134,302	640,226	123,671	410,674	105,881	3,105	380,048
H30	673,665	415,996	123,977	133,692	667,729	129,006	436,561	102,162	5,936	387,725
R 1	698,891	421,857	121,841	155,193	697,883	144,390	447,665	105,828	1,008	202,950
R 2	661,328	425,990	92,427	142,911	660,534	160,129	409,636	90,769	794	194,616
R 3	660,678	426,252	89,516	144,910	687,069	171,966	421,660	93,443	△26,391	380,870
R 4	665,285	358,681	114,861	191,743	658,988	130,902	424,081	104,005	6,297	214,632
R 5 (見込)	646,969	402,716	101,543	142,710	643,966	124,193	428,242	91,531	3,003	363,657
平均	660,684	399,373	114,714	146,597	660,626	140,255	420,504	99,867	58	267,992

**【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）**

- これまで規模の大きな修繕については、長寿命化計画に基づき、国補事業を有効に活用しながら老朽化した施設や設備の計画的な改築・更新等を実施してきた。
- 主な実績としては、偕楽園のトイレや県西総合公園の遊具、テニスコート等の改修工事を実施し、公園施設の安全性確保や利便性向上等が図られた。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	主な修繕内容
H26	268,866	【千波公園】駐車場・電気設備改修、【砂沼広域公園】電気設備改修 等
H27	200,386	【大子広域公園】テニスコート改修、【県西総合公園】遊具改修 等
H28	274,300	【偕楽園】トイレ改修、【県西総合公園】遊具改修 等
H29	547,182	【笠間芸術の森公園】遊具改修、【鹿島灘海浜公園】ボードウォーク改修 等
H30	347,973	【鹿島灘海浜公園】門扉・機械設備改修、【県西総合公園】トイレ・遊具・園路改修 等
R 1	198,897	【大子広域公園】テニスコート改修、【県西総合公園】体育室・トイレ改修 等
R 2	482,999	【偕楽園】好文亭改修、【弘道館公園】電気設備改修 等
R 3	525,833	【偕楽園】エレベーター改修、【県西総合公園】テニスコート改修 等
R 4	590,555	【霞ヶ浦総合公園】体育館改修、【鹿島灘海浜公園】ボードウォーク改修 等
R 5	432,464	【偕楽園】橋梁・トイレ改修、【大子広域公園】トイレ改修 等
計	3,869,455	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 都市公園の管理運営は、公園の規模や特性等を踏まえ、主に直営管理または指定管理で実施している。
- 都道府県が管理する都市公園については、指定管理による管理運営を基本としつつ、主要な観光施設であり日本3名園である兼六園（石川県）や後楽園（岡山県）、栗林公園（香川県）等は直営管理で実施している。

(6) 議会等からの意見・提言等

- 出資団体等調査特別委員会（H22）では、「県有施設の管理については、県が直接管理する場合を除き、指定管理者制度により、民間事業者も含め幅広く担い手の参入を求め、県民サービス向上や施設運営の効率化を図るべきである」との提言があった。

## 2 課題

- 都市公園は、県民の憩いの場や災害時の防災拠点となっていることから、誰でも安全・安心で快適に利用できるよう施設の利便性向上や機能強化が必要である。また、多くの都市公園は、建設から年数が経過しており、施設や設備の老朽化への対応が必要である。
- 労務費や原材料価格、電気料金等の上昇により、維持管理に要する経費が年々増加している。また、今後、人口減少が進む中で適切に管理運営し、利用者の利便性向上を図るためには、コスト縮減とともに民間活力を適切に活用することが必要である。
- 偕楽園については、文化的・景観的資源としての価値の維持・向上に努めていくことが必要であるとともに、通年型の観光地を目指し、有料化で得られた財源を活用した魅力向上への取組や近年増加しているインバウンド対応などにより、一層の誘客促進を図っていくことが求められている。
- 社会経済情勢の変化や利用者ニーズの多様化等により、公園に求められる役割が変化しており、今後の管理運営のあり方について検証し、適切に見直していく必要がある。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	—
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		—
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		—
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）	○ (大洗公園の一部)	—
⑤	廃止・休止・統合		—

### 【方針】

- 都市公園は、良好な都市景観の形成、防災性の向上等に資する施設であることから、国補事業を有効に活用しながら公園施設の園路のバリアフリー化を図るなど、公園施設の利便性を向上させるとともに、各公園の長寿命化計画に基づき、老朽化した施設や設備の改築・更新を計画的に実施していく。また、老朽化した遊具の更新の際には、障害の有無や年齢等に関係なく誰でも遊べるインクルーシブ遊具の導入も検討していく。

- 公園の効果的・効率的な管理運営に向け、指定管理と合わせ、市町村の意向等も踏まえながらパーク PFI の民間活力導入を検討するとともに、ネーミングライツの活用も進める。  
なお、笠間芸術の森公園及び赤塚公園については、令和6年度をもって指定管理期間が終了することから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。
- 偕楽園は、都市公園本来の役割と併せ、梅林の樹勢回復や景観改善などにより文化的価値と歴史的景観を保全・形成するとともに、多言語コンテンツによるインバウンド対応やバリアフリー対策等による利便性の向上、国内外からの来園者に対するホスピタリティやPRの充実などを図り、偕楽園が日本を代表する観光拠点となるよう魅力向上に努めていく。
- 公園建設当時からの社会経済情勢の変化、公園の規模や利用状況、市町村の意向等を勘案し、市町村の管理が望ましい公園については、市町村と協議のうえ、移管の検討を進める。

#### 【理由】

- 人口減少や施設の老朽化の進行、利用者ニーズの多様化に伴い、都市公園を取り巻く環境が変化する中で、都市公園の管理運営を将来にわたり着実にを行うとともに、来園者の利便性向上や公園の魅力向上により一層取り組んでいく必要がある。

#### 4 周辺への影響とその対応

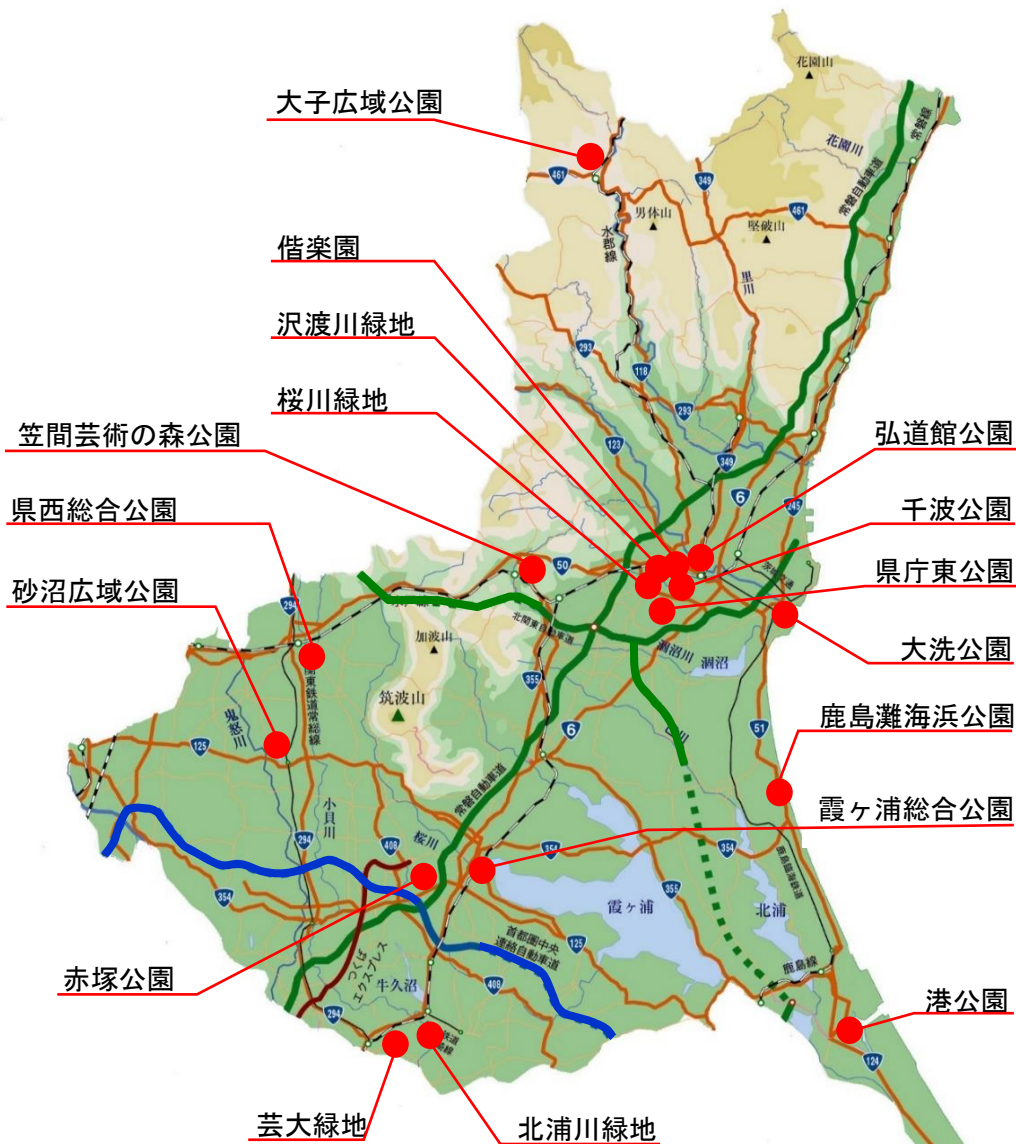
- 都市公園の移管に当たっては、地元市町村を含め関係者等への説明など十分に配慮しながら進めていく。

#### 5 対応に向けた今後の予定

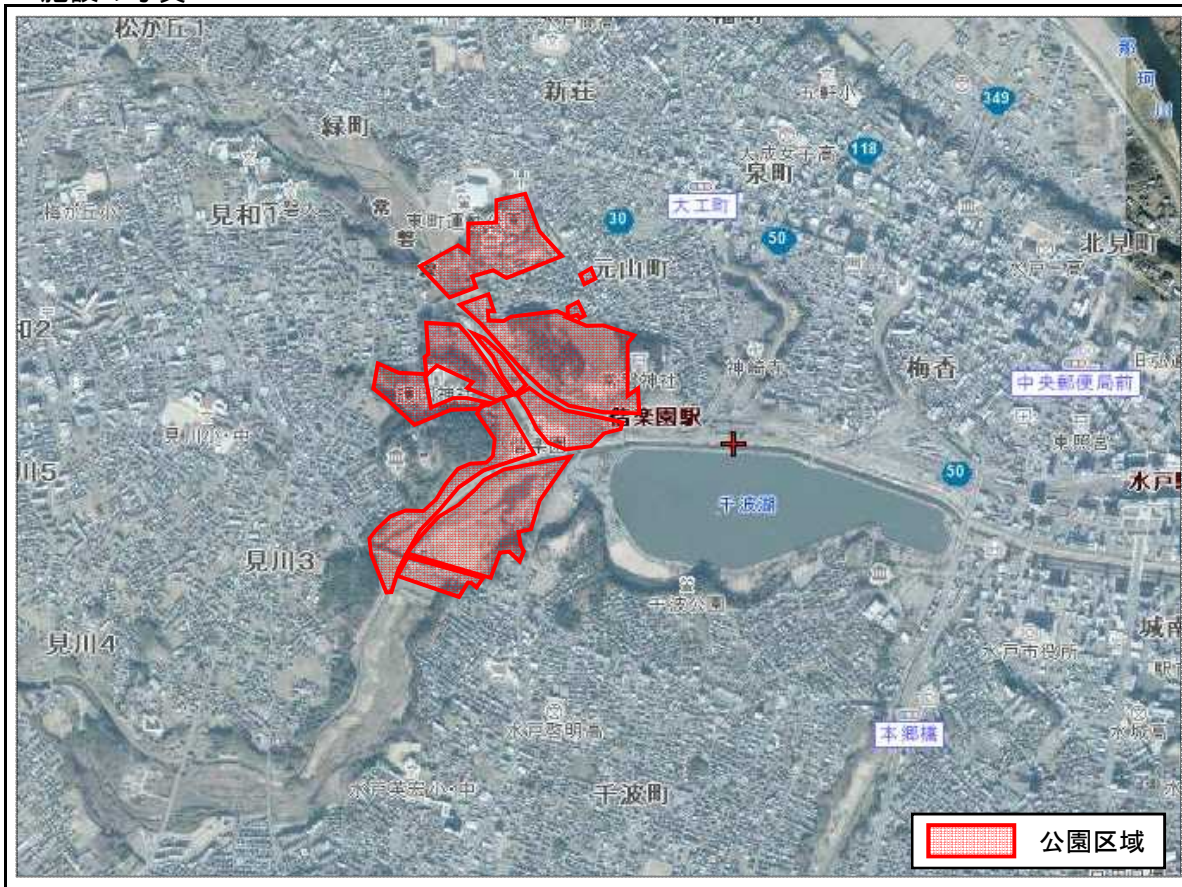
- 大洗公園は、公園区域の一部（こどもの城跡地（約2.5ha：老朽化に伴い令和3年3月廃止））について、大洗町から「(当該跡地は)本町が目指す観光地づくりの一大拠点として極めて有望。町の都市公園としてひたちなか大洗リゾート構想の実現に寄与する事業を企画したい。」との意向が示されており、今後、大洗町と協議を行いながら、大洗町への移管を進める。

1 施設の位置図

【都市公園】



1 施設の写真



2 施設の配置図

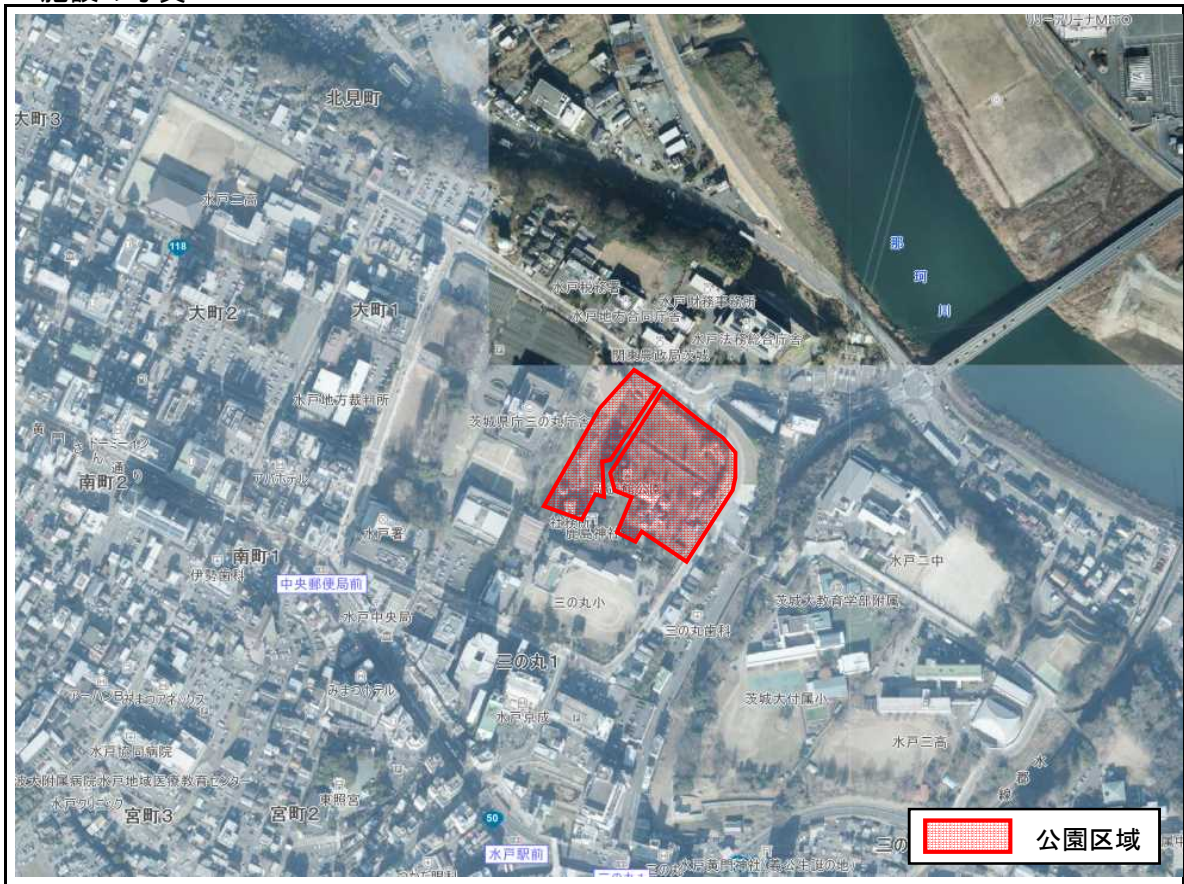




【弘道館公園】

(参考)

1 施設の写真



2 施設の配置図



1 施設の写真

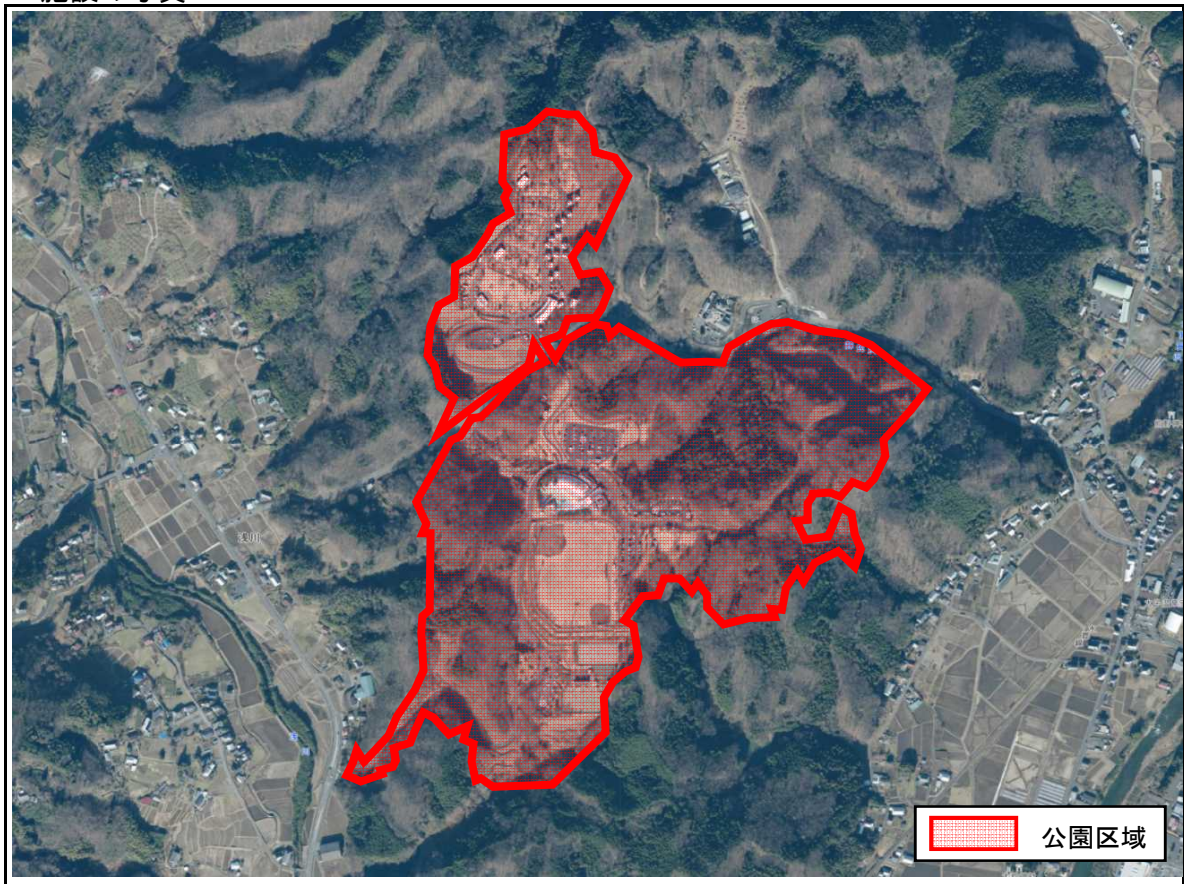


2 施設の配置図





1 施設の写真



2 施設の配置図



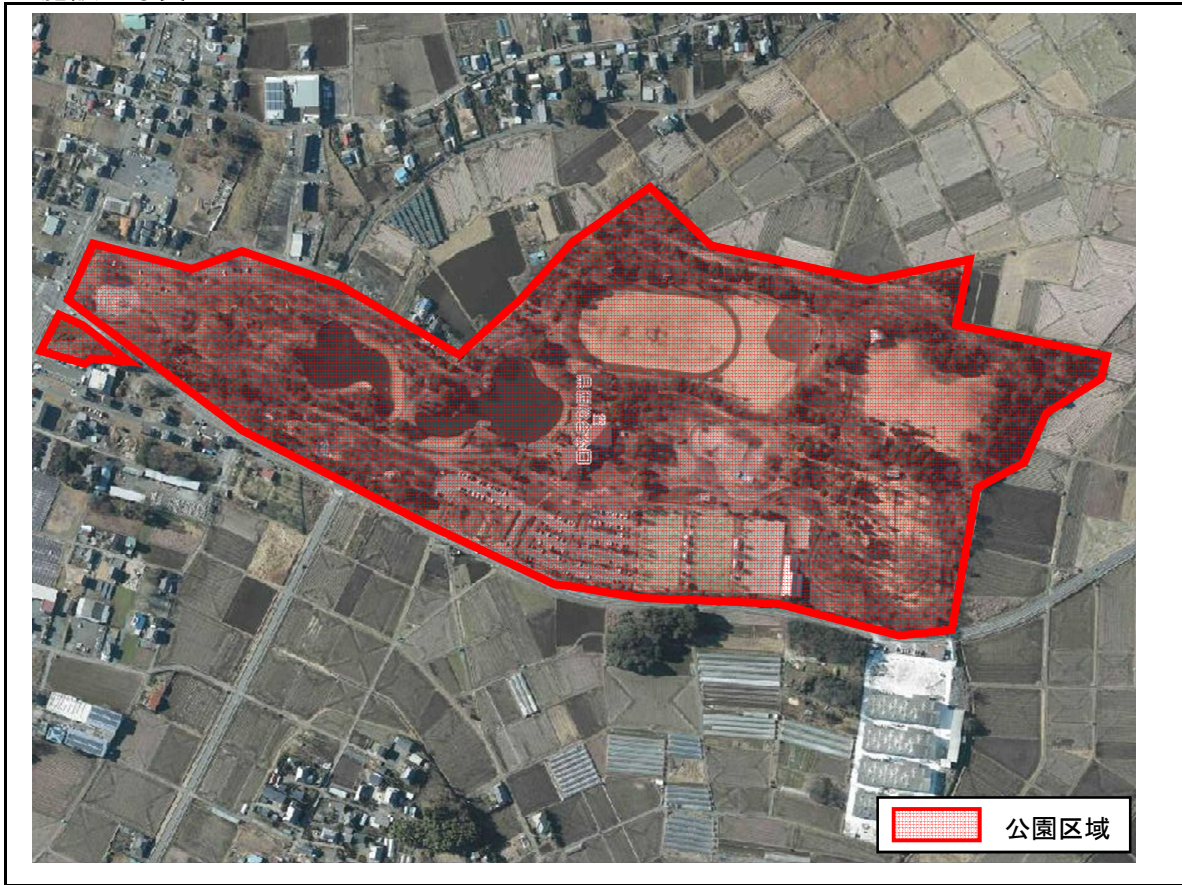
1 施設の写真



2 施設の配置図



1 施設の写真



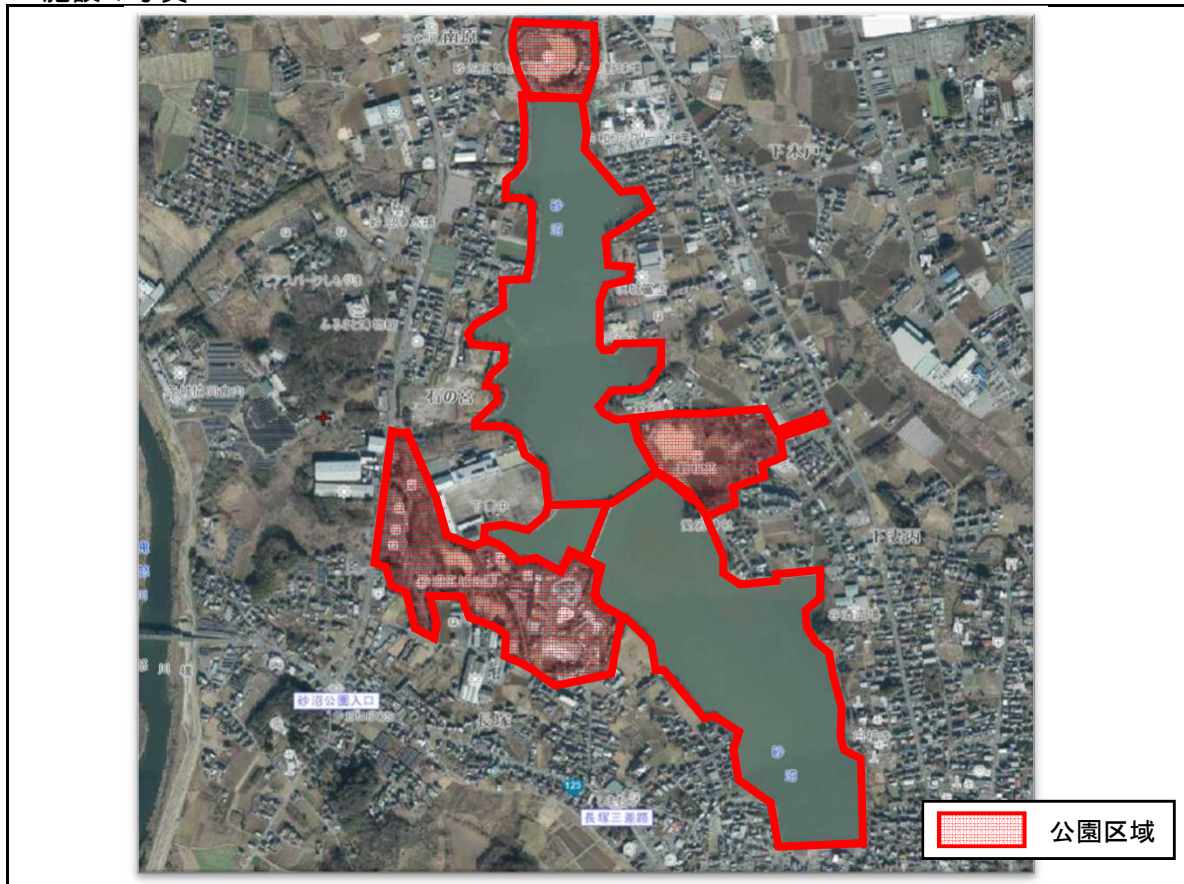
2 施設の配置図



# 【砂沼広域公園】

(参考)

## 1 施設の写真



## 2 施設の配置図



# 【霞ヶ浦総合公園】

(参考)

## 1 施設の写真



## 2 施設の配置図







1 施設の写真



2 施設の配置図



令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書  
(県有施設)

港湾課 (土木部)  
令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名 茨城港大洗港区の港湾環境整備施設（港中央公園（中央地区）及び大洗海浜公園（大洗マリーナ地区））

1 現状

(1) 施設の概要

- 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づき、休息地として整備された緑地施設であり、港湾利用者の利便に供するための施設である。

名称	茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設 （港中央公園）	茨城港大洗港区の大洗マリーナ地区の港湾環境整備 施設（大洗海浜公園）
所在地	東茨城郡大洗町港中央 8	東茨城郡大洗町港中央
開業年月	昭和 63 年度	昭和 63 年度
施設概要	敷地面積：10,000 m <sup>2</sup> 主要建物：ステージ（築年度：H13 年度、構造： コンクリート、延床面積：359 m <sup>2</sup> ） 駐車場（築年度：H1 年度、構造：ダスト舗装、CO 舗装、延床面積：1,619 m <sup>2</sup> ）	施設敷地 72,256.67 m <sup>2</sup> 、 ・多目的広場（大）11,500 m <sup>2</sup> （小）2,500 m <sup>2</sup> ・駐車場（大）10,400 m <sup>2</sup> （小）5,000 m <sup>2</sup> ・休憩所 1 棟 160 m <sup>2</sup> ・植栽 12,600 m <sup>2</sup> ・遊歩道、築山、日陰棚、シャワー、便所、更衣室
設置理由	港湾における休息地として整備された緑地施設であり、港湾利用者の利便に供するための施設である。	
設置の根拠法令等	港湾法	
事業内容	施設の維持管理	
定員	—	—
利用料金	無償	・駐車場収入 大型 3,000 円/日、普通 1,000 円/日 （期間については告示） ・駐車台数：750 台

- 「港中央公園」については令和 4 年度からネーミングライツを導入し、「ひたちなかエネルギーロジック港中央公園」となっている。

※ ネーミングライツパートナー：株式会社 HELTEC、契約期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（1 年）、  
300,000 円/年

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

<港中央公園>

- 管理運営は直営で実施し、施設管理については1人体制（常勤1人：茨城港湾事務所大洗港区事業所職員）となっている。
- 平成18年度から令和2年度までは指定管理者による管理運営を実施。

<大洗海浜公園>

- 平成18年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者	大洗町
指定管理期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）
従事者数	1人（常勤1人）

(3) 利用状況

- 常時開放している緑地施設であり、港湾利用者や地域住民に利用されている。
- さらに、隣接する観光施設（大洗マリンタワー、海水浴場等）と連携したイベントにも利用されている。

(4) 運営状況  
 < 港中央公園 >

**【歳出の推移】**

(単位：千円)

年度	歳出計	歳出の内訳		
		人件費	維持管理費	その他
H26	4,240	1,044	3,196	0
H27	4,821	963	3,858	0
H28	4,666	999	3,667	0
H29	4,290	879	3,411	0
H30	4,052	994	3,058	0
R 1	4,052	934	3,118	0
R 2	4,033	928	3,105	0
R 3	7,976	400	7,576	0
R 4	7,591	400	7,191	0
R 5 (見込)	8,021	400	7,621	0
平均	5,374	794	4,580	0

<b>【参考】</b> 使用料等収入
—
—
—
—
—
—
—
—
—
—
—
—

※平成 26 年度から令和 2 年度まで：指定管理者による管理運営

令和 3 年度から現在：県が直営で管理運営

※直近 10 年間の大規模修繕（10,000 千円以上の修繕）の実績なし

<大洗海浜公園>

○ 指定管理料（県支出）は年間約 16 百万円。利用料収入（駐車場収入）が約 5 百万円あり、不足分を指定管理者（大洗町）が支出している。

【収支の推移】

（単位：千円）

年度	歳入計				歳出計				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他 (大洗町自 主財源)	(B)	人件費	維持 管理費	その他		
H26	27,101	16,791	2,429	7,881	27,101	535	25,718	848	0	0
H27	26,147	14,804	2,123	9,220	26,147	535	24,887	725	0	0
H28	26,581	15,812	2,368	8,401	26,581	898	25,186	497	0	0
H29	24,795	14,592	1,876	8,327	24,795	947	23,362	486	0	0
H30	26,858	15,432	2,229	9,197	26,858	947	25,295	616	0	0
R 1	26,628	15,842	2,196	8,590	26,628	936	25,197	495	0	0
R 2	25,816	16,080	2,351	7,385	25,816	936	24,385	495	0	0
R 3	25,108	15,818	1,254	8,036	25,108	943	23,670	495	0	0
R 4	26,244	16,128	5,392	4,724	26,244	943	24,797	504	0	0
R 5 (見込)	27,163	16,128	5,562	5,473	27,163	940	25,728	495	0	0
平均	26,244	15,743	2,778	7,723	26,244	856	24,822	566	0	0

※ 直近 10 年間の大規模修繕（10,000 千円以上の修繕）の実績なし

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

○ 周辺エリアの動向

- ・おしゃれで洗練されたリゾートを目指す「ひたちなか大洗リゾート構想」に基づき、地元市町や関係団体と連携を図り、観光消費額の向上や地域のブランディング等に取り組んでいる。令和4年度から、当構想の取組の一環で「カジキ釣り国際大会」を開催している。
- ・令和2年度にアクアワールド茨城県大洗水族館の運営について、民間出身の館長を起用、当構想の具現化の取組として令和5年度に大洗マリーナを民間譲渡と、公共施設における民間活力の導入を推進している。

○ 他県の類似施設の状況

< 港中央公園 >

- 隣接県の港中央公園（1.0ha）と同規模緑地施設については、直営管理が主流である。
  - ・千葉県 木更津港 内港公園（1.6ha）、中の島公園（2.8ha）
  - ・福島県 小名浜港 松下公園（1.4ha）、みなと公園（1.3ha）
    - 〃 相馬港 5号ふ頭緑地公園（2.6ha）、笠岩公園（0.6ha）

< 大洗海浜公園 >

- 隣接県の大洗海浜公園（7.2ha）と同規模緑地施設については、指定管理が主流である。
  - ・千葉県 千葉港 袖ヶ浦海浜公園（8.9ha）
  - 木更津港 潮浜公園（6.9ha）

2 課題

- 両施設（港中央公園、大洗海浜公園）とも供用から約35年が経過し、トイレや休憩所等が老朽化している。今後の維持管理費用や修繕費用の増加が見込まれる。



### 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○（大洗海浜公園）	—
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）	○（港中央公園）	—
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		—
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		—
⑤	廃止・休止・統合		—

#### 【方針】

- 現行での施設運営の合理化を図り、施設の老朽化への対策を実施していく。
- 港中央公園については、営業戦略部所管の大洗マリンタワーとも連携を図りながら、地元の意向を踏まえ、今後のあり方について検討を行う。

#### 【理由】

- 港湾緑地は港湾利用者や地域住民の休息のための施設であり、今後も維持管理を着実にを行い、施設の老朽化や設備の経年劣化への対策を計画的に実施していくとともに、地元の意向を踏まえながら、現状維持も含め、今後の施設のあり方について検討を行う。

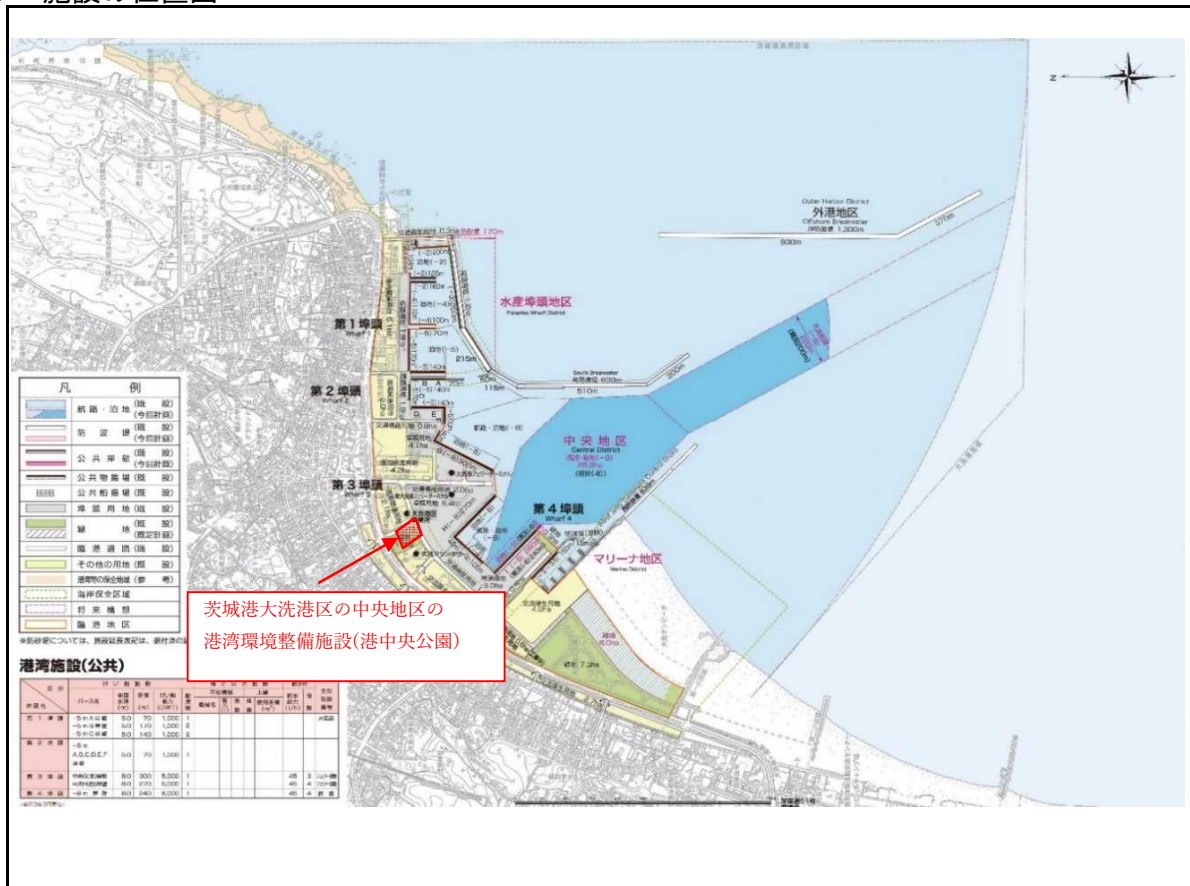
### 4 周辺の影響とその対応

- 今後のあり方を検討するにあたって、地元を含め関係者等への説明など十分に配慮しながら進めていく。

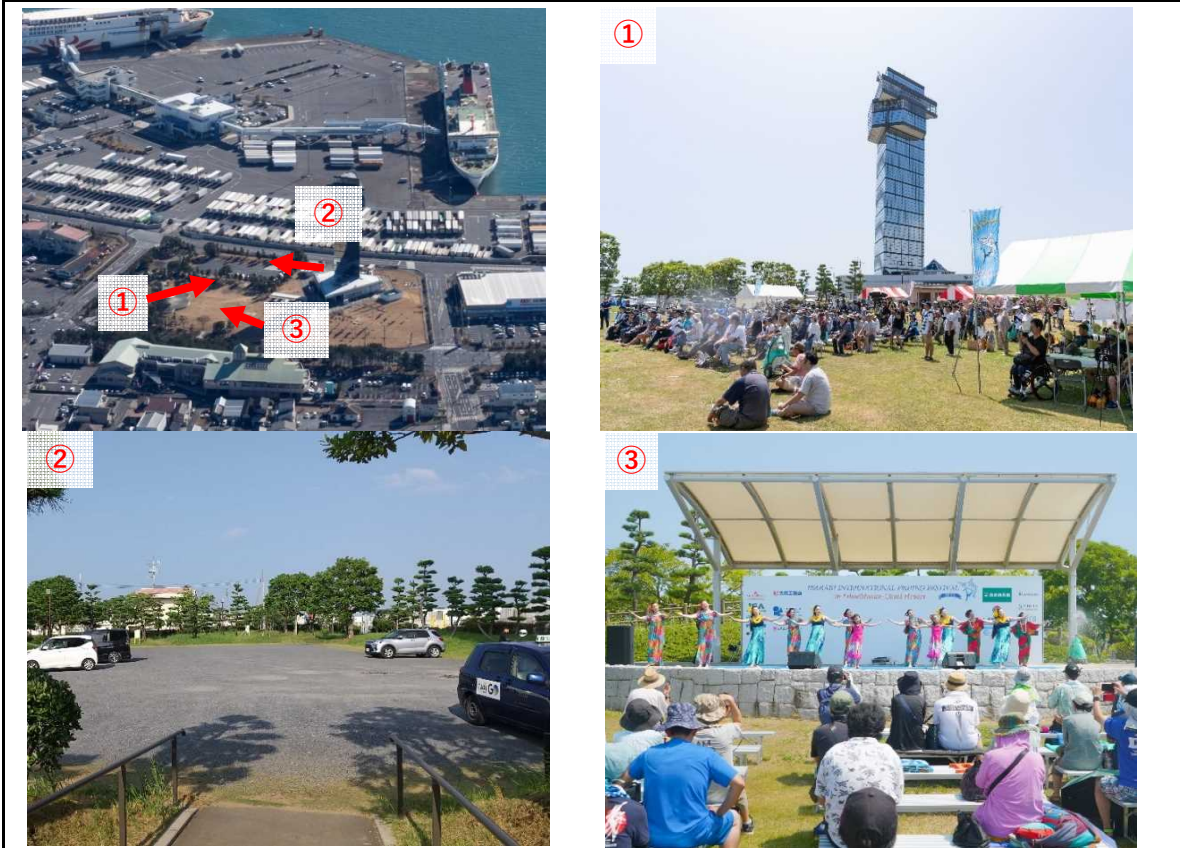
### 5 対応に向けた今後の予定

- 国補事業を有効に活用しながら、老朽化した施設の更新を計画的に実施していくとともに、大洗海浜公園は、維持管理の負担軽減や利便性向上を図るため、今後のあり方について、指定管理者である大洗町と協議を進める。なお、令和6年度をもって指定管理期間が終了することから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。
- 港中央公園は、営業戦略部と連携を図りながら大洗マリンタワーと一体的な活用方法について、引き続き検討する。

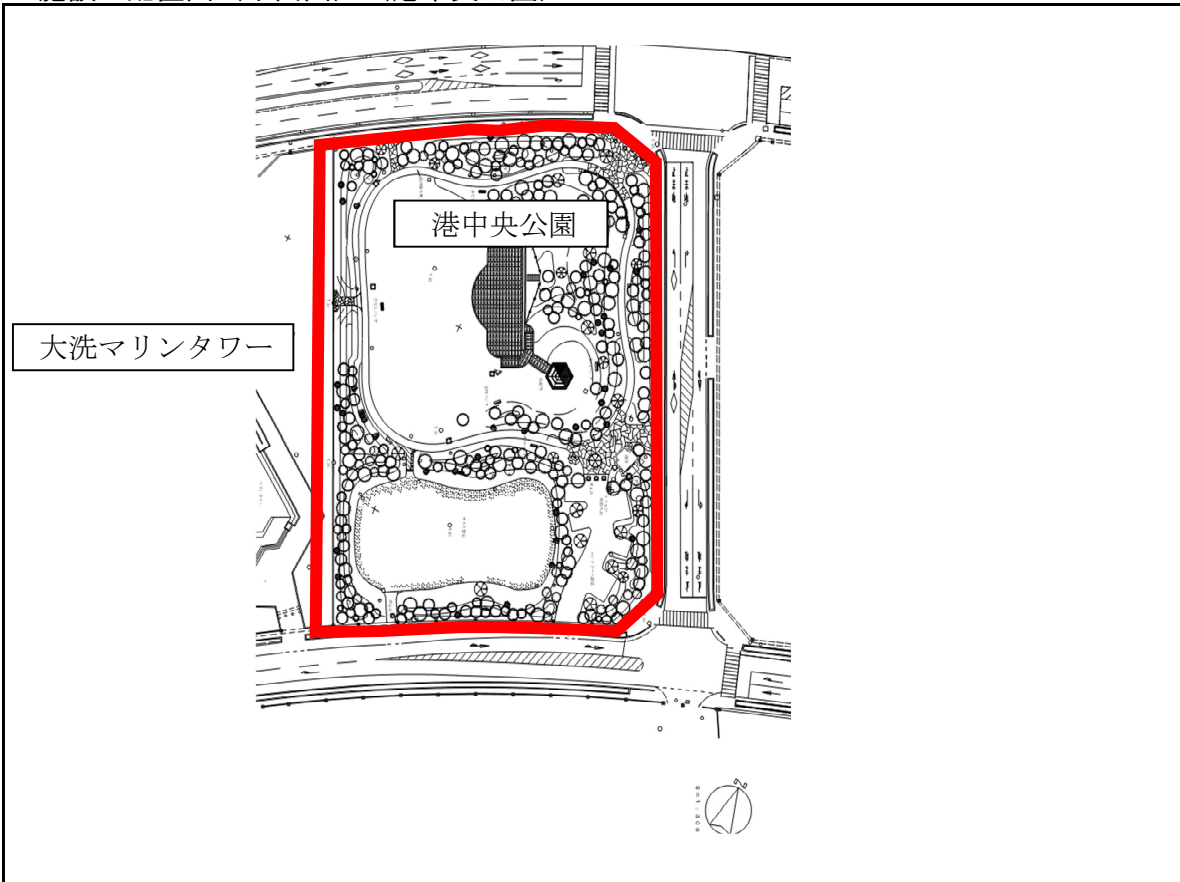
# 1 施設の位置図



2 施設の写真（港中央公園）



3 施設の配置図（平面図）（港中央公園）

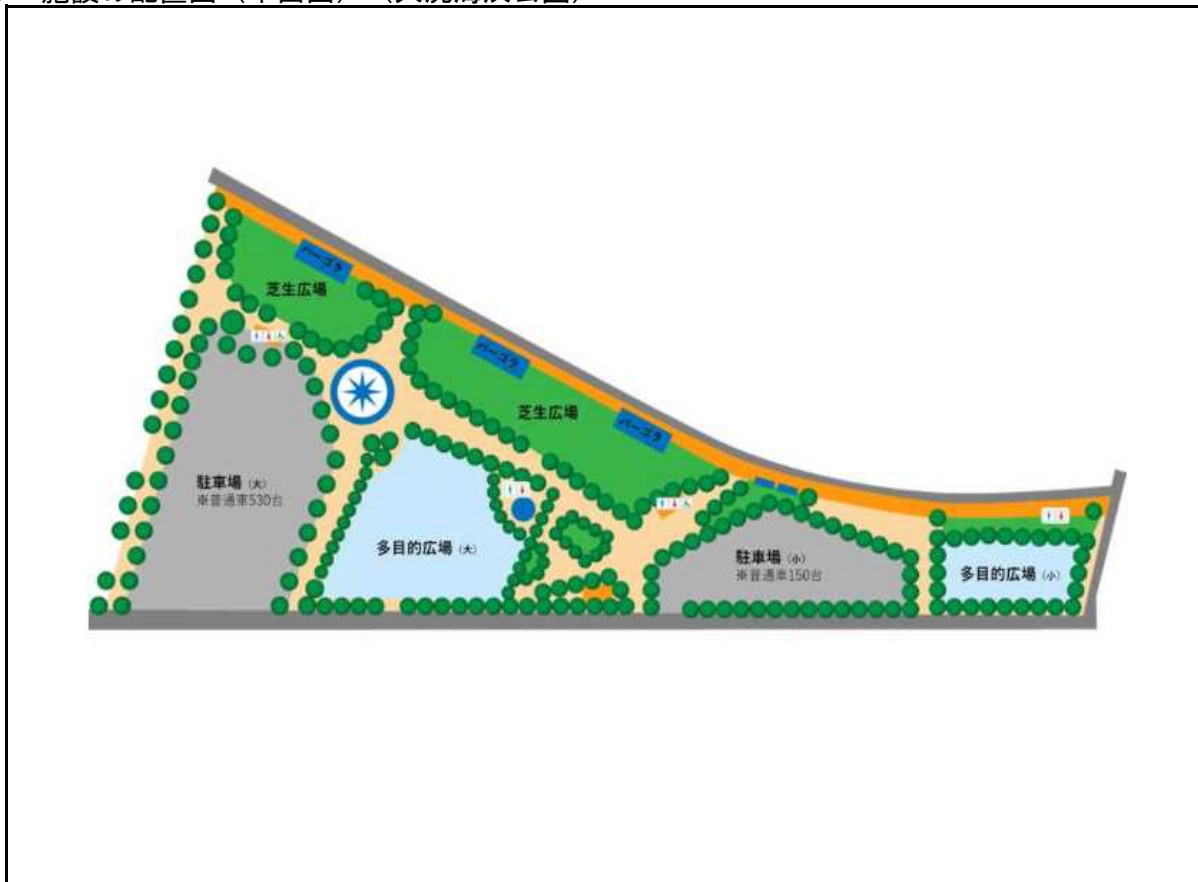




2 施設の写真（大洗海浜公園）



3 施設の配置図（平面図）（大洗海浜公園）



令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書  
(県有施設)

港湾課 (土木部)  
令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名 茨城港（常陸那珂港区、日立港区、大洗港区）及び鹿島港公共埠頭並びに土浦港

## 1 現状

### (1) 施設の概要

- 茨城港及び鹿島港公共埠頭は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づき、輸入・輸出・移入・移出を行うにあたり、不特定多数の荷主企業や船会社等の港湾荷役に必要な施設として整備された。
- 土浦港は、同じく港湾法に基づき整備された施設であり、砂利採取及び浚渫土砂の搬出のために整備された新港地区と、ヨット、プレジャーボート等のレジャー港として整備された川口地区から構成されている。

施設名	茨城港 公共埠頭			鹿島港 公共埠頭	土浦港
	常陸那珂港区	日立港区	大洗港区		
所在地	ひたちなか市長砂、 那珂郡東海村照沼	日立市久慈町、みな と町、留町	東茨城郡大洗町港 中央、磯浜町	神栖市深芝浜、奥野 谷、鹿嶋市新浜、居切	土浦市川口
開業年月	平成 10 年 12 月	昭和 34 年 10 月	昭和 45 年 6 月	昭和 44 年 6 月	平成 2 年 3 月
施設概要	施設敷地 85.7ha 南ふ頭地区、中央 ふ頭地区、北ふ頭地 区埠頭用地	施設敷地 45.2ha 第 1 ふ頭地区、第 2 ふ頭地区、第 3 ふ 頭地区、第 4 ふ頭地 区、第 5 ふ頭地区埠 頭用地	施設敷地 20.5ha 第 1 埠頭、第 2 埠 頭、第 3 埠頭、第 4 埠頭 埠頭用地	施設敷地 90.4ha 外港公共埠頭、深 芝公共埠頭、南公共 埠頭、北公共埠頭 埠頭用地	施設敷地 32.6ha 物揚場（川口地 区）、野積場（新港 地区）
設置理由	首都圏及び北関東 地域の海上輸送基 地、建設機械や完成 自動車の輸出拠点、 災害時における緊 急物資輸送基地と して整備。	茨城県北部の工業 地帯における原材 料や工業製品の海 上輸送拠点、北海道 との生鮮食品等の 国内流通拠点、完成 自動車の輸出入拠 点として整備。	漁業関係者、移入・ 移出を行う不特定 多数の荷主企業や フェリーやクルー ズを運航する船会 社等の港湾荷役及 び乗船旅客等に必 要な施設として整 備。	鹿島臨海工業地帯や 首都圏で取り扱う原 材料や製品の海上輸 送基地として整備。	昭和 60 年の筑波 研究学園都市地区 で開催した国際科 学博覧会との関連 で、土浦駅東口周 辺の整備が必要に なったことに加え、 霞ヶ浦開発事業に 土浦港も含まれて いたことから、再 開発により整備。
設置の根拠法令等	港湾法				
事業内容	港の維持管理、使用許可等				
利用料金	茨城県港湾施設管理条例等に基づき使用料を徴収 (例：岸壁・物揚場使用料 6.75 円～9.9 円／トン、荷さばき地使用料 4.4 円～6.6 円／m <sup>2</sup> プレジャーボート用泊地 58,680 円～112,560 円／1 隻 1 年 等)				



○ 土浦港については令和5年度からネーミングライツを導入し、「サンヨーリアルティ土浦港」となっている。

※ ネーミングライツパートナー：サンヨーリアルティ株式会社、契約期間：令和5年12月1日～令和9年3月31日  
(3年4か月)、500,000円/年

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、施設管理については17人体制（常勤17人：港湾課経営管理グループ、茨城港湾事務所職員及び鹿島港湾事務所職員、土浦土木事務所職員）となっている。岸壁等の利用調整や航路のパトロール等の業務を委託している。（茨城港：株式会社茨城ポートオーソリティ、鹿島港：鹿島埠頭株式会社、土浦港：株式会社ラクスマリーナ）。
- 茨城港及び鹿島港は港湾法第2条第2項に規定する重要港湾（海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾）に、土浦港は同項の地方港湾（地域内の海上交通拠点）に定められており、港湾管理者としてその役割の公益性、重要性、影響の広域性に鑑み、県において適切な管理運営を行っている。

(3) 利用状況

<茨城港及び鹿島港>

○ 令和5年の当該2港湾の取扱貨物量は速報値で95,030千トンであり、ピーク時である令和元年の99.2%となっている。

**【取扱貨物量の推移】**

(単位：千トン)

年	ピーク	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (速報)	R5/ピーク
常陸那珂 港区	16,351 (R4)	10,053	10,817	11,729	13,634	13,806	12,846	14,156	15,224	16,351	15,795	96.6%
日立港区	8,743 (R5)	4,751	5,022	6,527	6,613	6,265	6,787	7,394	7,402	5,593	8,743	100%
大洗港区	15,369 (R4)	14,254	12,411	12,462	13,912	13,902	14,537	14,174	14,676	15,369	14,417	93.8%
鹿島港	63,600 (H28)	61,879	61,716	63,600	60,194	59,731	61,626	48,501	56,617	54,774	56,074	88.2%
計	95,796 (R1)	90,938	89,966	94,318	94,353	93,703	95,796	84,225	93,918	92,087	95,030	99.2%

<土浦港>

○ 川口地区は、主にプレジャーボート係留者が使用。新港地区は、工事船を係留するために使用。

**【プレジャーボート係留数の推移】**

(単位：隻)

年度	ピーク	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5 /ピーク
許可船舶数	130 (R 3)	121	121	122	126	128	127	122	130	115	115	88.5%

(4) 運営状況

○ 歳出については、電気料高騰や施設の老朽化等に伴い、維持管理費が増加傾向にある。

**【歳出の推移】**

(単位：千円)

年度	歳出計	歳出の内訳		
		人件費	維持管理費	その他
H26	1,350,662	146,807	967,783	236,072
H27	1,421,697	176,087	1,022,304	223,306
H28	1,392,992	173,248	1,044,913	174,836
H29	1,661,819	184,178	1,310,438	167,203
H30	1,670,818	181,333	1,284,165	205,320
R 1	1,724,838	180,148	1,314,470	230,220
R 2	1,684,125	151,627	1,264,593	267,905
R 3	1,712,628	136,907	1,361,782	213,939
R 4	1,736,952	132,463	1,375,284	229,205
R 5 (見込)	1,901,769	121,721	1,480,049	299,999
平均	1,625,830	158,452	1,242,578	224,801

<b>【参考】</b>
使用料等収入
1,517,287
1,465,357
1,398,703
1,568,047
1,877,087
1,827,799
1,625,586
1,675,430
1,801,706
1,800,229
1,655,723

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

○ 港湾施設の維持管理に必要な灯浮標交換工事やガントリークレーン修繕工事等を実施している。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	213,803	（常陸那珂港区）特高受変電設備用監視制御システム部分更新工事 21,600、ガントリークレーン修繕工事 48,546、灯浮標補修塗裝修繕 19,008 （日立港区）第2ふ頭地区第3号上屋塗装改修工事 10,789 （大洗港区）気象・海象データ機器設置工事 17,589、港内泊地浚渫 10,660、マリーナクラブハウス外壁塗装 22,518 （鹿島港）鹿島港1・4号ブイ交換工事 12,744、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 25,304、魚釣園転落防止柵等工事 25,045
H27	202,392	（常陸那珂港区）ガントリークレーン2号機機械室内更新工事 95,040、灯浮標補修工事 21,546、北ふ頭防舷材台座等修繕工事 21,870 （日立港区）灯浮標整備入替工事 11,448 （鹿島港）鹿島港ブイ交換工事 23,220、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 18,144、港湾施設維持工事 11,124
H28	127,580	（常陸那珂港区）ガントリークレーン2号機機械室内更新工事 41,634、トランスファークレーン3号機電気品室機器更新工事 17,128、トランスファークレーン4号機電気品室機器更新工事 13,090、航路許可標識入替整備工事 18,144 （鹿島港）航路灯浮標交換撤去工事 15,984、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 21,600
H29	128,844	（常陸那珂港区）トランスファークレーン4号機電気品室機器更新工事 27,648、トランスファークレーン電気品室機器製作工事 13,068、灯浮標入替整備工事 20,369 （鹿島港）北海浜1・2号ブイ浅瀬ブイ交換工事 25,920、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 11,988、公共緑地除草工事 18,414、港湾施設修繕工事 11,437
H30	170,025	（常陸那珂港区）トランスファークレーン4号機電気品室機器据付工事 25,780、北ふ頭外貿Cバース防舷材復旧工事 10,476、灯浮標入替整備工事 18,900 （鹿島港）航路灯浮標交換工事 38,210、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 33,480、公共緑地除草工事 16,816、新浜緑地グラウンド整備工事 13,230、北埠頭コンテナゲート屋根改修工事 13,133
R1	197,057	（常陸那珂港区）ガントリークレーン1号機走行トラック更新工事 38,940、北ふ頭外貿Bバース防舷材復旧工事 22,911、航路許可標識補修工事 17,074 （鹿島港）航路灯浮標交換工事 31,320、南公共埠頭地区除草工事 10,252、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 62,700、北公共埠頭コンテナヤード舗装工事 13,860

年度	修繕実績額	修繕内容
R 2	225,324	(常陸那珂港区) ガントリークレーンエレベータ更新工事 23,210、北ふ頭外貿防舷材復旧工事 16,304、航路許可標識(灯浮標)入替整備工事 20,348 (日立港区) 第2埠頭防舷材取替工事 13,992、第4埠頭防舷材取替工事 10,153、第2号・第4号許可標識整備工事 16,302 (鹿島港) 航路灯浮標交換工事 30,800、公共緑地除草工事 17,215、南公共埠頭多目的クレーン工事 14,322、北公共埠頭ガントリークレーン工事 62,678
R 3	177,880	(常陸那珂港区) 南ふ頭フェンス製作・設置工事 11,858、航路許可標識入替整備工事 21,120 (日立港区) 第5埠頭防舷材取替工事 24,507、第5ふ頭水門修繕工事 12,606 (鹿島港) 航路灯浮標交換工事 26,455、公共緑地除草工事 18,634、南公共埠頭多目的クレーン工事 31,099、北公共埠頭ガントリークレーン工事 31,601
R 4	192,357	(常陸那珂港区) 北埠頭B岸壁防舷材設置工事 16,500、航路標識の塗装整備工事 24,607、ソーラスフェンス工事 14,047、ガントリークレーンケーブルリール更新工事 58,993 (日立港区) 第2号・第5号許可灯浮標整備工事 10,846 (鹿島港) 公共緑地除草工事 18,799、南公共埠頭舗装工事 15,675、航路灯浮標交換工事 32,890
R 5	248,465	(常陸那珂港区) 航路許可標識入替整備工事 20,086、ガントリークレーン修繕工事 20,460、B岸壁防舷材工事 26,884 (大洗港区) 航路許可標識入替整備工事 10,095、可動橋油圧配管等修繕工事 30,250 (鹿島港) 北公共埠頭ガントリークレーン工事 119,900、公共緑地除草工事 20,790
計	1,883,727	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近隣重要港湾以上の港湾の公共埠頭については、直営管理で実施している。  
(東京港、千葉港、小名浜港、相馬港、川崎港等)
- 近隣地方港湾については、港の特性を踏まえ、指定管理又は直営管理で実施している。  
(館山港(千葉県)、新島港(東京都)等は直営管理で実施)

## 2 課題

- 国内外の物流拠点として、港湾利用者のニーズを踏まえるとともに、災害発生時の緊急物資の輸送拠点として、中立的な立場で適切に運営・管理をしていく必要がある。
- 施設の老朽化や設備の経年劣化により、今後の維持管理費用や修繕費用の増加が見込まれる。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	該当の有無
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）	
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）	
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）	
⑤	廃止・休止・統合	

### 【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

### 【理由】

- 茨城港、鹿島港及び土浦港は港湾法に定められた港湾であることから、その役割の公益性、重要性、影響の広域性に鑑み、引き続き県において適切な運営を継続していく必要がある。
- 現在の施設を効率的に活用していくとともに、国補事業を有効に活用しながら、施設の老朽化や設備の経年劣化への対策にも取り組んでいく。
- また、地元市町村の意向等を勘案の上、必要に応じて港湾施設のあり方を検討していく。

1 施設の位置図

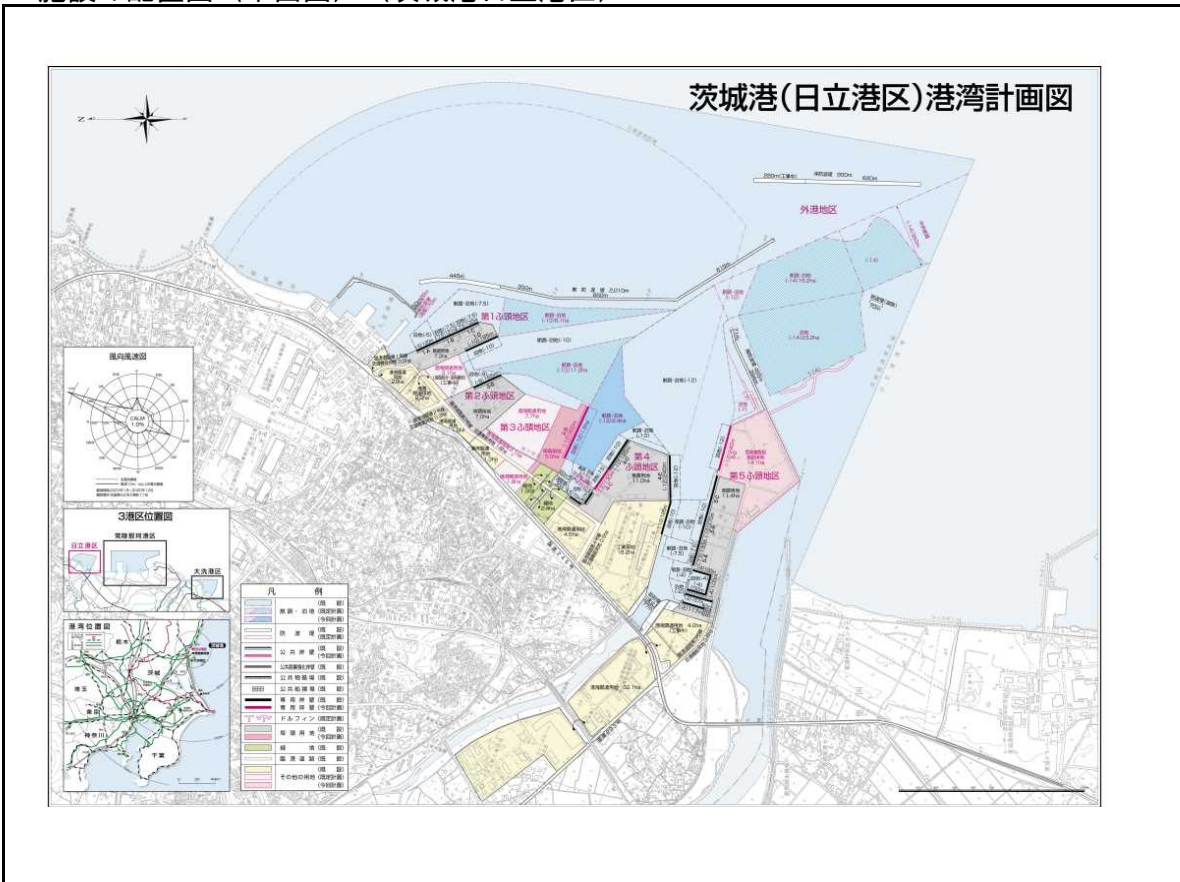




4 施設の写真（茨城港日立港区）



5 施設の配置図（平面図）（茨城港日立港区）

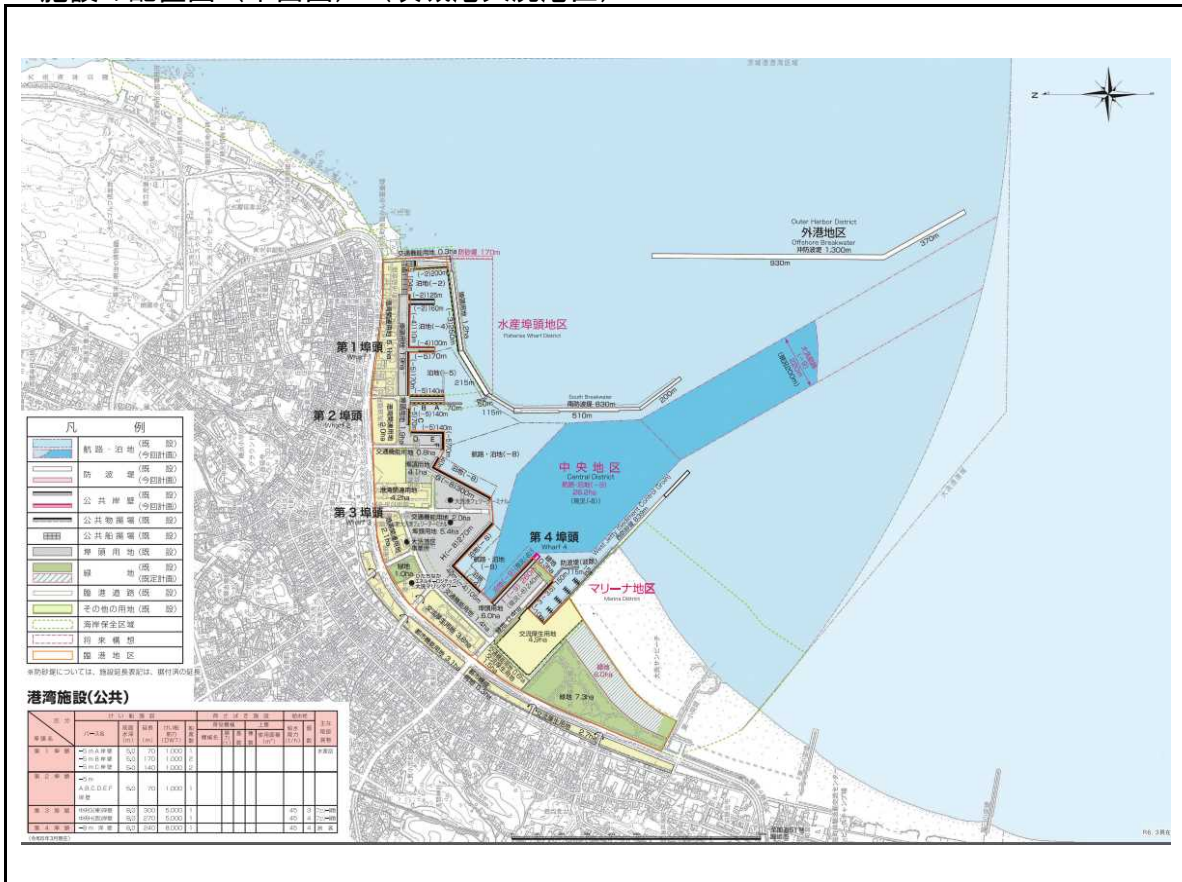




6 施設の写真（茨城港大洗港区）



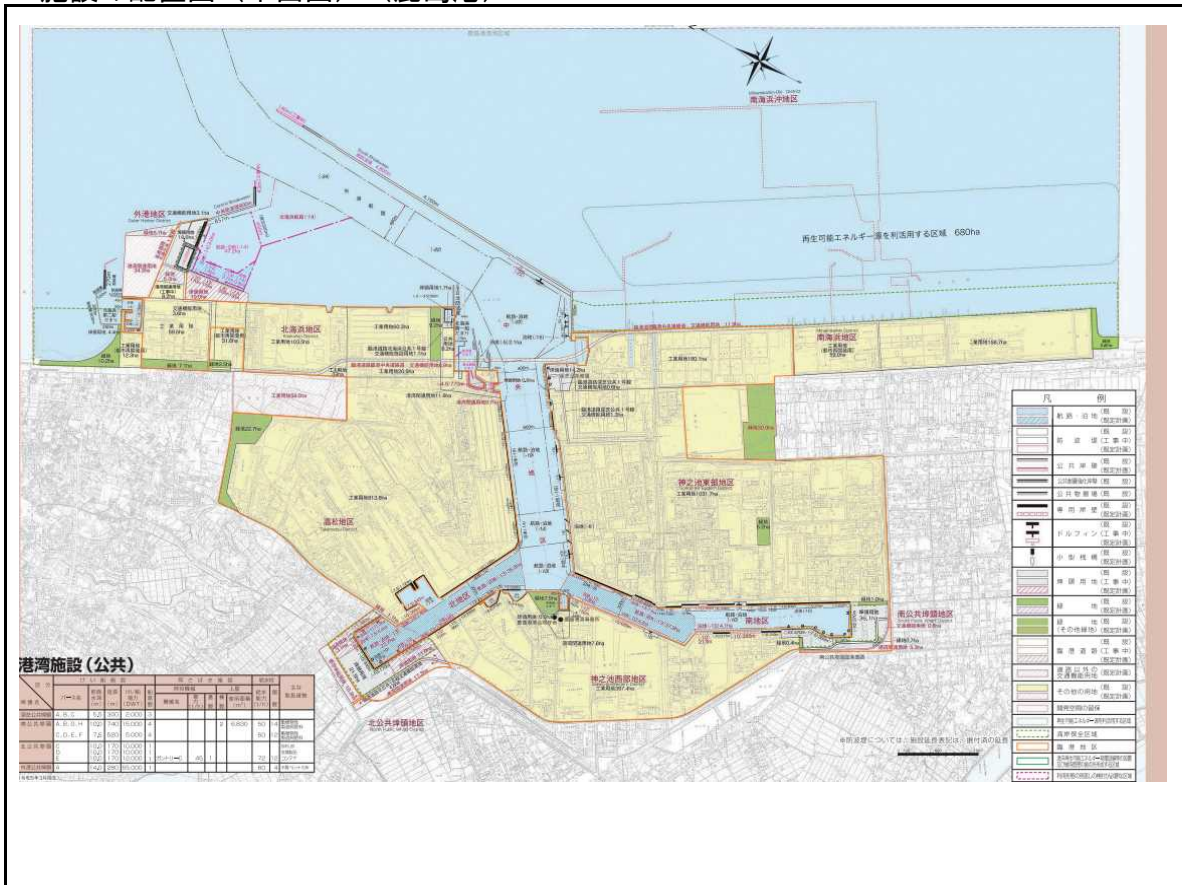
7 施設の配置図（平面図）（茨城港大洗港区）



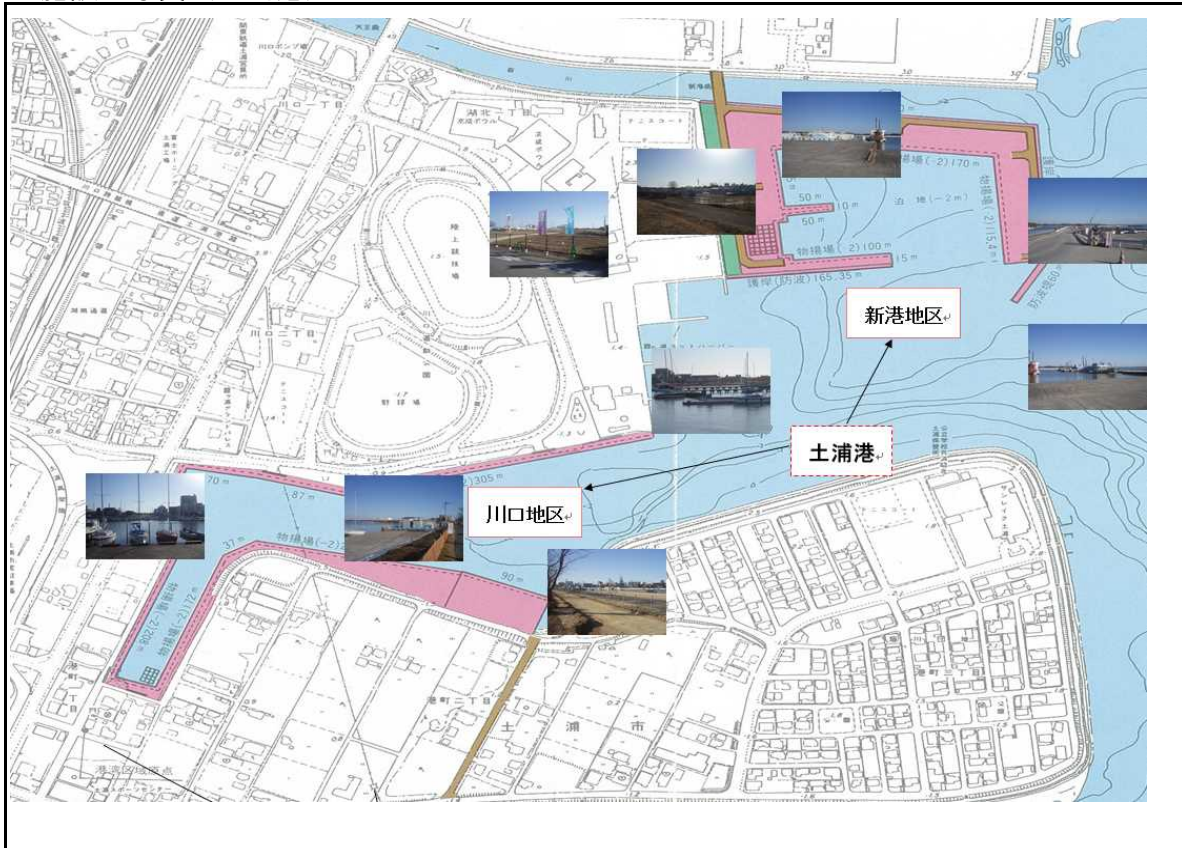
8 施設の写真（鹿島港）



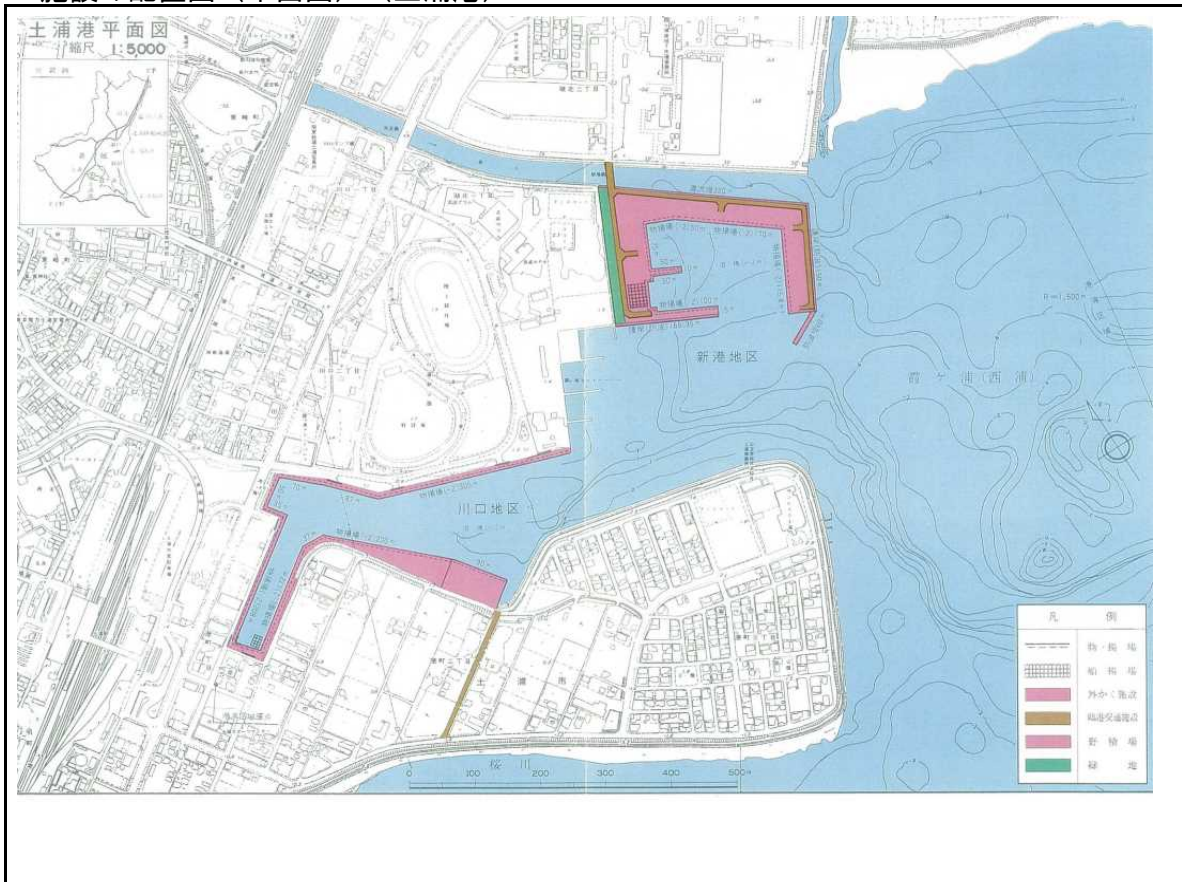
9 施設の配置図（平面図）（鹿島港）



## 2 施設の写真（土浦港）



## 3 施設の配置図（平面図）（土浦港）



令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書  
(県有施設)

下水道課 (土木部)  
令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名 鹿島臨海都市計画下水道  
流域下水道（那珂久慈、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦常南、霞ヶ浦水郷、利根左岸さしま、鬼怒小貝、小貝川東部）

## 1 現状

### (1) 施設の概要

- 鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道は、茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置に関する条例に基づき、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的に、県民生活や社会経済活動のインフラとしての役割を担っている。
- 現在、次の8つの下水処理場を運営している。

施設名	鹿島臨海都市計画下水道	那珂久慈流域下水道	霞ヶ浦湖北流域下水道	霞ヶ浦常南流域下水道
処理場名	深芝処理場	那珂久慈浄化センター	霞ヶ浦浄化センター	利根浄化センター
処理開始時期	昭和 45 年	平成元年	昭和 54 年	昭和 51 年
処理場面積	15ha	35ha	24.9ha	33.6ha
所在市町村	神栖市	ひたちなか市	土浦市	利根町
計画人口	81,490 人	377,380 人	245,442 人	419,488 人
計画汚水量	330,000 m <sup>3</sup>	236,122 m <sup>3</sup>	147,081 m <sup>3</sup>	257,494 m <sup>3</sup>

施設名	霞ヶ浦水郷流域下水道	利根左岸さしま流域下水道	鬼怒小貝流域下水道	小貝川東部流域下水道
処理場名	潮来浄化センター	さしまアクアステーション	きぬアクアステーション	小貝川東部浄化センター
処理開始時期	昭和 61 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 15 年
処理場面積	4.3ha	6.8ha	14.7ha	16.9ha
所在市町村	潮来市	境町	下妻市	筑西市
計画人口	23,520 人	50,041 人	86,301 人	49,434 人
計画汚水量	9,924 m <sup>3</sup>	30,674 m <sup>3</sup>	44,378 m <sup>3</sup>	26,911 m <sup>3</sup>

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 管理運営は、8つの下水処理場全てで指定管理者制度のもと実施している。
- 鹿島臨海都市計画下水道、那珂久慈流域下水道については平成28年度から、その他の流域下水道については平成29年度から指定管理者制度を導入している。

施設名	鹿島臨海都市計画下水道	那珂久慈流域下水道	霞ヶ浦湖北流域下水道	霞ヶ浦常南流域下水道
指定管理者	鹿島都市開発(株)	(株)ウォーターエージェンシー クボタ環境サービス(株) (株)バイオスグループ	(株)ウォーターエージェンシー	(株)ウォーターエージェンシー
指定管理期間	R3～R7	R3～R7	R4～R8	R4～R8
従事者数	58人	60人	41人	44人

施設名	霞ヶ浦水郷流域下水道	利根左岸さしま流域下水道	鬼怒小貝流域下水道	小貝川東部流域下水道
指定管理者	鹿島都市開発(株)	共和・茨環・都市環共同事業体	共和・茨環・都市環共同事業体	共和・茨環・都市環共同事業体
指定管理期間	R4～R8	R4～R8	R4～R8	R4～R8
従事者数	17人	8人	18人	8人

(3) 利用状況

【下水処理区域】 合計 32 市町村

【接続人口】 980,038 人 (令和4年度末)

【対象企業 (鹿島)】 141 社・165 工場・事業所

【年間処理水量の推移】

(単位：千 $m^3$ )

施設名	ピーク	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ ピーク
鹿島	44,727 (R1)	40,074	41,902	43,341	43,472	44,283	44,727	42,150	44,277	43,311	44,116	98.6%
那珂久慈	39,121 (H26)	39,121	33,927	34,227	34,367	34,339	35,842	35,281	36,097	34,844	37,413	95.6%
霞ヶ浦湖北	36,646 (R2)	33,821	34,129	33,795	33,537	33,013	34,984	36,646	35,602	34,464	35,476	96.8%
霞ヶ浦常南	49,086 (R3)	46,255	46,101	46,211	45,100	44,400	48,397	48,128	49,086	48,099	47,448	96.7%
霞ヶ浦水郷	2,303 (R3)	2,237	2,283	2,246	2,193	2,128	2,250	2,276	2,303	2,180	2,214	96.1%
利根左岸さしま	2,783 (R1)	2,455	2,566	2,408	2,447	2,456	2,783	2,706	2,665	2,781	2,765	99.4%
鬼怒小貝	2,095 (R5)	1,807	1,786	1,761	1,851	1,860	1,909	1,910	1,955	1,995	2,095	100.0%
小貝川東部	1,278 (R4)	1,239	1,066	1,122	1,152	1,195	1,128	1,225	1,209	1,278	1,232	96.4%
合計	173,194 (R3)	167,009	163,760	165,111	164,119	163,674	172,020	170,322	173,194	168,952	172,759	99.7%

※千 $m^3$ 未満四捨五入

(4) 運営状況

- 鹿島臨海都市計画下水道においては、鹿島臨海工業地帯の工場排水及び神栖市公共下水の処理等の目的を達成するため、下水処理事業を展開してきた。
- 流域下水道においては、霞ヶ浦等公共水域の水質保全及び流域市町村の生活環境向上の目的を達成するため、下水処理事業を展開してきた。
- 両事業ともに指定管理者制度を実施しており、指定管理に係る収支の推移は以下のとおりとなっている。  
(鹿島・那珂久慈は平成28年度から、その他流域は平成29年度から実施)
- なお、指定管理者が実施した修繕以外に、県においても水処理機械設備修繕等の大規模修繕を実施しており、1年間あたりの平均の修繕費は、鹿島臨海都市計画下水道は390,382千円、流域下水道は1,271,249千円となっている。

【収支の推移】鹿島臨海都市計画下水道

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定 管理料	利用料 収入	その他		人件費	維持 管理費	その他			
H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	134,701
H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	202,597
H28	836,406	836,406	—	0	836,406	334,487	501,919	0	0	288,565
H29	869,943	869,943	—	0	869,943	284,020	585,923	0	0	122,742
H30	904,556	904,556	—	0	904,556	308,330	596,226	0	0	461,936
R 1	938,081	938,081	—	0	938,081	310,120	627,961	0	0	767,906
R 2	901,671	901,671	—	0	901,671	314,750	586,921	0	0	658,768
R 3	977,348	977,348	—	0	977,348	319,715	657,633	0	0	591,382
R 4	1,082,872	1,082,872	—	0	1,082,872	306,581	776,291	0	0	497,167
R 5 (見込)	994,642	994,642	—	0	994,642	310,790	683,852	0	0	178,057
平均	938,190	938,190	—	0	938,190	311,099	627,091	0	0	390,382



【収支の推移】流域下水道

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)			収支 (A-B)	
	指定管理料	利用料収入	その他	人件費	維持管理費	その他		
H26	—	—	—	—	—	—	—	
H27	—	—	—	—	—	—	—	
H28	1,174,556	1,174,556	—	0	1,174,556	343,756	830,800	0
H29	3,830,378	3,830,378	—	0	3,830,378	1,181,227	2,649,151	0
H30	4,031,440	4,031,440	—	0	4,031,440	1,180,913	2,850,527	0
R 1	4,182,124	4,182,124	—	0	4,182,124	1,191,610	2,990,514	0
R 2	4,077,480	4,077,480	—	0	4,077,480	1,203,906	2,873,574	0
R 3	4,402,258	4,402,258	—	0	4,402,258	1,273,022	3,129,236	0
R 4	5,145,696	5,145,696	—	0	5,145,696	1,291,368	3,854,328	0
R 5 (見込)	4,939,083	4,939,083	—	0	4,939,083	1,295,039	3,644,044	0
平均	3,972,877	3,972,877	—	0	3,972,877	1,120,105	2,852,772	0

【参考】 県実施の 修繕費
1,107,458
1,023,458
1,097,294
1,361,111
1,659,640
1,941,300
1,146,040
987,789
1,145,905
1,242,496
1,271,249

※那珂久慈は平成 28 年度から、その他流域は平成 29 年度から実施

**【大規模修繕の推移】**

- これまで規模の大きな修繕については、県が発注者として直接実施してきた。
- 大規模修繕の主なもの、汚水処理過程における電気設備、各機械設備の経年劣化に伴う改修や汚泥焼却炉設備定期修繕である。

**鹿島臨海都市計画下水道**

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	134,701	No.1・2 焼却炉定期修繕(49,000)、No.3 エアレーションタンク散気装置修繕(43,861)、その他(2件 41,840)
H27	202,597	No.1・2 汚泥焼却炉定期修繕(129,600)、薬品沈殿池機械設備修繕(24,408)、その他(3件 48,589)
H28	288,565	No.1・2 汚泥焼却炉定期修繕(98,280)、7系最終沈殿池機械設備修繕(53,989)、その他(6件 136,296)
H29	122,742	No.1・2 汚泥焼却炉定期修繕(47,520)、奥野谷ポンプ場No.3 汚水ポンプ修繕(22,680)、その他(3件 52,542)
H30	461,936	電気設備修繕(58,320)、No.1・2 汚泥脱水機修繕(39,528)、その他(16件 364,088)
R1	767,906	No.1・2 汚泥焼却炉定期修繕(166,320)、処理場・ポンプ場電気設備修繕(89,540)、その他(15件 512,046)
R2	658,768	No.1・2 汚泥焼却炉定期修繕(173,250)、電気設備修繕(103,620)、その他(12件 381,898)
R3	591,382	No.1・2 汚泥焼却炉定期修繕(176,000)、最終沈殿池機械設備修繕(89,100)、その他(11件 326,282)
R4	497,167	No.1・2 汚泥焼却炉定期修繕(209,000)、電気設備修繕(61,930)、その他(8件 226,237)
R5	178,057	電気設備修繕(62,810)、溝口ポンプ場No.2 汚水ポンプ他修繕(40,700)、その他(3件 74,547)
計	3,903,821	

流域下水道

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	1,107,458	霞ヶ浦常南遠心濃縮機修繕(99,684)、霞ヶ浦常南水処理(1-2、2-2系)機械設備修繕(87,480)、その他(25件920,294)
H27	1,023,458	霞ヶ浦常南遠心脱水機修繕(104,760)、霞ヶ浦湖北焼却炉機械設備(2・3号)修繕(100,980)、その他(27件817,718)
H28	1,097,294	霞ヶ浦常南遠心脱水機設備修繕(107,158)、那珂久慈水処理機械設備修繕(100,732)、その他(28件889,404)
H29	1,361,111	霞ヶ浦常南遠心脱水機設備修繕(109,080)、那珂久慈水処理機械設備修繕(108,108)、その他(30件1,143,923)
H30	1,659,640	那珂久慈水処理機械設備修繕(136,782)、霞ヶ浦常南遠心脱水機設備修繕(135,864)、その他(32件1,386,994)
R1	1,941,300	那珂久慈水処理機械設備修繕(142,340)、霞ヶ浦湖北焼却炉機械設備(2・3号)修繕(127,270)、その他(40件1,671,690)
R2	1,146,040	霞ヶ浦湖北水処理機械設備修繕(119,790)、霞ヶ浦湖北焼却炉機械設備(2・3号)修繕(113,080)、その他(23件913,170)
R3	987,789	霞ヶ浦湖北水処理機械設備修繕(111,540)、霞ヶ浦常南利根浄化センター遠心濃縮機設備修繕(90,200)、その他(24件786,049)
R4	1,145,905	霞ヶ浦常南遠心脱水機設備修繕(109,670)、霞ヶ浦湖北焼却炉設備修繕(106,920)、その他(25件929,315)
R5	1,242,496	霞ヶ浦湖北焼却炉設備修繕(112,453)、霞ヶ浦常南遠心脱水機設備修繕(109,780)、その他(27件1,020,263)
計	12,712,491	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 市町村公共下水道事業や農業集落排水事業等それぞれの生活排水処理施設の有する特性及び経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な運営による汚水処理の普及を推進している。
- 他県においては、コンセッション方式\*等を採用しているところもあるが、それぞれのメリット・デメリットを分析する必要がある。  
 ※施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式

(6) 意見・提言等

- 中長期(30~50年超)の計画は、地方公営企業の運営、特に長期にわたって投資が固定化されるインフラ事業としての下水道事業においては極めて重要であり、中長期における収支計画を策定することが必要であると考え。(令和5年度 茨城県包括外部監査)

## 2 課題

- 鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道は、公共用水域の水質保全のための役割を果たすため、中立的な立場で適切に運営・管理をしていく必要がある。
- 人口減少に伴う収入減や施設の老朽化による支出増が見込まれるため、これまで以上に経営基盤の強化への取組が必要となっている。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	—
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		—
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		—
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		—
⑤	廃止・休止・統合		—

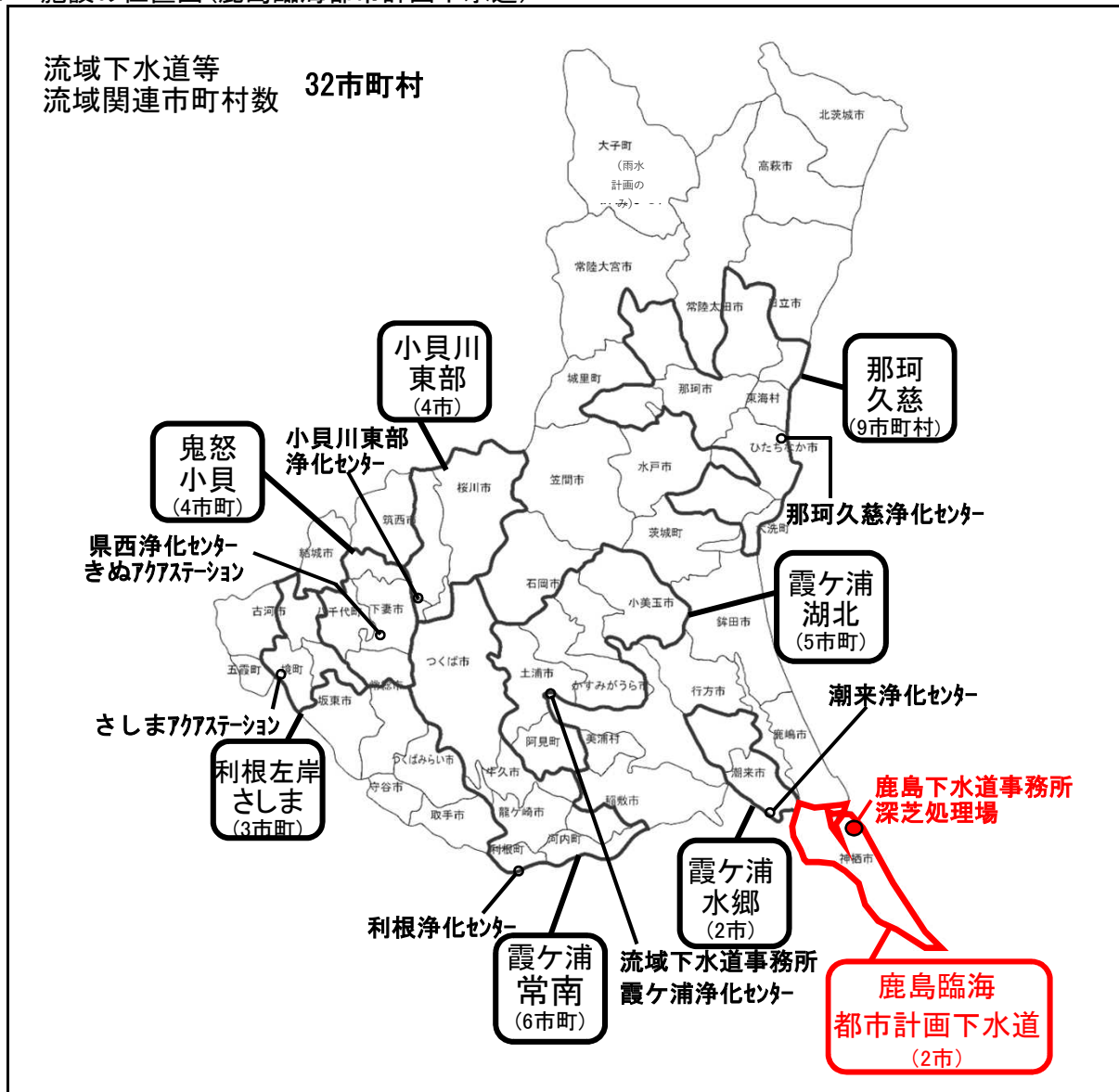
### 【方針】

- 広域化・共同化計画による市町村管理の汚水処理施設の統廃合や新たな工場立地など将来の需要増に対応していくことにより、経営基盤の強化を図っていく。
- 現行での施設運営により維持管理の合理化を図るとともに、さらに効果的な運営方式について検討を行っていく。

### 【理由】

- 当施設は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全のための役割を果たすため、引き続き施設を存続させる必要がある。
- なお、これまでもユーザー企業や市町村との協議等を通じてその効果を上げており、民間事業者による運営には課題があるなどの観点から、引き続き県において運営を継続し、国補事業を有効に活用しながら、老朽化した施設の更新を計画的に実施していくなど、合理化に取り組んでいく。

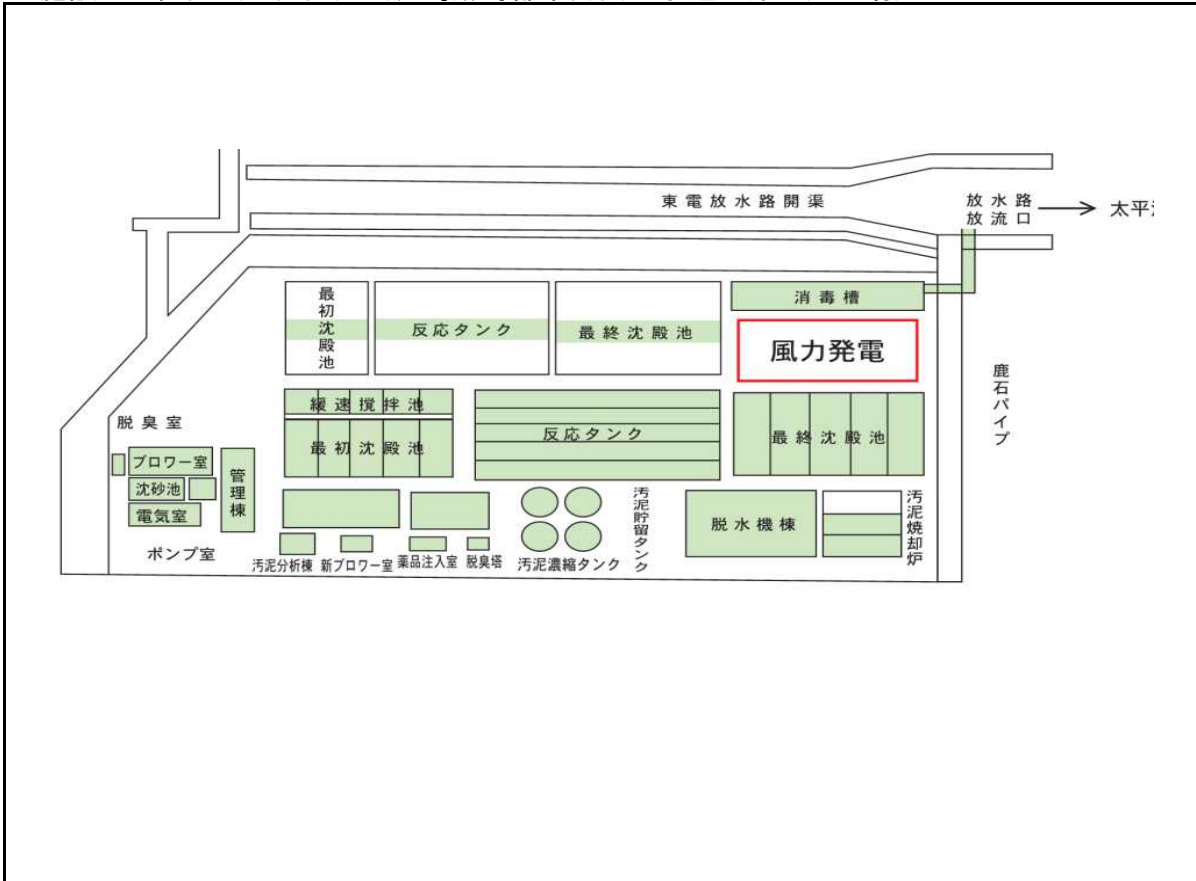
1 施設の位置図(鹿島臨海都市計画下水道)



2 施設の写真（鹿島臨海都市計画下水道・深芝処理場）



3 施設の配置図（平面図）（鹿島臨海都市計画下水道・深芝処理場）

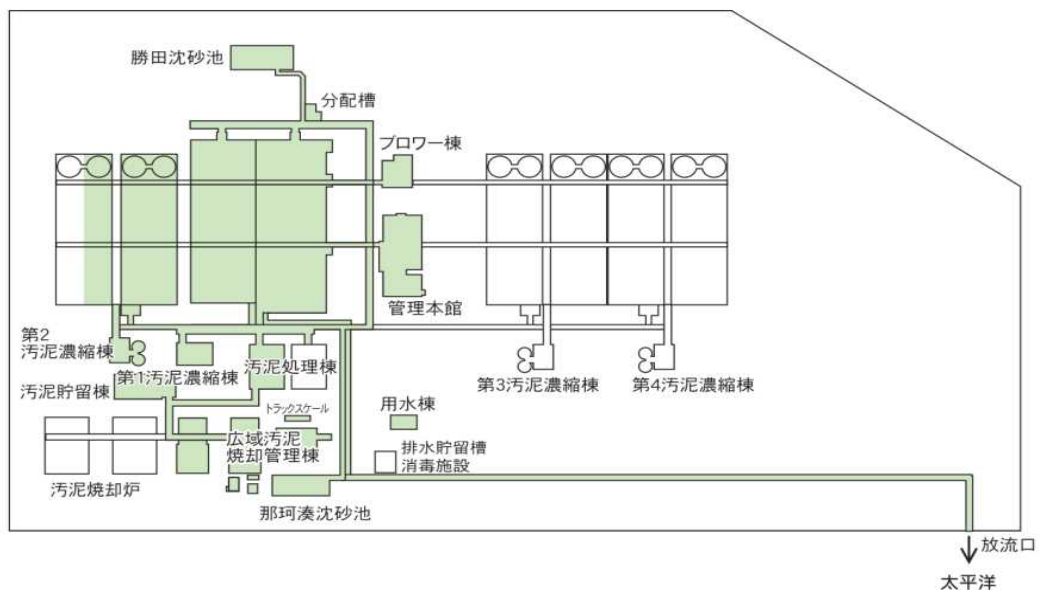




2 施設の写真（那珂久慈流域下水道・那珂久慈浄化センター）



3 施設の配置図（平面図）（那珂久慈流域下水道・那珂久慈浄化センター）



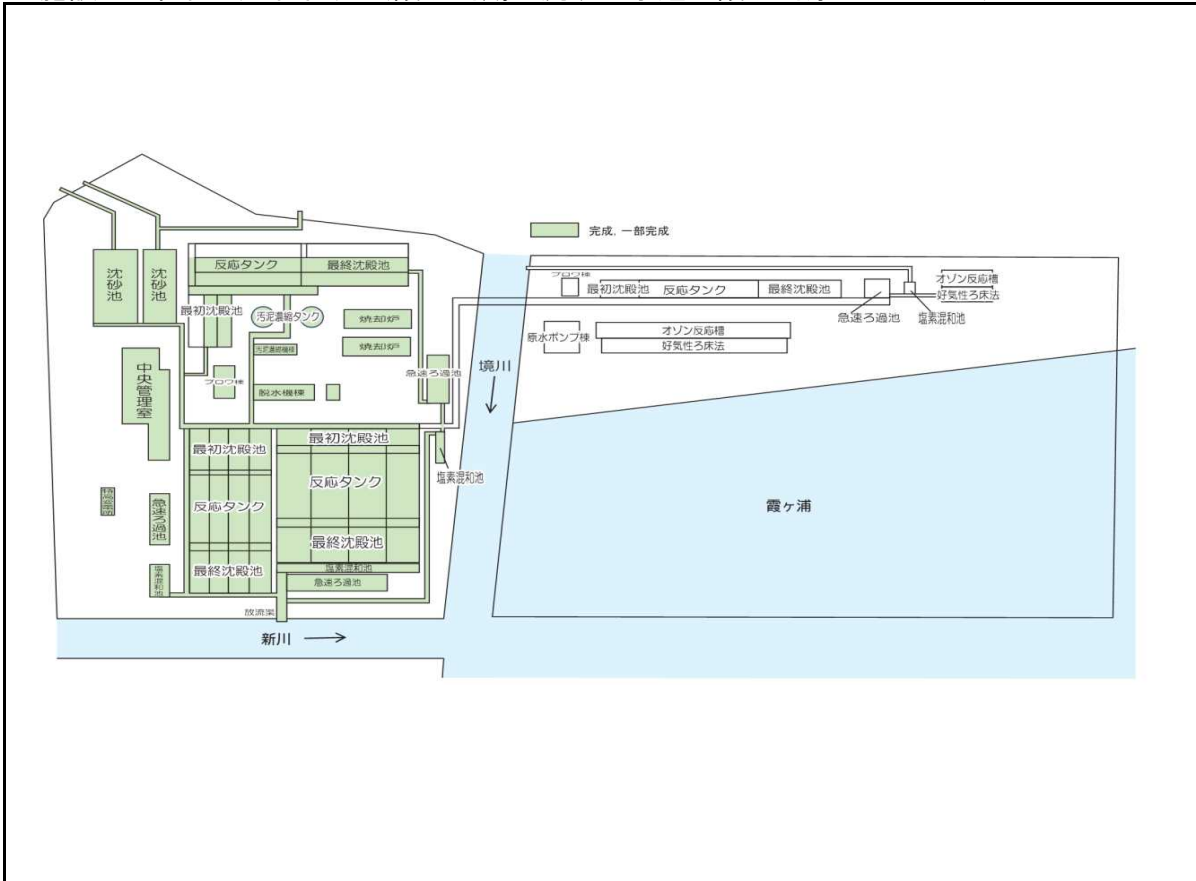




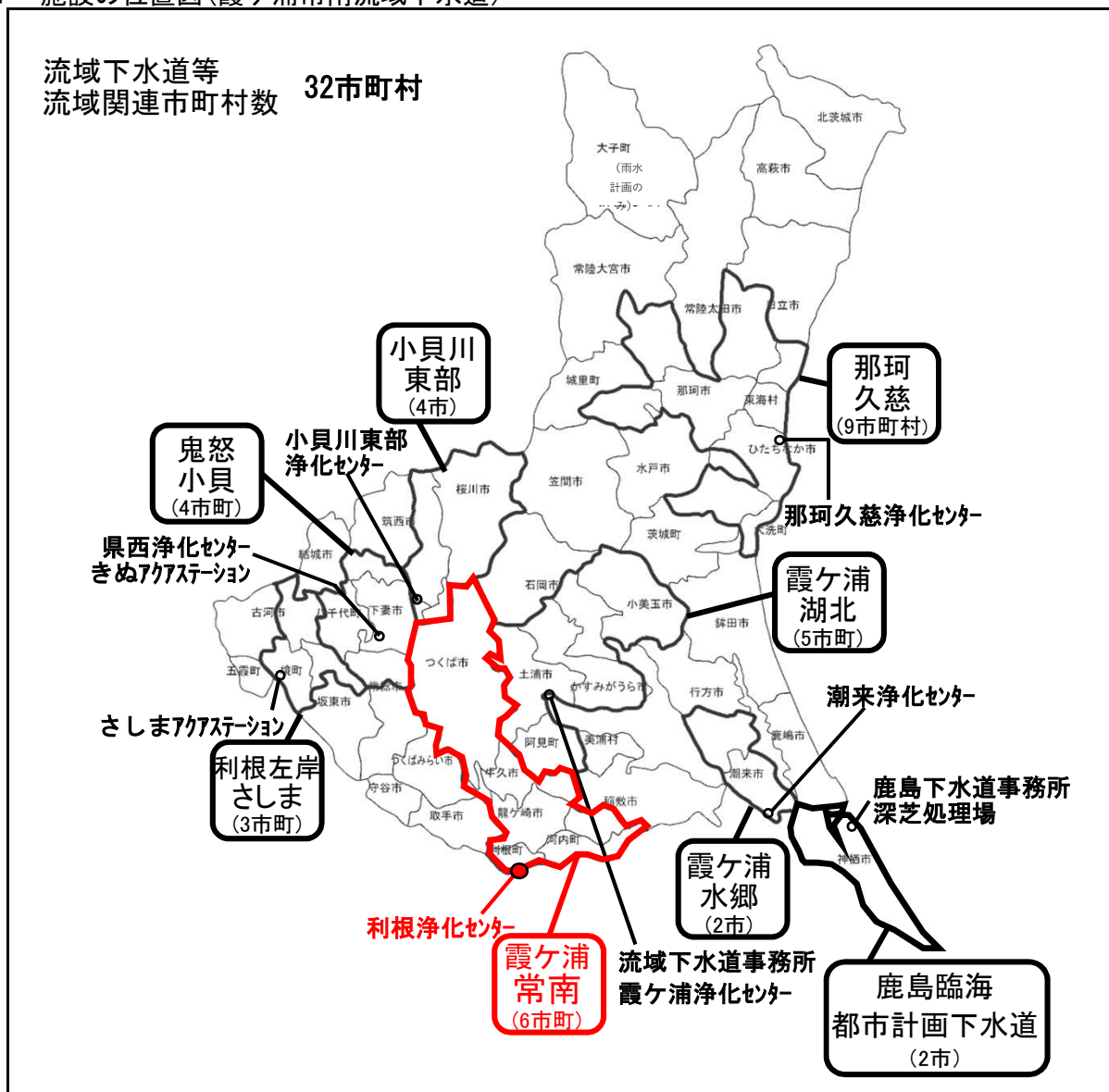
2 施設の写真（霞ヶ浦湖北流域下水道・霞ヶ浦浄化センター）



3 施設の配置図（平面図）（霞ヶ浦湖北流域下水道・霞ヶ浦浄化センター）



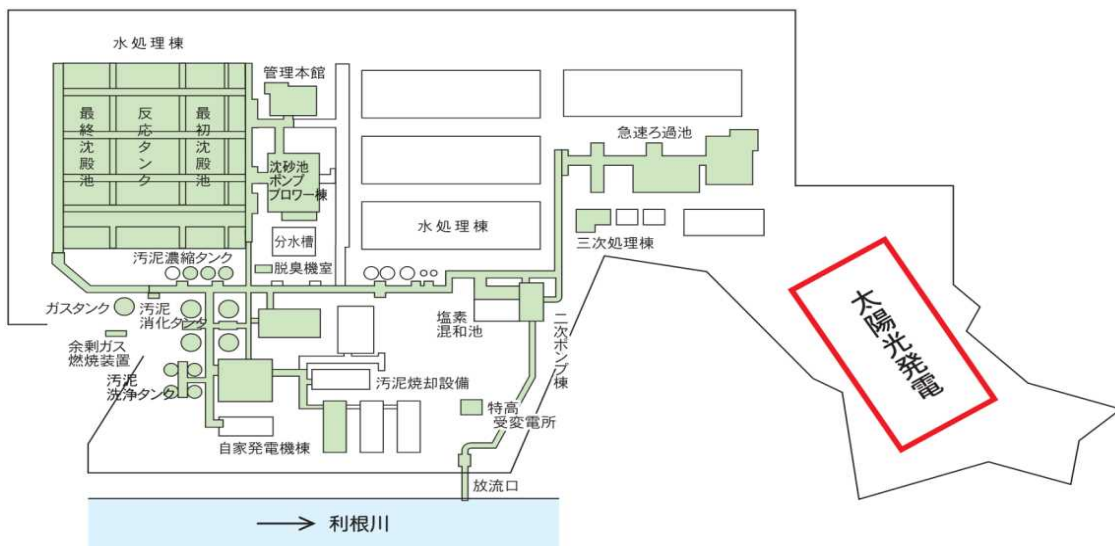
1 施設の位置図(霞ヶ浦常南流域下水道)



2 施設の写真（霞ヶ浦常南流域下水道・利根浄化センター）



3 施設の配置図（平面図）（霞ヶ浦常南流域下水道・利根浄化センター）

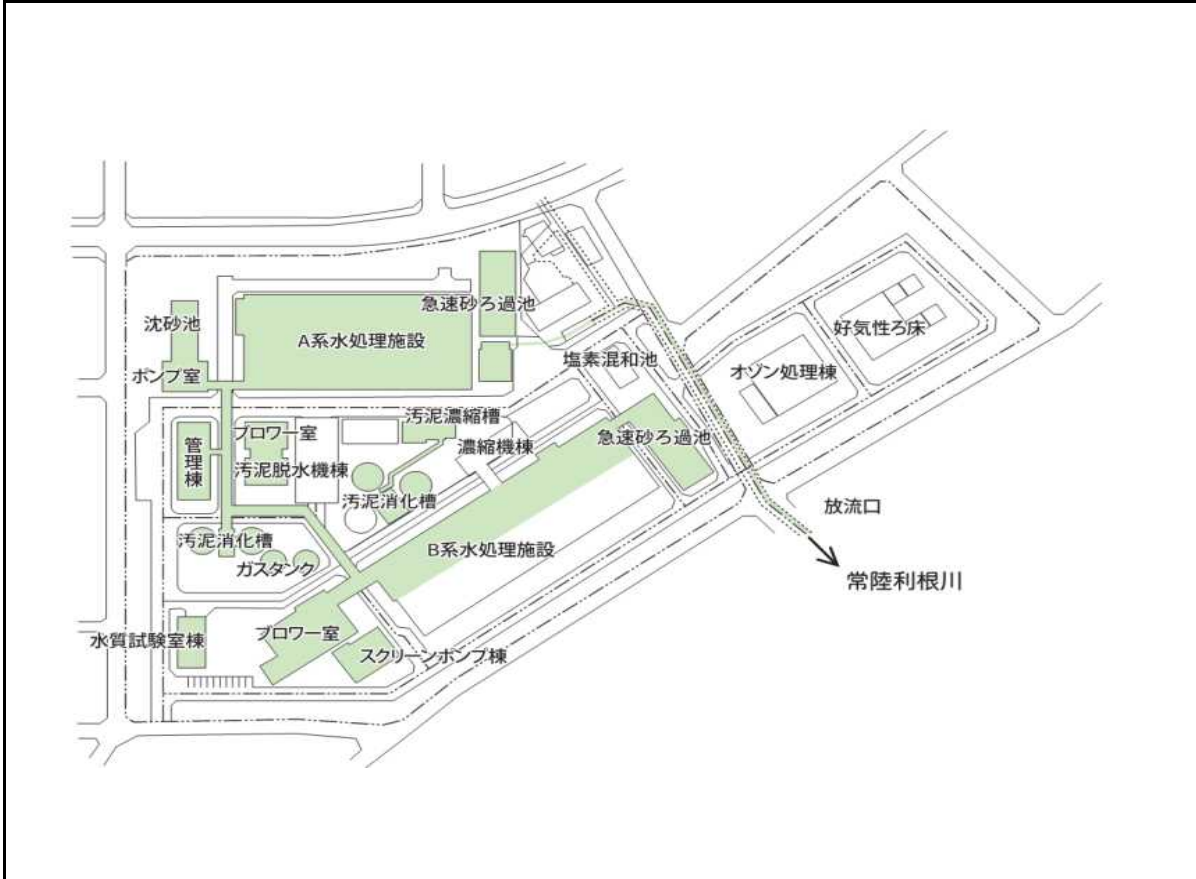




2 施設の写真（霞ヶ浦水郷流域下水道・潮来浄化センター）



3 施設の配置図（平面図）（霞ヶ浦水郷流域下水道・潮来浄化センター）

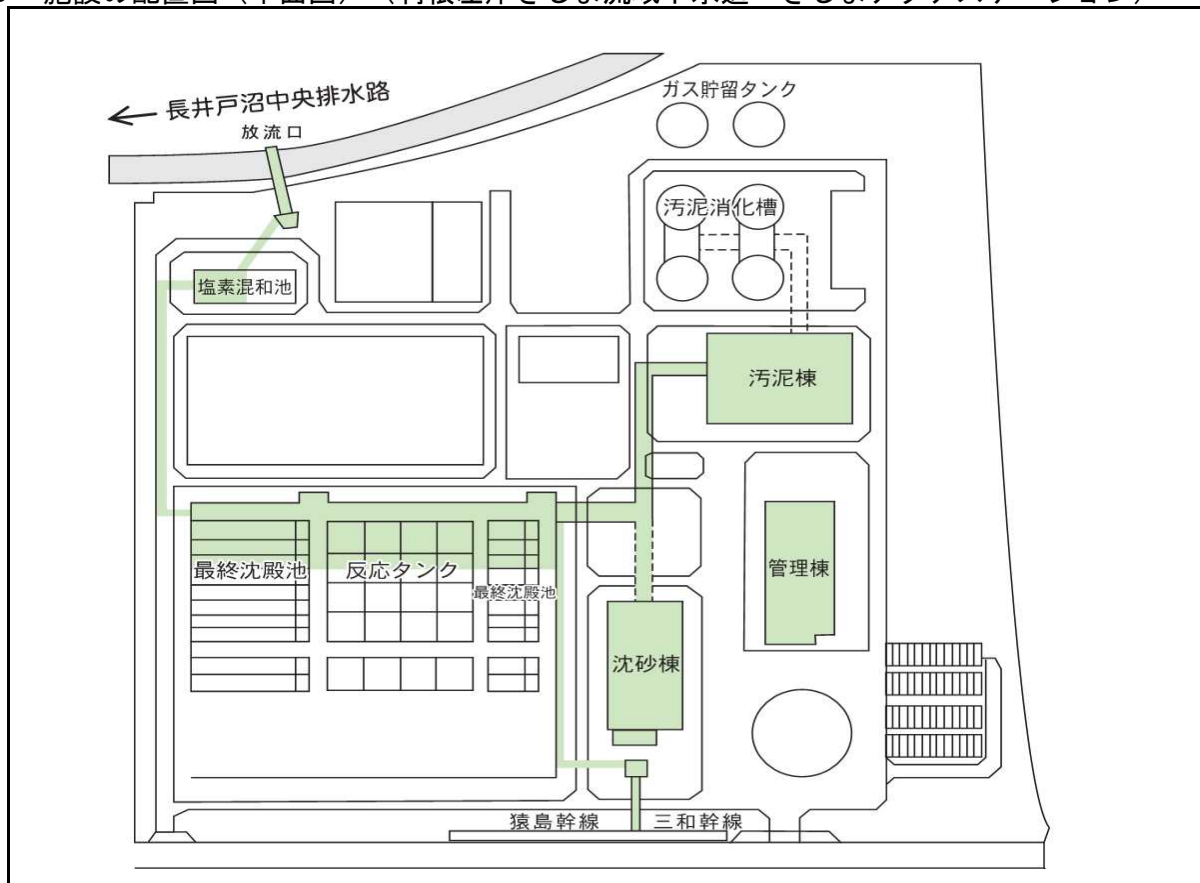




2 施設の写真（利根左岸さしま流域下水道・さしまアクアステーション）

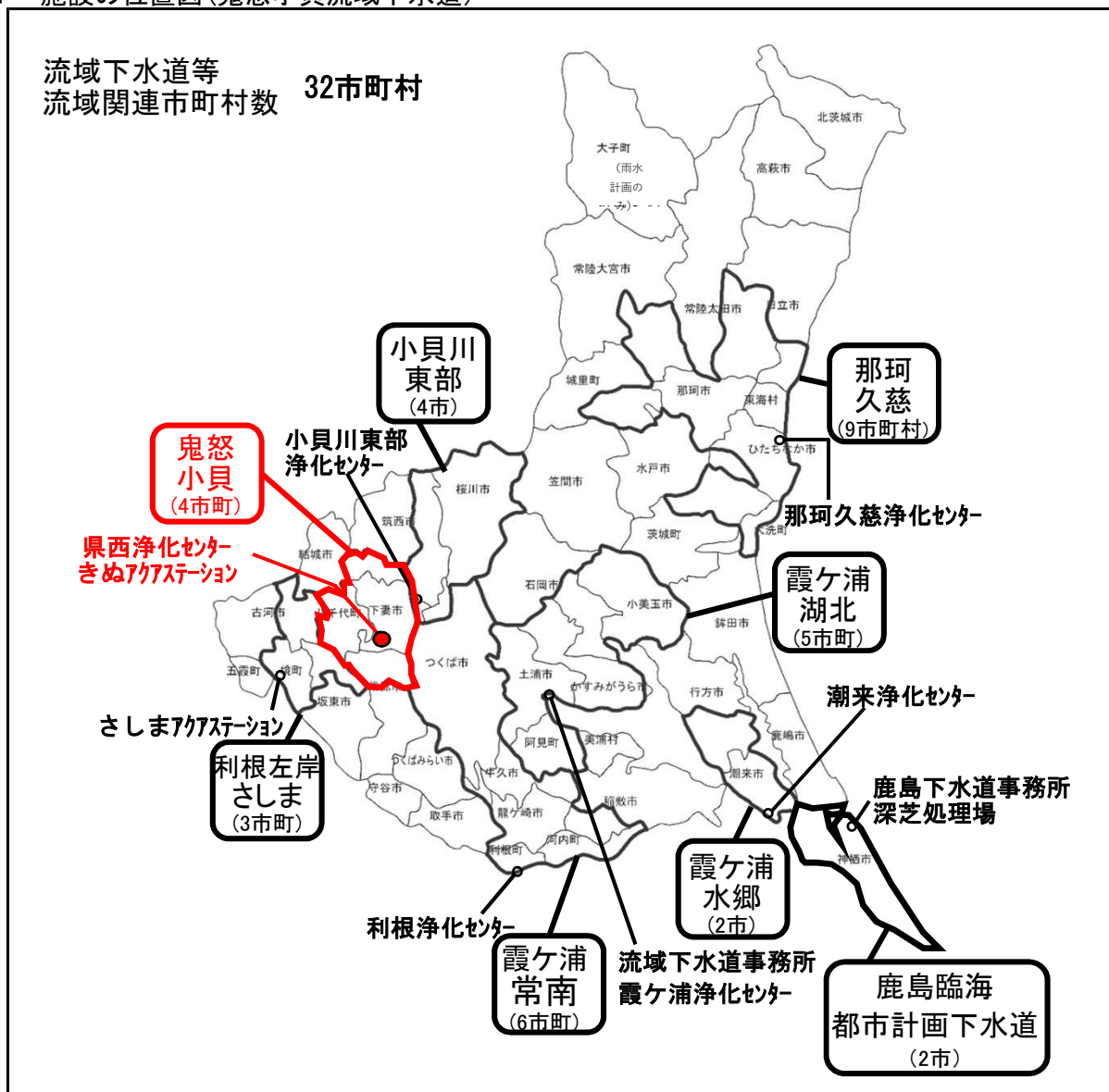


3 施設の配置図（平面図）（利根左岸さしま流域下水道・さしまアクアステーション）





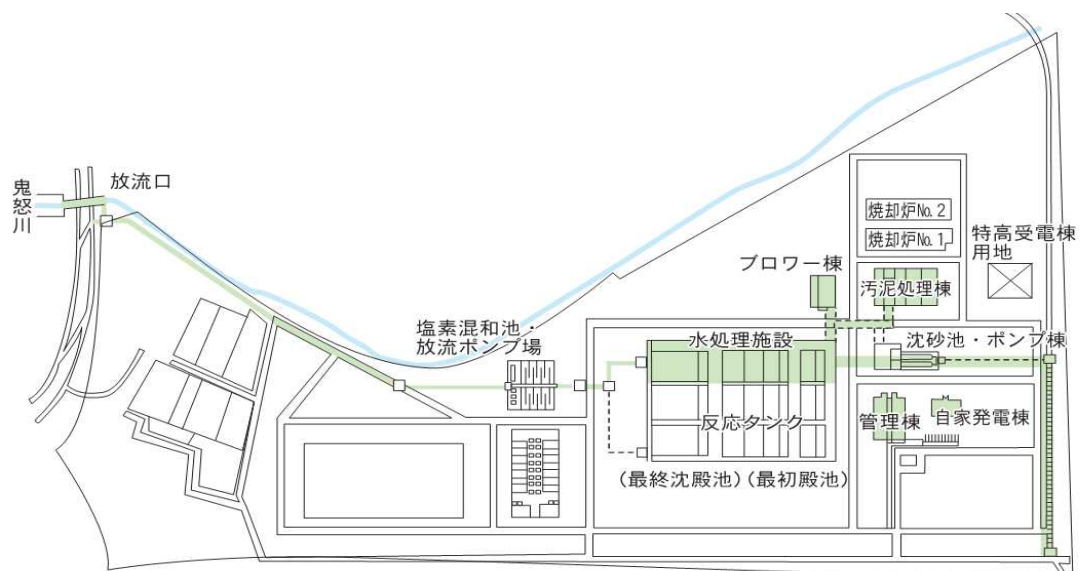
1 施設の位置図(鬼怒小貝流域下水道)



2 施設の写真（鬼怒小貝流域下水道・きぬアクアステーション）



3 施設の配置図（平面図）（鬼怒小貝流域下水道・きぬアクアステーション）

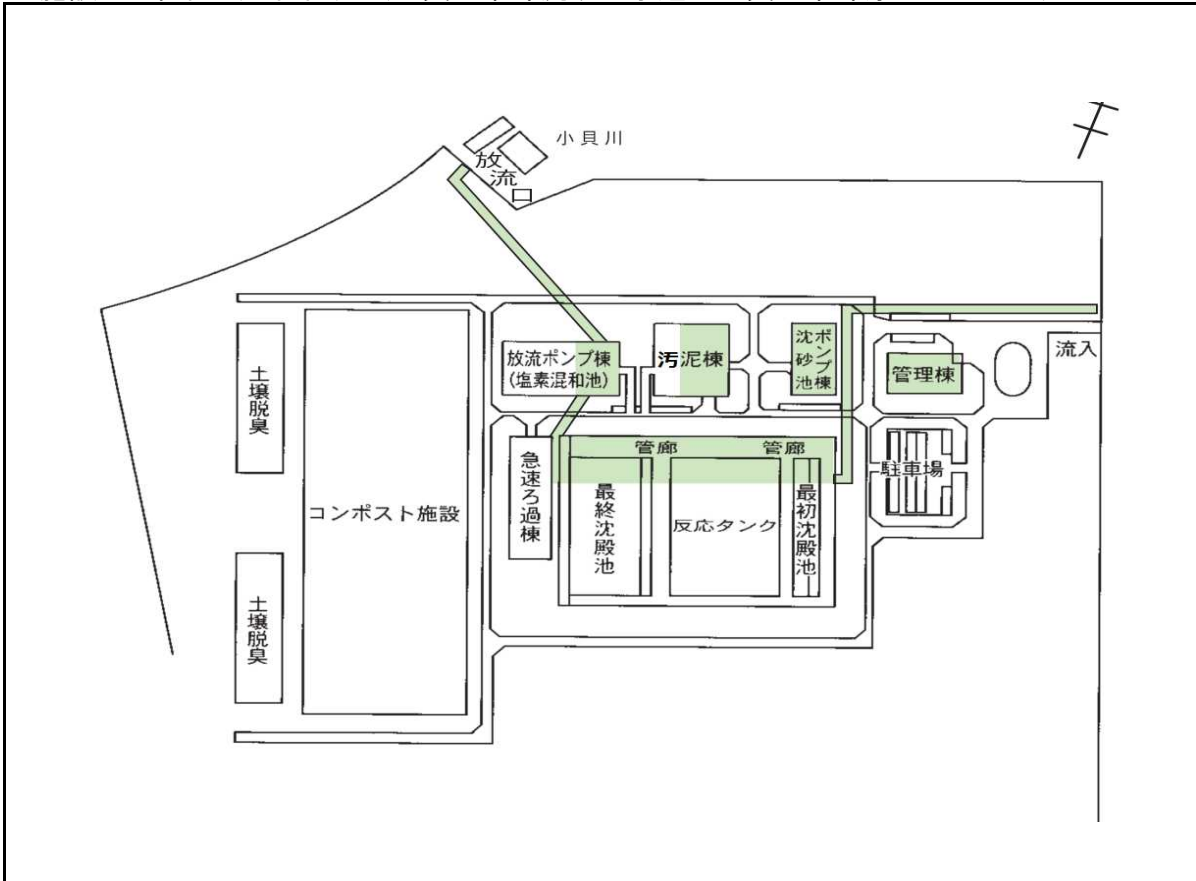




2 施設の写真（小貝川東部流域下水道・小貝川東部浄化センター）



3 施設の配置図（平面図）（小貝川東部流域下水道・小貝川東部浄化センター）



令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書  
(県有施設)

住宅課 (土木部)  
令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名 県営住宅及び共同施設

1 現状

(1) 施設の概要

- 県営住宅は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）及び条例等の趣旨に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するために設置されたものである。

所在地	茨城県内 28 市町村に所在
開業年月	昭和 26 年
施設概要	155 団地 977 棟 13,023 戸 集会所 96 施設
設置理由	公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として建設された住宅である。
設置の根拠法令等	公営住宅法、茨城県県営住宅条例
事業内容	住宅に困窮する低額所得者のために、低廉な家賃で良質な住宅を供給する
定員	-
利用料金	公営住宅の家賃は、入居者の収入状況を基本とし、公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

(2) 管理手法 ※令和 6 年 4 月 1 日時点

- 平成 18 年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者	一般財団法人茨城県住宅管理センター
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（5 年間）
従事者数	職員 81 人（常勤 26 人、非常勤 55 人）

(3) 利用状況

- 入居戸数は年々減少し、令和5年度末の入居戸数は9,377戸である。
- 一方で、近年、母（父）子世帯、高齢者世帯など、特に配慮が必要な世帯（要配慮世帯）は大きく増加し、全入居世帯の約7割を占めている。

【入居戸数の推移】

(単位：戸数)

年度	H19 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 /ピーク
入居戸数※	12,125	11,549	11,421	11,169	10,912	10,579	10,300	10,245	10,013	9,640	9,377	77.3%

※各年度、3月31日時点の入居戸数

【世帯区分別入居戸数】

(単位：戸数)

年度	入居 戸数	一般	一般以外						
			計	母(父)子	高齢者	障害者	外国人	単身者	その他
H19	12,125	7,349 (60.6%)	4,776 (39.4%)	2,600 (21.4%)	1,003 (8.3%)	334 (2.8%)	273 (2.3%)	551 (4.5%)	15 (0.1%)
R5	9,377	2,805 (29.9%)	6,572 (70.1%)	2,252 (24.0%)	2,135 (22.8%)	773 (8.2%)	279 (3.0%)	1,118 (11.9%)	15 (0.2%)

- ・ 母（父）子：20歳未満の子を扶養している世帯
- ・ 高齢者：60歳以上の方のみの世帯（単身者等を除く。）
- ・ 障害者：障害者がいる世帯（単身者を含む。）
- ・ 外国人：外国人国籍の世帯員がいる世帯（単身者を含む。）
- ・ 単身者：60歳以上の方、生活保護受給者
- ・ その他：海外からの引揚者など

(4) 運営状況

- 指定管理者は、県営住宅の入退去に関する事務、家賃や駐車場使用料の収納事務、県営住宅施設の修繕や維持管理業務などを行っている。
- 歳出のうち主なものは、県営住宅の住戸などの修繕費や施設の法定点検費などが約7割を占めている。
- 利用料収入（家賃等）については、県が直接受け入れている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計			歳出計			収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費		
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費			維持 管理費	その他
H26	1,448,483	1,448,483	-	0	1,448,483	222,106	1,226,377	0	0	716,013
H27	1,450,298	1,450,298	-	0	1,450,298	223,798	1,226,500	0	0	272,616
H28	1,448,304	1,448,304	-	0	1,448,304	222,217	1,226,087	0	0	705,056
H29	1,448,473	1,448,473	-	0	1,448,473	223,522	1,224,951	0	0	738,535
H30	1,448,408	1,448,408	-	0	1,448,408	224,821	1,223,587	0	0	637,898
R 1	1,463,029	1,463,029	-	0	1,463,029	226,856	1,236,173	0	0	822,752
R 2	1,475,583	1,475,583	-	0	1,475,583	229,425	1,246,158	0	0	745,935
R 3	1,524,593	1,524,593	-	0	1,524,593	230,530	1,294,063	0	0	1,261,424
R 4	1,524,439	1,524,439	-	0	1,524,439	231,222	1,293,217	0	0	1,063,854
R 5 (見込)	1,524,381	1,524,381	-	0	1,524,381	231,916	1,292,465	0	0	911,183
平均	1,475,599	1,475,599	-	0	1,475,599	226,641	1,248,958	0	0	787,527



**【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）**

- これまで規模の大きな修繕や住戸の改善については、国補事業等を活用しながら県が実施した。
- 主な実績としては、建物躯体の長寿命化を目的とした「外壁塗装や屋上防水改修」、既存住戸の居住性改善を目的とした「住戸改善工事」、既存エレベーターの安全性確保を目的とした「エレベーター改修工事」などを実施した。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	716,013	外壁塗装、屋上防水、住戸改善
H27	272,616	外壁塗装、屋上防水、住戸改善
H28	705,056	外壁塗装、屋上防水、住戸改善
H29	738,535	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
H30	637,898	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
R 1	822,752	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
R 2	745,935	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
R 3	1,261,424	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
R 4	1,063,854	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
R 5	911,183	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
計	7,875,266	

**（5）周辺エリア、類似施設等の状況**

- 令和5年4月1日時点で、県営住宅は約1万3千戸、市町村営住宅は約2万1千戸であり、全国的にも公営住宅の管理戸数は横ばいの状況となっている。

## 2 課題

- 本県の人口は減少傾向となっており、増加傾向にあった世帯数も減少傾向に転じると予想されているが、一方で、高齢単身者等の住宅の確保に配慮を要する世帯は増加傾向にあり、民間賃貸住宅への入居制限がみられるなど、県営住宅の役割において、住宅セーフティネットとしての対応が求められている。
- 県営住宅は、築40年を超えるものが約4割を占め、老朽化が進行している。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	—
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		—
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		—
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		—
⑤	廃止・休止・統合		—

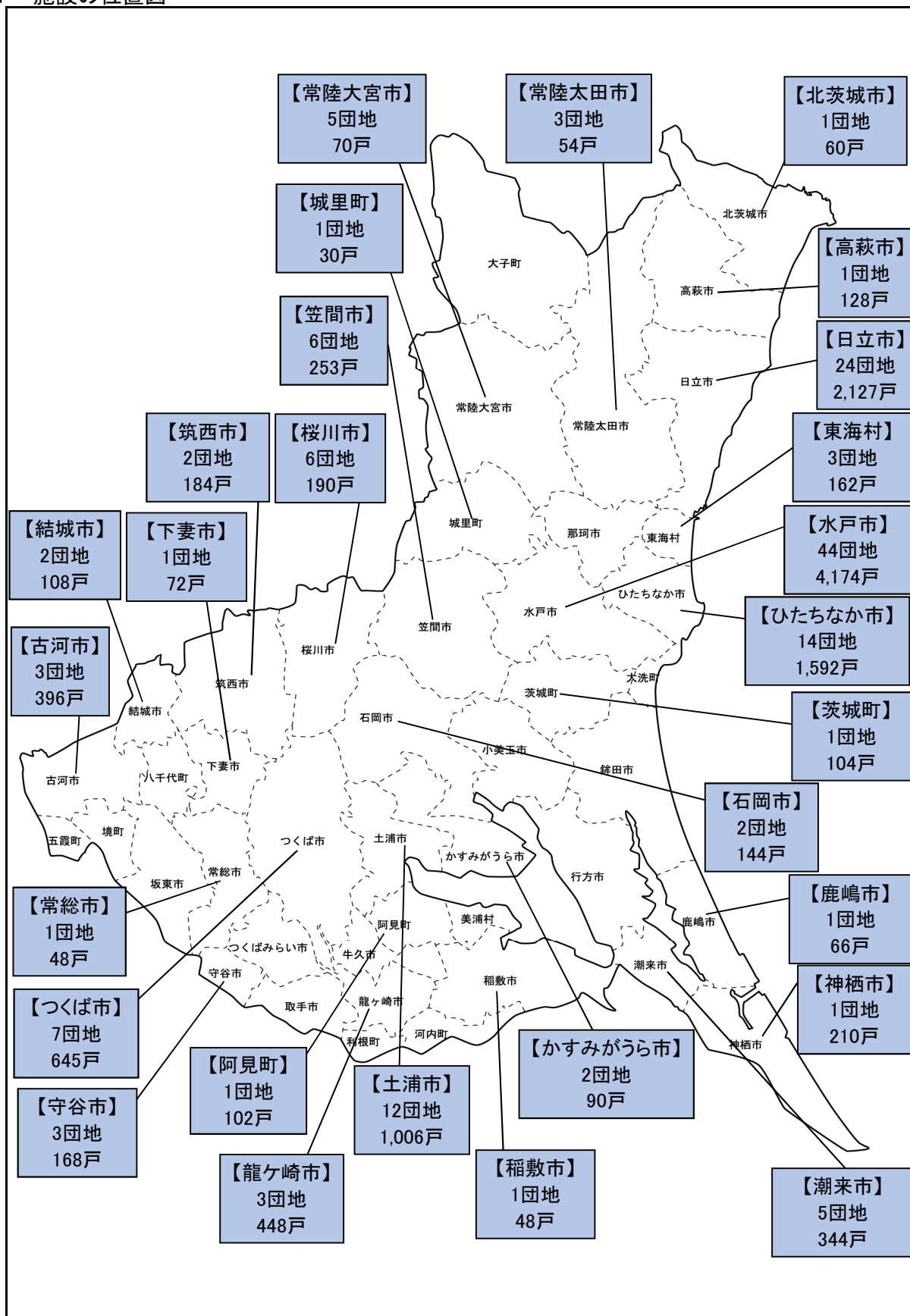
### 【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

### 【理由】

- 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする施設であることから、引き続き運営を継続する必要がある。
- 人口動態や住宅市場、県民ニーズ、住宅セーフティネットの状況を捉えながら、住宅の確保に配慮を要する世帯への確に住戸が提供されるよう、国補事業を有効に活用しながら、計画的な老朽化対策を実施していく。

1 施設の位置図



「2施設の写真」「3施設の配置図」は省略

令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書  
(出資団体等所有施設)

道路維持課 (土木部)  
令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名 みらい平駅前駐車場、筑波山つつじヶ丘駐車場、友部駅北口駐車場、水戸北スマート I C 駐車場【所有団体：茨城県道路公社】

1 現状

(1) 施設の概要

○ 4箇所の駐車場については、駅や観光地等の利用者の便宜を図るために設置。

施設名	みらい平駅前駐車場	筑波山つつじヶ丘駐車場	友部駅北口駐車場	水戸北スマート I C 駐車場
所在地	つくばみらい市陽光台	石岡市小幡	笠間市南友部	水戸市飯富町
敷地面積	2,767 m <sup>2</sup>	12,660 m <sup>2</sup>	3,730 m <sup>2</sup>	2,129 m <sup>2</sup>
設置年月	平成 17 年 8 月	平成 18 年 4 月	平成 20 年 2 月	平成 20 年 6 月
設置理由	・みらい平駅利用者への便宜を図るため、公共的なパークアンドライド駐車場として県からの依頼により設置。	・筑波スカイライン一般自動車事業から筑波山つつじヶ丘駐車場の経営転換を図り、かつ、筑波山観光関連施設の維持管理水準の向上を図るため設置。	・J R 友部駅橋上化と南北駅前広場の整備にあわせ、駅及び駅周辺施設利用者への便宜を図るため、公共的なパークアンドライド駐車場として笠間市からの依頼により設置。	・水戸北スマート I C から東京へ行き来する新規高速バス路線が運行されることになったことから、高速バス利用者への便宜を図るため、公共的なパークアンドライド駐車場として県からの依頼により設置。
料金	時間貸し 1 時間 100 円 (4 時間を超え 24 時間まで 500 円) 月極 5,700 円	1 回当たり 普通車 500 円 二輪車 200 円 バス 2,000 円 大型車 2,000 円 (10 分まで無料)	1 日当たり 500 円 (入庫から 24 時間経過ごとに料金 1 日分加算) 月極 5,300 円	1 回当たり 500 円
収容台数	100 台	400 台	131 台	63 台
敷地区分	県所有	自己所有	笠間市所有	県所有

## (2) 管理手法

- 管理は全て直営で実施し、筑波山つつじヶ丘駐車場は4人体制（嘱託職員3人、臨時職員1人）で管理、その他の3箇所の駐車場については、無人で自動料金精算機により管理。

## (3) 利用状況

- 筑波山つつじヶ丘駐車場を除く3箇所の駐車場については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度及び令和3年度の利用台数が減少したが、令和4年度から回復傾向にある。
- 水戸北スマートIC駐車場については、令和元年10月の台風により被災し、復旧まで約6か月間休止。（単位：台）

年度／施設名	みらい平駅前駐車場	筑波山つつじヶ丘駐車場	友部駅北口駐車場	水戸北スマートIC駐車場
ピーク	(H27) 38,111	(H26) 98,790	(H26) 38,134	(H28) 7,097
H26	37,398	98,790	38,134	6,738
H27	38,111	95,909	38,069	6,788
H28	37,780	94,810	36,350	7,097
H29	37,337	91,370	34,358	7,028
H30	37,308	93,835	34,663	6,892
R1	37,209	86,386	33,154	3,597
R2	32,819	85,999	26,719	1,942
R3	33,044	91,169	24,759	1,907
R4	35,560	85,590	29,739	3,047
R5	37,822	83,044	32,963	5,247
R5／ピーク	99.2%	84.1%	86.4%	73.9%

#### (4) 経営状況

○ 各駐車場とも収支については、機器の更新・追加や災害等による影響を受けた年度を除き黒字となっている。

##### 【収支の推移】

(単位：千円)

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
み ら い 平 駅 前	収入計 (A)	8,065	8,348	7,945	7,641	7,829	8,723	6,805	6,799	8,013	9,058
	うち利用料金	8,001	8,140	7,910	7,612	7,798	8,688	6,763	6,760	7,917	9,022
	うちその他	64	208	35	29	31	35	42	39	96	36
	支出計 (B)	3,548	12,817	5,653	5,472	6,671	7,471	5,838	5,330	5,961	5,983
	うち人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち維持管理費等	3,548	12,817	5,653	5,472	6,671	7,471	5,838	5,330	5,961	5,983
	うち機器更新等	0	4,808	0	0	0	0	0	0	0	0
	収支 (A - B)	4,517	△ 4,469	2,292	2,169	1,158	1,252	967	1,469	2,052	3,075
	つ つ じ が 丘	収入計 (A)	47,328	45,527	43,179	42,621	46,001	42,293	41,951	43,998	41,897
うち利用料金		45,614	43,837	41,660	41,110	44,477	40,769	40,276	42,405	40,049	38,569
うちその他		1,714	1,690	1,519	1,511	1,524	1,524	1,675	1,593	1,848	1,940
支出計 (B)		33,123	30,588	32,494	43,405	30,441	27,369	31,402	30,515	30,043	29,296
うち人件費		13,559	11,575	9,957	5,882	6,271	6,392	6,526	6,206	6,562	6,630
うち維持管理費等		19,564	19,013	22,537	37,523	24,170	20,977	24,876	24,309	23,481	22,666
うち機器更新等		0	0	0	16,680	0	0	0	0	0	0
収支 (A - B)		14,205	14,939	10,685	△ 784	15,560	14,924	10,549	13,483	11,854	11,213

(単位：千円)

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
友 部 駅 北 口	収入計 (A)	9,426	9,153	8,741	8,411	8,357	7,686	5,416	5,401	6,863	7,999
	うち利用料金	9,355	9,085	8,708	8,380	8,327	7,655	5,383	5,371	6,780	7,967
	うちその他	71	68	33	31	30	31	33	30	83	32
	支出計 (B)	4,678	4,659	4,442	4,016	4,200	4,333	6,008	4,403	7,646	4,931
	うち人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち維持管理費等	4,678	4,659	4,442	4,016	4,200	4,333	6,008	4,403	7,646	4,931
	うち機器更新等	0	0	0	0	0	0	1,463	0	3,729	0
収支 (A - B)	4,748	4,494	4,299	4,395	4,157	3,353	△ 592	998	△ 783	3,068	
水 戸 北 I C	収入計 (A)	2,788	2,814	2,914	2,880	3,168	2,120	1,017	967	1,542	2,634
	うち利用料金	2,695	2,715	2,838	2,812	3,084	1,712	974	954	1,523	2,623
	うちその他	93	99	76	68	84	408	43	13	19	11
	支出計 (B)	1,526	1,675	1,488	1,357	1,339	5,915	832	1,152	1,308	1,506
	うち人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち維持管理費等	1,526	1,675	1,488	1,357	1,339	5,915	832	1,152	1,308	1,506
	うち機器更新等	0	0	0	0	0	3,378	0	0	0	0
収支 (A - B)	1,262	1,139	1,426	1,523	1,829	△ 3,795	185	△ 185	234	1,128	



## (5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

### ア 周辺エリアの動向

- みらい平駅前駐車場、友部駅北口駐車場については、共に近隣に民間駐車場が数箇所存在するが、収容台数が少ない。
- 残る2箇所の駐車場については、近隣に駐車場がない。

みらい平駅前駐車場	筑波山つつじヶ丘駐車場	友部駅北口駐車場	水戸北スマートIC駐車場
・みらい平駅周辺には、民間駐車場が数箇所あるが、収容台数が少なく民間だけでは利便性の確保が難しい。	・筑波山中腹周辺に駐車場はない。	・友部駅周辺には、民間駐車場が数箇所あるが、収容台数が少なく民間だけでは利便性の確保が難しい。	・周辺に駐車場はない。 ・水戸北スマートICを經由する高速バスが毎日運航されている。(日立市役所～東京ディズニーリゾート間、高萩駅・日立駅～東京駅間)

### イ 他県の類似施設

- 関東近県では、栃木県、埼玉県及び神奈川県各道路公社が有料駐車場事業を実施。

## 2 課題

- みらい平駅前駐車場及び友部駅北口駐車場においては、駅周辺の民間駐車場は収容台数が少なく、また、筑波山つつじヶ丘駐車場及び水戸北スマートIC駐車場においては、周辺に民間駐車場がない状況であり、いずれの駐車場においても多数の県民に利用されていることから、県民の駐車場需要に応える必要がある。

### 3 対応方針

※該当するものに「○」を付すこと。

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第4回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

#### 【方針】

○ 引き続き経費節減と収入の確保に努め、有料駐車場事業を継続していく。

#### 【理由】

○ 全ての駐車場が多数の県民に利用されており、ほぼ毎年度黒字となっていることから、経営基盤の強化への取り組みとして継続するとともに、県民の駐車場需要に応える必要があるため。

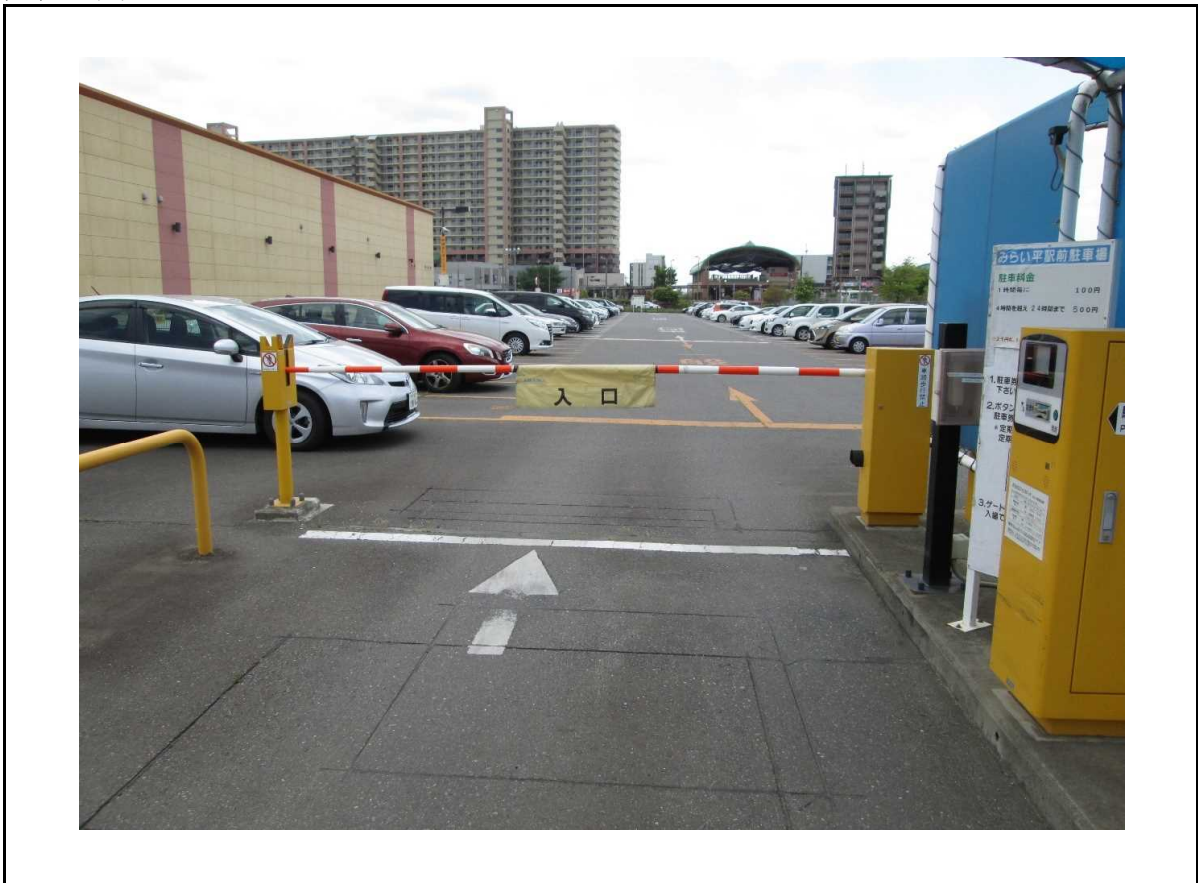
○施設の位置図及び写真

1 みらい平駅前駐車場

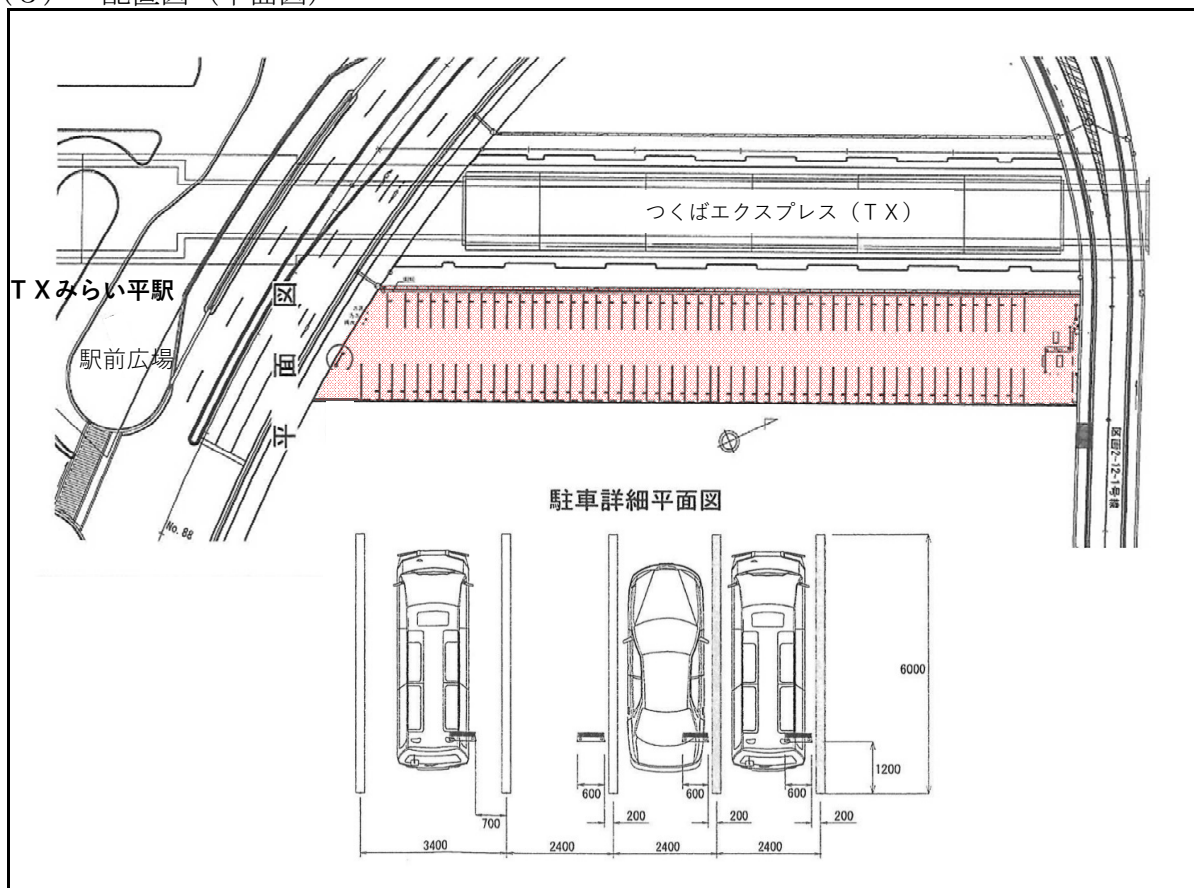
(1) 位置図



(2) 写真



(3) 配置図 (平面図)



## 2 筑波山つつじヶ丘駐車場

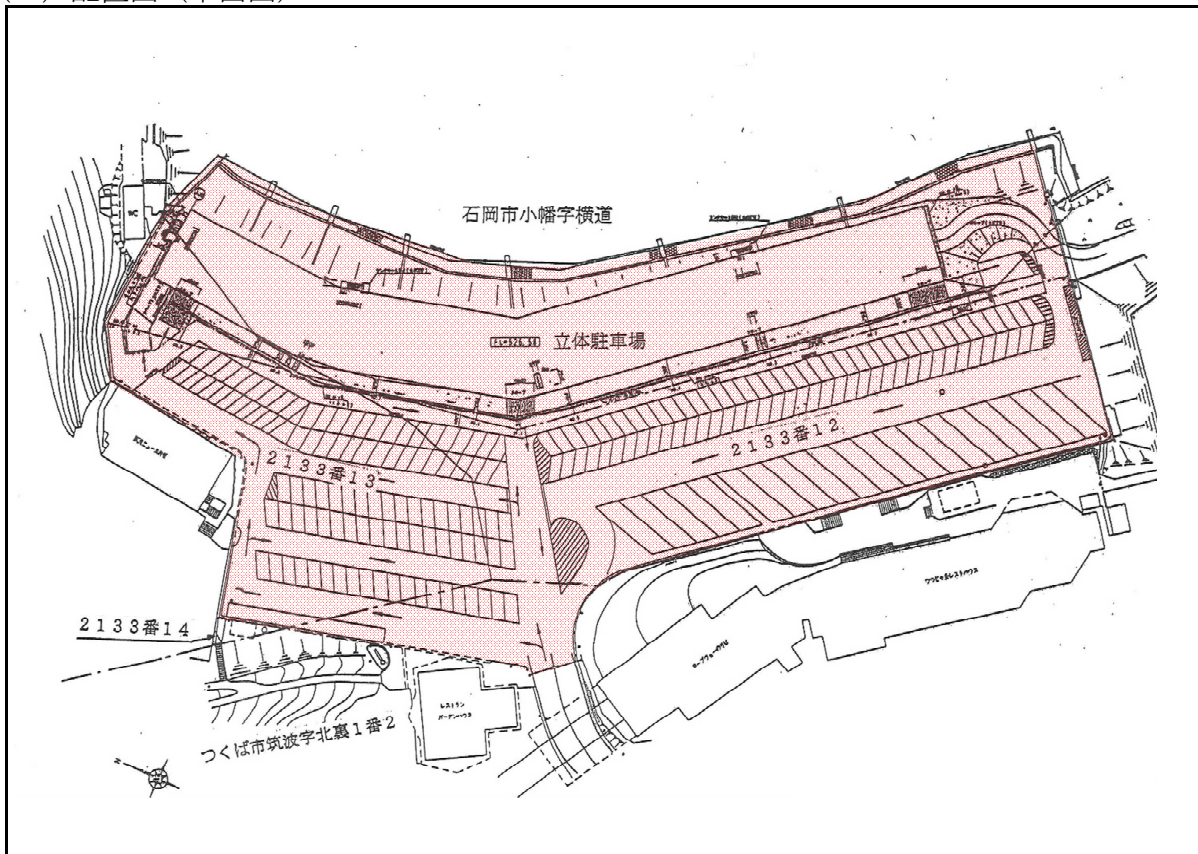
### (1) 位置図



### (2) 写真



(3) 配置図 (平面図)



### 3 友部駅北口駐車場

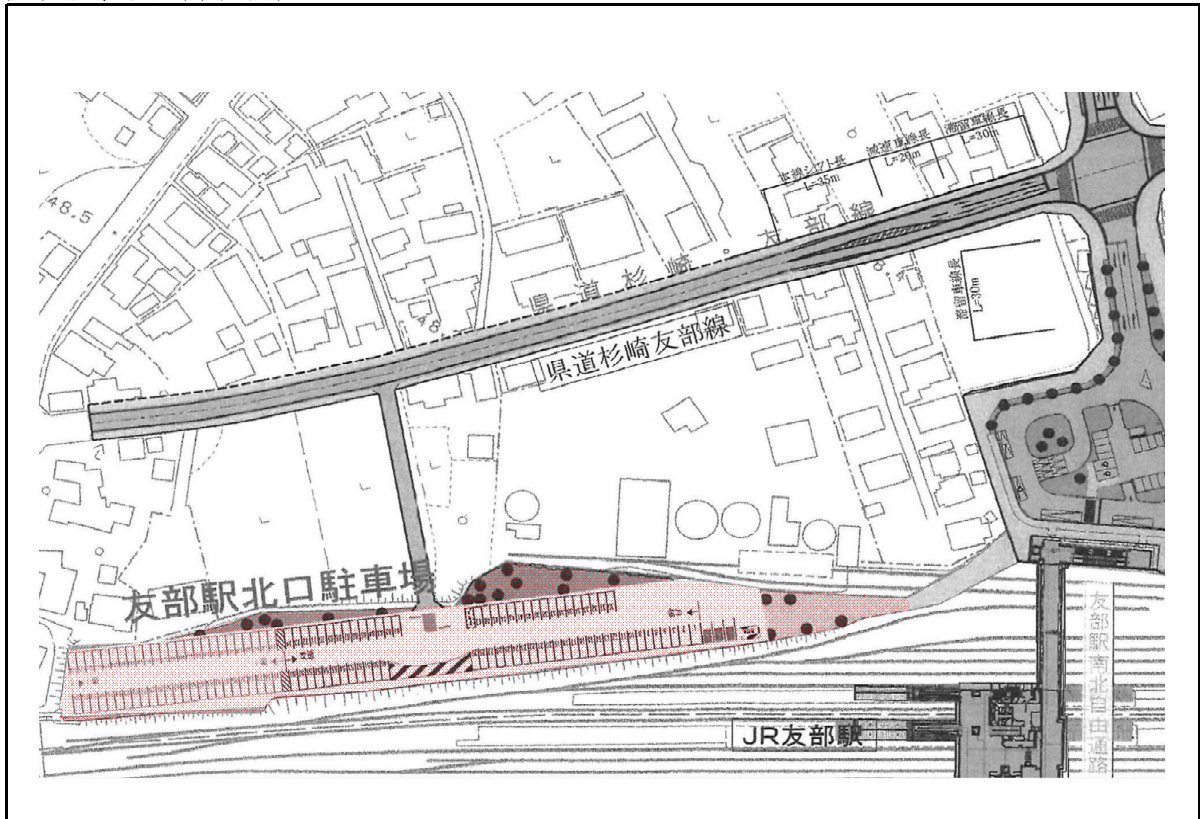
#### (1) 位置図



#### (2) 写真



(3) 配置図 (平面図)





#### 4 水戸北スマートIC駐車場

##### (1) 位置図



##### (2) 写真





令和 6 年度 公の施設等運営状況報告書  
(出資団体等所有施設)

港湾課 (土木部)  
令和 6 年 6 月 12 日 (水)

○施設名：大洗港フェリーターミナルビル 【所有団体：株式会社茨城ポートオーソリティ】

## 1 現状

### (1) 施設の概要

- 大洗港フェリーターミナルビルは、定期フェリー運航に必要なサービス提供をするため設置した施設である。

所在地	東茨城郡大洗町港中央2
開業年月	平成6年
施設概要	施設敷地 2,680 m <sup>2</sup> 、鉄骨鉄筋コンクリート造3階建
設置理由	大洗港区のフェリーターミナルとして設置
事業内容	フェリーターミナル施設、自社事務所、テナント事業
利用料金	待合所：無料、事務室は個別契約

### (2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 株式会社茨城ポートオーソリティが直営で実施し、従業員数は6人（プロパー社員3人、嘱託社員3人）で管理運営を行っている。

### (3) 利用状況

- コロナ禍の2年間（令和2年度及び3年度）は船舶乗降人員数が大きく減少したものの、令和5年度は170,153人と、過去最高を記録した。

#### 【船舶乗降人員数の推移】

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (ピーク)	R5/ピーク
船舶乗降 人員数	155,810	139,380	140,231	142,048	146,490	164,963	97,533	114,136	154,967	170,153	100%

(4) 経営状況

- 大洗港フェリーターミナルビルにおいては、大洗港区と苫小牧港との定期フェリー航路の運航に必要なサービスを提供するため、フェリー会社等へのテナント事業等を実施するほか、自社事務所を設置している。
- 令和5年度は25百万の利益を計上する見込みである。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	収入計				支出計				収支 (A-B)
	(A)	利用料	県支援額	その他	(B)	人件費	維持 管理費	その他	
H26	78,132	78,132	-	-	58,744	3,910	45,244	9,590	19,388
H27	78,911	78,911	-	-	92,969	3,770	51,758	37,441	△14,058
H28	78,902	78,902	-	-	69,638	3,892	45,840	19,906	9,264
H29	79,073	79,073	-	-	71,084	3,662	52,942	14,480	7,989
H30	83,734	83,734	-	-	67,868	4,033	51,033	12,802	15,866
R 1	84,036	84,036	-	-	65,710	3,507	47,612	14,591	18,326
R 2	78,536	78,536	-	-	60,632	4,108	40,518	16,006	17,904
R 3	80,069	80,069	-	-	54,835	3,522	35,707	15,606	25,234
R 4	70,740	70,740	-	-	42,378	3,690	34,001	4,687	28,362
R 5 (見込)	71,196	71,196	-	-	45,806	4,225	33,907	7,674	25,390
平均	78,333	78,333	-	-	62,966	3,832	43,856	15,278	15,367

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

（単位：千円）

年度	修繕実績額		修繕内容
		県支援額	
H26	58,200	-	空調機器更新
H27	60,210	-	外壁改修
H28	-	-	
H29	36,300	-	待合ロビー改修
H30	-	-	
R 1	-	-	
R 2	-	-	
R 3	-	-	
R 4	-	-	
R 5	-	-	
計	154,710	-	

（5）周辺エリア、類似施設等の状況

- 周辺エリアは、「ひたちなか大洗リゾート構想」に基づき、地元市町や関係団体が連携し、観光消費の向上等に取り組んでいる。
- 同エリアにおいて、当施設は唯一のフェリーターミナルであり、類似施設はないため、他所に当ビルの代替機能を求めることは困難な状況である。

2 課題

- 大洗港区は北海道へのフェリーの玄関港であり、観光拠点としての機能強化に取り組む必要がある。
- 施設設置から 30 年経過しており、施設の老朽化や設備の経年劣化への対応が必要である。

### 3 対応方針

※該当するものに「○」を付すこと。

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	—
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		—
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		—
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		—
⑤	廃止・休止・統合		—

#### 【方針】

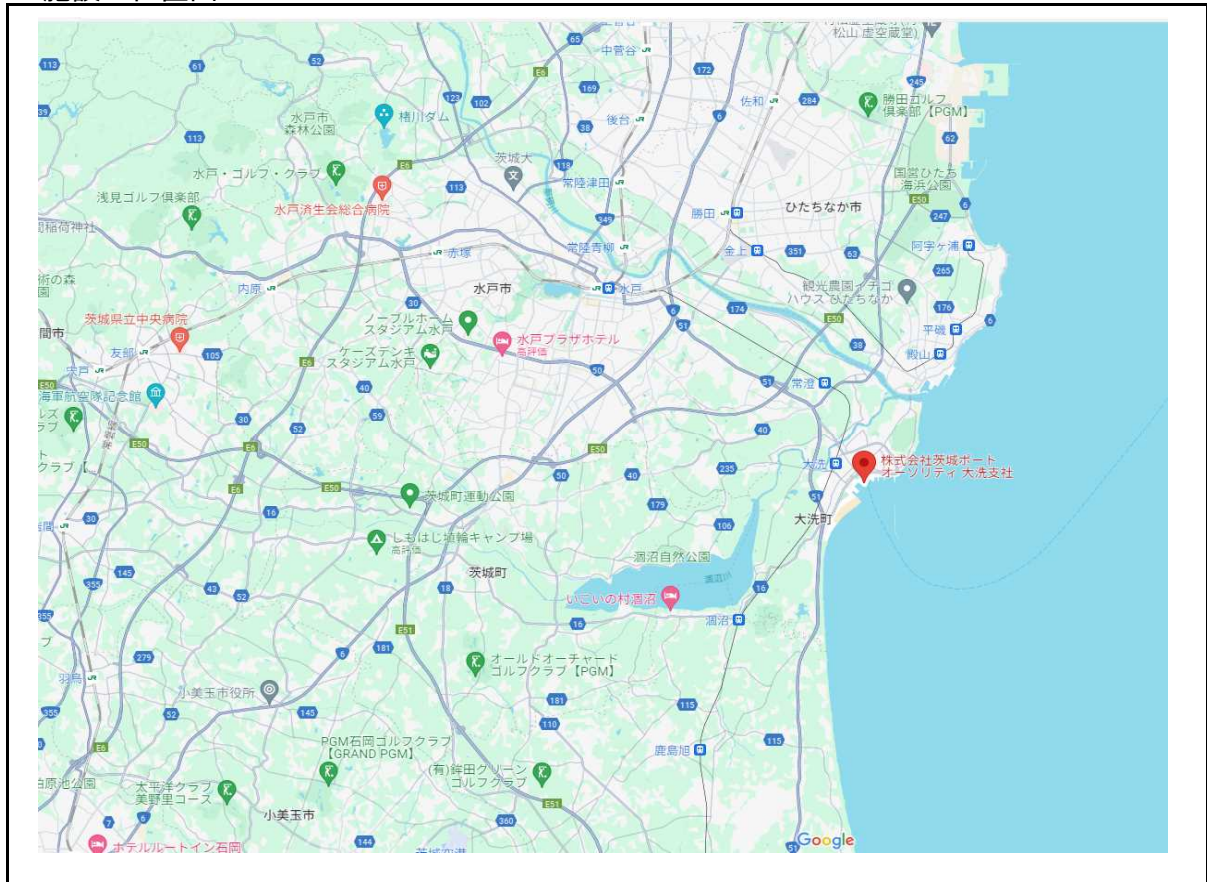
- 現行での施設運営を継続し、効率的な維持管理を行う。

#### 【理由】

- 当施設はこれまで、定期フェリー運航に必要なサービスを提供するため、フェリー運航会社と連携して利用者の利便性向上を図るなど、フェリー運航に欠かせない施設となっていることから、引き続き施設を存続させる必要がある。
- 施設の管理運営に当たっては、周辺地域に代替施設が無く、他の民間事業者での運営は困難である。また、施設等の老朽化対策を適切に実施するなど、株式会社茨城ポートオーソリティが引き続き管理運営を継続していく。

(参考)

## 1 施設の位置図

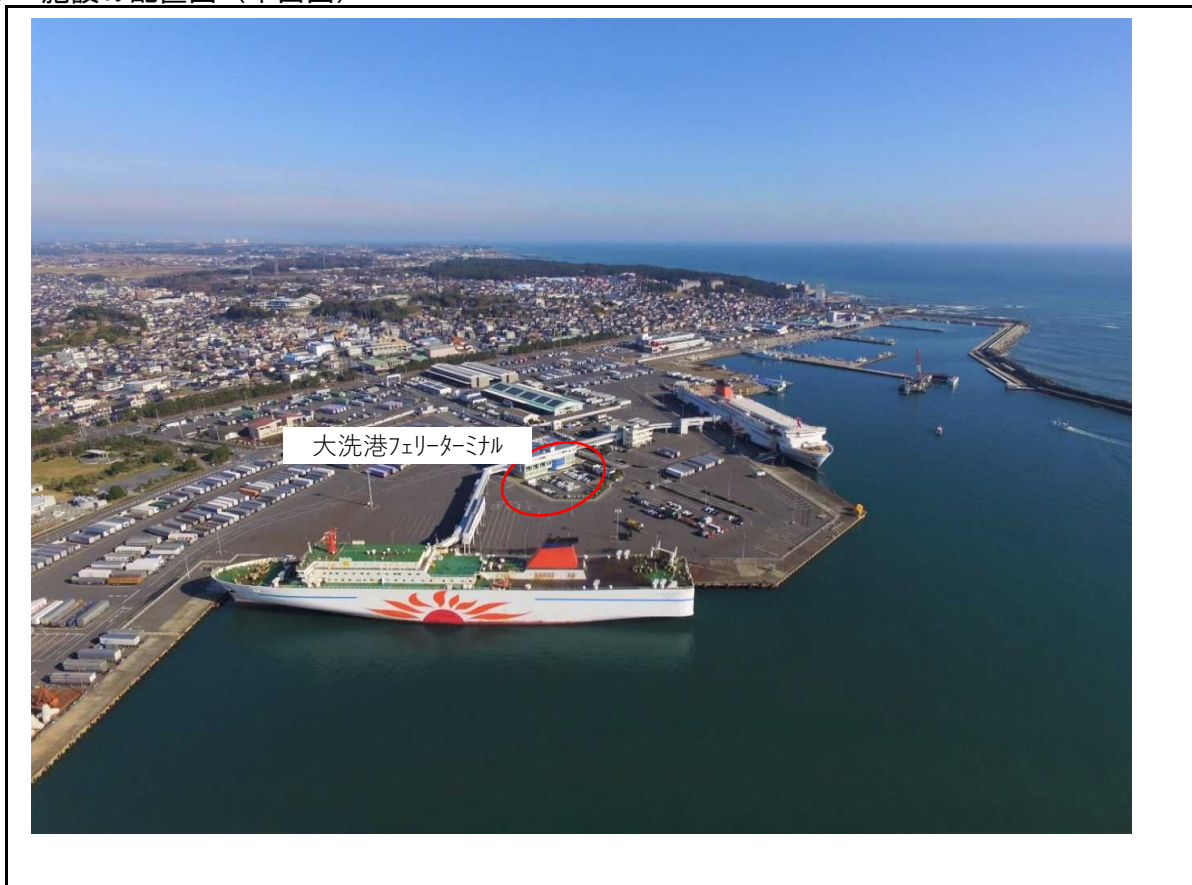


## 2 施設の写真





3 施設の配置図（平面図）



令和6年6月4日開会

①

# 令和6年第2回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

## 令和6年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第110号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第1号）	1
第111号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
第112号議案 茨城県県税条例等の一部を改正する条例	6
第113号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	10
第114号議案 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	11
第115号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	12
第116号議案 茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	13
第117号議案 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例	14
第118号議案 工事請負契約の締結について（県庁舎ヒートポンプ更新工事）	15
第119号議案 工事請負契約の締結について（茨城県植物園等整備工事）	16
第120号議案 訴えの提起について	17
第121号議案 特定調停について	18
第122号議案 権利の放棄について（産業廃棄物処理費用に係る損害賠償金）	20
第123号議案 権利の放棄について（中小企業高度化資金貸付金）	21
報告第3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	23

予 算

## 第110号議案

### 令和6年度 茨城県一般会計補正予算（第1号）

令和6年度茨城県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,222,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,252,413,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		129,837,901 <sup>千円</sup>	1,210,067 <sup>千円</sup>	131,047,968 <sup>千円</sup>
	2 国庫補助金	76,188,818	1,210,067	77,398,885
12 繰入金		45,824,520	12,780	45,837,300
	2 基金繰入金	45,076,069	12,780	45,088,849
歳入合計		1,251,190,267	1,222,847	1,252,413,114

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画開発費		14,349,520 <sup>千円</sup>	20,000 <sup>千円</sup>	14,369,520 <sup>千円</sup>
	2 開発費	5,513,338	20,000	5,533,338
4 生活環境費		11,567,672	404,392	11,972,064
	2 環境保全費	9,636,946	404,392	10,041,338
6 保健医療費		137,574,677	71,075	137,645,752
	3 医薬費	11,752,361	71,075	11,823,436
8 労働費		3,681,673	42,100	3,723,773
	1 労働政策費	638,792	42,100	680,892
9 農林水産業費		42,100,775	292,500	42,393,275
	1 農業費	11,547,511	262,000	11,809,511
	4 水産業費	4,485,291	30,500	4,515,791
10 営業戦略費		6,502,834	350,000	6,852,834
	2 誘客・販路拡大推進費	3,764,803	350,000	4,114,803
12 商工費		117,813,618	30,000	117,843,618
	3 中小企業費	2,945,607	30,000	2,975,607
13 土木費		98,954,561	12,780	98,967,341
	1 土木管理費	3,676,615	12,780	3,689,395
歳出合計		1,251,190,267	1,222,847	1,252,413,114

第2表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
中小事業者災害対応 再生可能エネルギー 導入利子補給	茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者等に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和11年度	融資総額1億1,050万円の融資残高に対し、茨城県中小事業者災害対応再生可能エネルギー導入利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額



# 報 告

## 報告第3号

### 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記2件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。  
原案承認されたい。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 2

### 損害賠償の額の決定について

国道354号で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 3,666,256円

2 損害賠償の相手方

行方市石神1680番地の2

堀越運送有限会社

代表取締役 堀越 広幸

3 事故発生の日時及び場所

令和5年10月29日（日）午前8時20分頃

行方市次木300番地地先国道上

4 事故の概要

普通特種自動車で国道354号から倉庫へ進入する際、道路側溝のグレーチング蓋を跳ね上げ、普通特種自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年4月25日

茨城県知事 大井川 和彦

令和6年6月4日開会

# 令和6年第2回茨城県議会定例会議案概要説明書

茨 城 県

# 目 次

	頁
1. 令和6年度一般会計予算各部局別一覧 .....	1
2. 令和6年度一般会計補正予算各部局別一覧 .....	3
3. 令和6年度一般会計予算款別財源別一覧 .....	5
4. 令和6年度一般会計補正予算款別財源別一覧 .....	7
5. 令和6年度一般会計補正予算概要 .....	9
6. 条例その他の概要 .....	23
7. 専決処分概要 .....	27

1. 令和6年度 一般会計予算各部局別一覽 (今回補正を含む)

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	総 額 に 対 す る 比	
				予 算 額	一 般 財 源
県 議 会 事 務 局	1,688,202	14,327	1,673,875	0.14 %	0.19 %
監 査 委 員 事 務 局	168,384	13	168,371	0.01	0.02
人 事 委 員 会 事 務 局	144,469	13	144,456	0.01	0.02
労 働 委 員 会 事 務 局	131,071	14	131,057	0.01	0.02
会 計 事 務 局	1,094,341	64,784	1,029,557	0.09	0.12
総 務 部	358,754,475	3,603,956	355,150,519	28.65	40.89
政 策 企 画 部	14,146,562	8,814,099	5,332,463	1.13	0.61
県 民 生 活 環 境 部	12,037,095	8,530,260	3,506,835	0.96	0.40
防 災 ・ 危 機 管 理 部	4,916,266	3,425,116	1,491,150	0.39	0.17
保 健 医 療 部	137,638,610	16,258,916	121,379,694	10.99	13.97
福 祉 部	94,008,990	25,625,261	68,383,729	7.51	7.87
営 業 戦 略 部	6,951,202	2,635,451	4,315,751	0.56	0.50

(1)

(2)

立地推進部	18,060,836	13,556,766	4,504,070	1.44	0.52
産業戦略部	121,527,444	115,410,089	6,117,355	9.70	0.70
農林水産部	42,584,505	24,733,014	17,851,491	3.40	2.06
土木部	100,098,197	75,041,578	25,056,619	7.99	2.89
教育庁	273,920,160	78,056,976	195,863,184	21.87	22.55
警察本部	64,542,305	8,082,095	56,460,210	5.15	6.50
合計	1,252,413,114	383,852,728	868,560,386	一般財源内訳 県 税 418,023,167 地方消費税清算金 140,423,272 地方譲与税 56,922,826 地方特例交付金 10,180,000 地方交付税 196,974,000 交通安全対策特別交付金 705,000 寄附金 55,148 繰入金 23,441,545 繰越金 5,000,000 諸収入 9,735,428 県債 7,100,000	

## 2. 令和6年度 一般会計補正予算各部局別一覧（今回分）

（単位 千円）

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	総 額 に 対 す る 比	
				予 算 額	一 般 財 源
県 議 会 事 務 局	—	—	—	0.00 %	0.00 %
監 査 委 員 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
人 事 委 員 会 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
労 働 委 員 会 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
会 計 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
総 務 部	—	—	—	0.00	0.00
政 策 企 画 部	20,000	20,000	—	1.64	0.00
県 民 生 活 環 境 部	404,392	404,392	—	33.07	0.00
防 災 ・ 危 機 管 理 部	—	—	—	0.00	0.00
保 健 医 療 部	71,075	71,075	—	5.81	0.00
福 祉 部	—	—	—	0.00	0.00
営 業 戦 略 部	350,000	350,000	—	28.62	0.00

(3)



(4)

立地推進部	—	—	—	0.00	0.00
産業戦略部	72,100	72,100	—	5.90	0.00
農林水産部	292,500	292,500	—	23.92	0.00
土木部	12,780	—	12,780	1.04	100.00
教育庁	—	—	—	0.00	0.00
警察本部	—	—	—	0.00	0.00
合計	1,222,847	1,210,067	12,780	一般財源内訳 繰入金 12,780	

# 一 般 会 計 補 正 予 算 概 要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
都市局建築指導課				
建築管理費				
建築防災事業費	12,780	—	12,780	建築物等震災対策事業費 建築物等震災対策事業費 12,780 (現計 14,783)
合 計	1,222,847	国庫支出金 1,210,067	12,780	一般財源内訳 繰入金 12,780

專 決 処 分 概 要

## 7. 専決処分概要

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

(1) 茨城県県税条例の一部を改正する条例（令和6年3月30日専決処分）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

(2) 損害賠償の額の決定について（令和6年4月25日専決処分）

令和5年10月29日（日）行方市次木300番地地先国道上で発生した自動車破損事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。